

J

# 日本婦人問題懇話会会報

1999 No. 58

a p a n

“ドメスティック・バイオレンス”

W  
omen's

## シンポジウム

- ドメスティック・バイオレンス
- 男性側のケアからの視点
- 女性に対する暴力は社会的問題

## 会員寄稿

- ・ 軽費老人ホームの値上げ問題をめぐつ
- ・ 女性と国際結婚（その二）
- ・ 性差別表現についての問答
- ・ 政治の周辺で 1999年通常国会
- ・ モノを言おう！

山川菊栄記念婦人問題研究奨励金  
贈呈式の記録

F

連載 家計補助から自己実現へ（下）  
その二

orum

## 特集

D·Vシンポジウムに向けて

志白岐 亜都子

シンポジウム「ドメスティック・バイオレンス（親しい男性からの暴力）Ⅰ」

ドメスティック・バイオレンスという“問題” 内藤和美

東京都「女性に対する暴力」調査報告 波田あい子

シンポジウム「ドメスティック・バイオレンス（親しい男性からの暴力）Ⅱ」

被害女性の側からの報告 平川和子

加害男性への教育プログラム

——アメリカの取組——

中村正

ドメスティック・バイオレンスⅡ男性側のケアからの視点 草柳和之

女性に対する暴力は社会的問題

石毛美智子

39

31

26

18

8

4

2

## 会員投稿

軽費老人ホームの値上げ問題をめぐつて

菅 谷 直 子

女性と国際結婚 その二

田 中 ゆうこ

性差別表現についての問答

ジェンダーと表現の会

政治の周辺で 一九九九通常国会 法案への不安と期待

駒 野 陽 子

モノを言おう!

梶 谷 典 子

「家計補助」から「自己実現」へ (下) その二

柴 田 博 美

一九九七年度 山川菊栄記念婦人問題研究奨励金 贈呈式の記録

山川菊栄記念会について

選考経過

推薦の言葉

記念講演

藤 目 ゆ き  
菅 谷 直 子  
井 上 輝 子  
鈴 木 裕 子  
木 裕 子

87 83 80 78 69 64 62 56 50 43

# DVシンポジウムに向けて

志自岐亜都子

## 北京で知った「DV」という言葉

初めてDVという言葉を知ったのは九五年の北京女性会議のNGOフォーラムであった。その当時は、DVではなく、「夫や恋人からの女性への暴力」という訳語で私の耳に飛び込んできた。それまで、取り立ててDVに関心があつたわけではなかつたが、北京でそれが世界中の女性を苦しめている問題であると、認識させられたのだ。

女性の力が強い、フェミニズムの牙城とも見られるアメリカでも、夫からの暴力に苦しむ妻がたくさん存在することにある種の驚きを感じながらも、妙に納得もしていた。きっと、日本にも暴力に苦しんでいる女性がたくさんいるだらうことは、容易に想像できた。

以来、親しい友人や知人に「女性への暴力ってどこの国にもある問題なのよね」と、問い合わせてみた。

## 波田さんのシンポジウムに衝撃を受けて

そんなときに日に飛び込んできたのが、東京都のウイメンズプラザで行なわれた「ドメステイツク・バイオレンス」の講座である。ここにはシンポジウムパートIに講師をお願いした波田あいこさんがお話をされていた。

彼女の言葉の中で、「バタード・ウーマン」という言葉を知り、またアメリカの女性がDVにどのように取り組んできたかを知つた。アメリカの女性が恥ずかしさや慘めさの付きまとう「バタード・ウーマン」＝殴られる女という名称を自ら使つたこと。また、女性運動の中から生まれたシエルターが瞬く間に全国へ広がつていったことなど、私には目から鱗の落ちるような驚きの事実だった。

波田さんのシンポジウムで衝撃を受け、自分の住む足立区の女性と一緒に、DVについての自主学習会を開いた。全部で五回の学習会には内藤和美さんをはじめ、シェルター運動に直接かかわっている人や、婦人相談を行なつている人など、主と

して現場で活動している方々から話を聞いた。

こうした経緯から、私も婦人問題懇話会のDVのシンポジウムに一方ならぬ関心を持ったのである。

### 家庭内の差別に切り込む

いま、なぜDVがこれほど社会的な関心を呼んでいるのだろうか？　またそれよりも疑問なのは、なぜこれまでDVが見逃されたのだろうか？　である。

ウーマン・リブ運動からすでに二五年以上の月日が過ぎている。男女平等は遅々として進まないという見解もあるが、その一方で企業内における性暴力は「セクハラ」として認識され、各地には女性センターが建てられ、女性学が学問として認知され始めている。それでも長い間、DVの被害者は女性にすら自分の体験を話すことができないような、無理解に苦しんできた。DVという問題は社会的な側面を持ちながらも、その一方で極めて個人的な、家庭の内部で起こっている問題である。間違っているかもしれないが、私は日本の女性運動は労働分野、文化、政治の分野ではなんらかの発言をし、運動としても取り組んできたが、家庭の内部の問題には切り込んで来なかつたのだと思う。

家庭の中で個人として男と女が向き合う。だが、それは個人ではあるが、その背中に社会が作り出している男女の不平等な関係を背負つて向き合っているのだ。これは女性にとって、とてもとても苦しく厳しい戦いだ。一人で男性社会全部を相手に戦っているような苦しさだ。自分の意見をひとつ通すにも本当に骨が折れる。

男と女は違う、女は男に養われている、男の言うことがなぜ聞けない……、男女不平等社会が作り出したマッチョ男の被害者になつてているのが、つまりDVの被害者であり、バタード・ウーマンなのだ。それは殴られていない女と別の社会を生きているわけではない。たまたま、いくぶんかましな男と暮らすことができただけで、もしかしたらバタード・ウーマンになつていたかもしれない危険性を持ち合わせている。DVの中で、孤軍奮闘、孤独な戦いを強いられている女性に私たちは何ができるのか。行政の予算でシェルターを作らせればそれで、問題が解決するというような単純なものでないことだけは確かだ。

さて、第2回目のDVシンポジウムには男性のパネラーも出席する。男と女がお互いに仲良くなりたい、親しくなりたいと願いながら、なぜ殴る蹴る、最後には殺すまでに至つてしまうのか。私自身の問題だと思いながら議論に加わりたいと望んでいる。

## シンポジウム 「ドメスティック・バイオレンス（親しい男性からの暴力）Ⅰ」

—なぜ女たちは逃げないのか？逃げられないのか？その社会的要因と心理的要因—

一九九八年五月二三日（土）於 豊島区立男女平等推進センター

司会 奥山 妙子

### ドメスティック・バイオレンスという「問題」

内藤和美

（群馬パース短期大学教員）

親密な関係にある男女の間で、男性から女性へと振るわれる暴力「ドメスティック・バイオレンス」に関して、考えてみたいことが二点ある。

1 暴力被害、人権侵害問題に対する、「研究」というアプローチとは？

2 社会構造を背負った問題であること

今回のシンポジウムでは、そのうちの社会的要因<sup>(2)</sup>を中心的に討論の材料を提供したい。

——社会構造を背負った問題であること——

あらゆる問題がそうであるように、ドメスティック・バ

イオレンスは、個人の身の上に起ることであっても、個人の問題ではない。ドメスティック・バイオレンスという問題に即して、社会構造が個人の経験を準備し、その内容をしばしば玉突き的に形づくっていくありさま（個人の経験、個別の問題の、社会構造の背負い方）を見てみたい。

社会構造はそれ自体人間が作るものであるが、法制度から慣習まで如何ともし難いものとして個人の経験を輪郭づける。以下ここでは、ドメスティック・バイオレンスのうち、固有の問題としてある「夫から妻への暴力」に焦点をしほり、社会構造と個人の経験をつなぐことをしてみたい。

## 1 基本的認識

① 力とは、なし得る、ということ。人（集団）と人（集団）の間では、影響を及ぼす程度のことである。

② 力の強弱関係は、しばしば社会構造化されている。つまり、個人の恣意では容易に変更し難い一定のパターンとして社会に存在し、人々の行動に影響を及ぼすものとなつていて。

社会的カテゴリーとしての「夫」と「妻」の関係は、「男」「女」間の力関係に根ざす構造的な力関係である。男女、階級、人種、民族、南北、病気・障害の有無、親と子、大人と子ども、なども然りである。

③ 力の強弱関係が構造的であるところでは：

構造的に強い集団に属する個人と弱い集団に属する個人の関係は、純粹な個人対個人の関係にはならない。それは、個人対個人の関係を越えた力関係（構造的力関係）を帯びる、つまり、二個人の関係に、集団間の力関係が持ち込まれる。そして、強い集団に属する側は、意図せず、時には意図して、しばしば2人の関係の中で自分の背後にあるそれを利用（悪用）してしまう。

北の豊かな国の国民と南の豊かでない国の人、女性であるAさんと男性のBさん、障害をもつ人ともたない人など、個人はいくつもの立場性をもち、局面によつて強いグループの人となつたり弱いグループの人となつたりする。個人

と個人の関係にもち込まれる集団間の関係は、よほど意識しても排除し難い手強い力である。

### ④ 夫から妻への暴力

夫から妻への暴力とは、夫（男性）と妻（女性）という構造的な力関係を悪用して行使される、妻の人間的尊厳を侵害するような強制のこと、と言える。個別には逆もあるにもかかわらず、この語が方向性を含んでいるのは、これが、個々の暴力の背後にある、正確に言うと、原因であり結果である、社会構造としての「夫」と「妻」の不平等（力の強弱）を問題にしている語だからである。

⑤ 「夫」と「妻」の力の強弱関係を支え・維持・再生産している、つまり、これを社会構造にしている要因

(1) 性別分業の慣行、とくに性別分業を組み込んだ雇用

男性—意思決定（政治）+基幹労働（長期安定雇用・年功序列・熟練形成・高賃金）

女性—支払われない労働（とくに家事労働）+周辺労働（短期又は不安定雇用・補助的不熟練労働・低賃金）

(2) 性別分業を組み込んだ結婚、とくに法律婚

結婚は、家庭内責任の妻への偏在と、夫妻の経済力の格差（妻の夫への経済的依存（扶養・被扶養関係））がほぼ必定。法律婚は現実的に、経済力を中心とする夫の優位性を組み込んだ関係を制度化することによつてその固定化に手を貸している。DVはこうした夫の優位性の表

現であり、かつ、妻の夫への経済的依存は、妻がDVから逃れることを困難にする一大要因である。

(3) 性別分業を組み込んだ結婚を前提にした社会の諸制度

雇用・家族賃金・税金・社会保障（医療保険—保険証など）。

(4) 法律、およびその運用レベルの対応の不整備

・民事不介入……家族（私領域）には公領域のルールは介入しないということ。民事不介入の一点張りでは、家族の中で人権を侵害される人は守れない。

・強姦罪の婚姻例外

・他人間で行われれば犯罪になることが、当事者どうしが結婚していると犯罪として成立しない。

・DVにかかわり得る各種専門職の問題認識の未形成

☆妻子殺害事件地裁公判・最終弁論（95年12月19日）

究極のドメスティック・バイオレンスである妻子殺害の男性に対する弁護側の主張は、彼女にも非があつたといふことと、家庭内の事件は家庭外の事件とはちがうということであつた。彼女の非とは、喧嘩両成敗的なことから家事の手抜き、果ては、妊娠という既成事実を作つての結婚だつたとの指摘に至る。

さらに、犯したことは重大であるが、有能な医者であり、多くの患者を救つてきた彼の人生にも救いの手が差し伸べられるべきとして、死刑判決に對して無期懲役を主張

している。では、殺された側、無念に絶たれた妻や子供の人生はどうなるのか。公判廷での弁論にさえ、社会通念の域を出ない認識が見受けられるということだ。

もう一つ裁判例を挙げる。

☆盲目の夫による妻の殺害事件裁判で、'97年7月28日に執行猶予の判決が出た。殺人で執行猶予の判決は稀有のことである。量刑を軽い方に引っ張った主な理由は次の2つと読める。

・夫が目が見えないため、目の見える人のように自分を行つた暴力の程度の確認が、出来なかつた。

・この夫の暴力はかなり長期にわたるものであつたが、その間妻は何度もシェルターをたずねていた。が、夫の暴力のことをシェルターの人には一切話さず、また家に戻つていた。いくらも逃げる余地があつたにもかかわらず、逃げずにもどつた。故に、結果を招來したことにおいて彼女にも非がある、ということだ。なぜDVの被害者に「なぜ逃げなかつたのか」と問うのか。これを問うのはこの判決のみでない。世間に満ち溢れた問いである。加害者を、被害者が逃げることを困難にしている要因を問う前に被害女性を問うてしまう：この問い合わせまた、男性優位社会の產物、構造化された問い合わせである。

最後にもう一度確認しておくこと

・不平等な性別分業を組み込んだ社会慣行（結婚を前提とした社会の諸制度、とくに雇用）と性別秩序に射抜かれた意識が、挙げて夫から妻への暴力を支える構造になっている。男性戸主が支配する「家」制度を持った歴史的土壤も挙げねばならない。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）関連出版物

『シェルター 女が暴力から逃れるために』

波田 あい子・平川 和子著（青木書店刊）

『夫・恋人からの暴力から自由になるために』  
ジニー・ニッキヤーシイ、スー・ディビットソン著  
(パンドラ発行、現代書館発売)

## 『バタード・ウーマン』

家族機能研究所・齊藤学 訳・著（金剛出版刊）

「夫（恋人）からの暴力」調査研究会は、一九九二年に「夫（恋人）からの暴力」についてのアンケート調査」を実施し、その結果の詳細を公表している。その内容からは、DVの本質が夫の優位性（その表現かつ維持手段）であることや、経済力の格差が暴力の土壤となることや、結婚が、「家」制度的慣習が、暴力の温存装置となる有様が、回答者の経験をもつて示されている。それらは成書に任せたい。

## 『殴る夫・逃げられない妻』

吉廣 紀代子著（青木書店刊）

※ 「夫（恋人）からの暴力」調査研究会  
一九九五 「夫（恋人）からの暴力」調査研究会  
※ 「ドメスティック・バイオレンス 夫・恋人からの暴力をなくすために」 有斐閣選書 一九九八 「夫（恋人）からの暴力」調査研究会編著

# 東京都「女性に対する暴力」調査報告

波田あい子

私は一昨日五月二十一日に刊行された東京都の「女性に対する暴力」調査報告書の調査とりまとめに係わつてまいりました。今日はこの調査の内容を中心にお話したいと思います。またこの問題については有斐閣から九八年に刊行された『ドメスティック・バイオレンス』（夫（恋人）からの暴力）調査研究会著）という本がありますがこれは九二年に出されたドメスティック・バイオレンス調査研究会の中間報告と関連のあるものです。私はこの調査にも携わった関係からこの内容を家族研究家族療法学会（家族研究者と家族療法家、臨床医で構成された八〇〇名程の学会）で報告しましたが、何の反応もありませんでした。学会終了後カフェテリアでお茶を飲んでいる時に国立久里浜病院の医長（アルコール依存症を専門としている方ですが）に

「男は有史以来暴力だよ。それをどうしようと言うのかね」と言われて男には暴力の世界があるのだという地獄を見た思いがしてぞつとしました。この言葉にはいろいろ深い意味があるのですが、本音を出されて「さすが精神科医だ」と変な感心の仕方をしてしまいました。またある時女には裏の世界はないが男には裏の世界があるということを知りました。女には裏の世界のお付き合いはないですからね。今後の新しい世紀にはカバーが取れて裏の世界があからさまにされていくことだと思います。今度の都の「女性に対する暴力」調査もこのカバーを取り除く作業の一環です。都の調査作業に加わる時は「重いテーマで嫌だな」と思いましたが、実態を知ることで心が明るくなり、軽くなりました。

さて、この報告書は三部からなつていまして、(1)一般人口調査、(2)夫からの暴力被害体験者面接調査、(3)関係機関ヒアリング調査から構成されています。二本目の柱は「あなたの被害体験をお聞かせください」というもので、全体で五四名の方にインタビューしまして、私は八名の方に聞きました。行政が被害体験の話を直接聞くというのは、大変なことです。とても新しい手法です。三本目の柱は、今内藤さんのお話にもありましたように、沢山の関係機関がこの問題に係わっているのです。関係機関へのヒアリングも大変ですが、これが三つ目です。今日は、このアンケート調査から私がトピックスだなと思ったものを中心にお話します。私は二年間、この暴力の検討委員会に係わってきましたが、今、ほつとしているところです。この調査は東京都生活文化局青少年婦人部女性計画課が担当してきたのですが、萩原会長、小倉さんらの熱心さは私たち以上でした。

では、本論に入ります。女性に対する暴力についての実態調査について統計学上信頼性があるデータは二つです。一つは、東京都の今回の調査、もう一つは、質的には少し違いますが、九三年の夏、実施された青少年の性行動に関する日本性教育協会の第六回目の調査です。私はこの調査の企画委員をさせていただきましたが、かなり、貴重なデータがでました。この二つが統計学上信頼性のある手続き

を踏んでいる調査です。前にご紹介したドメスティック・バイオレンス調査研究会の六一三名を対象にした調査以外では以上の二つの調査がすぐれていると思います。出現率・体験率とか、日本でどれだけ起きているのか、事実をいれて、推計ができる材料になるのは、この二つの調査だけだと言えます。

報告書は三つの質的に異なる調査から構成されています。全体の構成は女性に対する暴力の中でも「夫・パートナーからの暴力」(以上「夫からの暴力」にはパートナーも含める)の実態把握に力点をおいていることが特徴とし  
てあげられます。

#### (1) 一般人口調査

「日常生活における女性の人権に関する調査」として、都内二〇才から六四才までの男女を対象にしたアンケート調査有効回収数二八一九(女性一五五三／男性一二六六回収率六二・六%)についての分析結果。ただし、男性対象については男女共通である意識に関する項目のみをたずねた調査となっています。

#### (2) 夫からの暴力被害体験者面接調査

「あなたの被害体験をお聞かせください」という呼びかけを新聞、広報東京都、テレビ、チラシで行い面接協力者を募りました。協力の電話をしてきた六七人のうち五四人が面接会場に訪れ、専門家が平均一時間三〇分の個別調査

を行つた。有効回答五二件についての質的分析結果です。

### (3) 関係機関ヒアリング調査

女性に対する暴力問題に携わる一六機関について各担当者の意見をまとめた報告集です。

### 暴力問題、二〇年を経て顕在化

夫の暴力問題が顕在化するまで二〇年かかりました。つまり、一九七〇年代から一九九〇年代の家族をめぐる構図を描いてみると、七〇年代はウーマンリブ運動が盛んになりました。メンタルヘルスと係わるようのあるいは、女性の自己とか自我に係わるような問題が社会現象として、主婦アル中という形で現れてました。女性のアイデンティティクラシス、つまり、主婦・妻・母としてこうあるべき「私」と「私」の欲望の葛藤、「私」の部分が自分にはつきり判らないと日本の女性でもアル中にでもなつてしまふようになりました。でも、アル中になれた人はわずかだつた。自我的なありようを持つた人はたくさんいました。でもアル中になつた人はわずかで、アル中になれなかつた人にも似たような現象が現れました。

九〇年代になつて、女性への暴力問題はやつと顕在化してきました。これは様々な問題として、家族神話の崩壊など、根本的な問題が提起されてきた中でのことです。七〇

年代にはウーマンリブ運動、七五年が国際婦人年、二年後の七七年に、アメリカ国内ではヒューストン会議で夫からの暴力問題が最も大きなテーマになり、国会内で早急に対策をたてなければと満場一致の決議が政府に提出されました。ウーマンリブ運動以降、女性運動が主として担つてたのは、女性に対する暴力問題でした。これらの女性運動は九五年の北京会議に結実しました。女性に対する暴力問題に対しても二〇年間様々な運動がありました。これはアメリカを中心とする主要な運動でした。日本でも時間のずれはあつたが、二〇年後に顕在化しました。日本では何が問題だったのか。その中で特徴的なのは何なのか、何を考えてきたのか考えてみたいと思います。その中で一体八〇年代は、何だったのかと強く感じます。この問題が顕在化するまでいろいろなことがあつたので、短い時間では簡単に話せませんが。

それでは、東京都の調査報告の中から、私が選択したものの次に紹介します。調査の中で(1)一般人口調査(以下アンケート調査)についてお話しします。

全体で一七項目ですが、精神的な暴力が五項目、身体的な暴力が九項目、性的暴力が三項目になつています。暴力の特徴として反復性があるので、回答は一回と二回以上に分けています。この調査の内、一〇項目は「九三年のカナダ調査」を参考にしています。調査結果は多い順になつて

いますので、精神的・肉体的などの暴力別ではないことをお断りしておきます。

質問は大別すると三つの柱からなっています。一つ目は意識について、これは男女共通です。二つ目は今回の調査の主たる目的です。対象女性の被害実態を具体的に尋ねる質問項目です。三つ目は夫からの暴力被害経験があつた者の救援行動についての簡略な質問群です。

### 夫からの暴力被害実態と救援行動

「あなたはこれまで、あなたの夫・パートナーから次のようなことをされたことがありますか」という設問で現在の夫やパートナーから「これまで」の被害体験を聞いています。従つて、離・死別した過去の夫・パートナーからの経験は含まれない。離別の原因に高い頻度で暴力が介在するので数値を読む際に留意が必要です。

### 被害経験率

精神・肉体・性的に大別される一七項目について「何度もあった」「一度あった」「全くなかった」の選択肢による結果ですが、全くなかつたとする割合は三三・四%、無回答は二%でした。被害経験の総数は七五〇人ですが、

同一回答者が複数項目の被害体験をもつことも多い。その重複の割合を精神・身体・性的の種類別に示したのが表1「暴力の複合のパターン別頻度」です。三種類の暴力の項目群に少なくとも一つ以上上ずつの経験有りの割合、つまり、精神・肉体・性的の複合が一七・二%、精神と身体の複合が二六・七%、精神と性的の複合一一・三%、身体と性的の複合一・一%です。これら複合型の四パターンをあわせると五六・三%にのぼります。精神的暴力のみという場合を除けば、暴力は複合的に行使されるという特徴が見られます。

図1（夫やパートナーからの暴力の経験）の結果から次のような被害実態の傾向が明らかになつたと言えます。即ち、高い頻度で見いだされる項目の上位三つは無視、侮辱、監視という精神的暴力です。また、親密な関係に起ころる暴力がしばしば嫉妬に動機づけられることを考えれば、「交友関係や電話を細かく監視する」が二〇・八%と広範であることは、現象の拡がりを推測する上で参考になります。同じ精神的な項目で「大切にしているものを、わざと壊したり捨てたりする」は七・七%ですが、後述するように夫の暴力に関する意識をたずねた箇所では、この行為は最も許容度の小さい項目で、決して許されないと答える者が「夫婦間レイプ」よりも多かつた。

身体的暴力の九項目中、最も広範にあがつた被害体験は

(図1 夫やパートナーからの暴力の経験)

数字は%

	1回	2回以上	合計
1. 何を言っても無視する	10.9	33.7	44.6
2. 「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」という	5.2	16.9	22.1
3. 交友関係や電話を細かく監視する	4.1	16.7	20.8
4. 押したり、つかんだり、つねったり、こづいたりする	4.5	16.2	20.7
5. 「おれが家にいる時は外出しないように」という	3.9	14.0	17.9
6. 平手で打つ	2.9	14.7	17.6
7. げんこつなどでなぐるふりをして、おどす	4.2	12.5	16.7
8. 避妊に協力しない	2.7	12.3	15.0
9. けったり、かんだり、げんこつでなぐる	3.2	11.6	14.8
10. 身体を傷つける可能性のある物を、投げつける	2.1	9.6	11.7
11. 見たくない、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	0.3	8.4	8.7
12. 大切にしているものを、わざと壊したり捨てたりする	1.4	6.3	7.7
13. 身体を傷つける可能性のある物で、たたく	1.7	3.6	5.3
14. おどしや暴力によって、意に反して性的な行為を強要する	1.5	3.6	5.1
15. 立ち上がりなくなるまで、ひどい暴力を振るう	1.0	2.1	3.1
16. 首を絞めようとする	0.3	1.9	2.2
17. 包丁などの刃物を突きつけて、あなたをおどす	0.2	0.8	1.0

いわゆる「殴る、蹴る」で10%～15%を示しています。深刻度が高くなると体験率は小さくなります。物を用いた身体への攻撃が一二・五%、「立ち上がりがれなくなるまでのひどい暴力」三・一%、「首を絞めようとする」二・二%、「包丁などの刃物を突きつける」一・〇%と最悪の攻撃内容でも一〇〇人に一～三人の女性が体験しているという結果です。

性的暴力三項目では、「避妊に協力しない」一五・〇%が最も高く、これまで、被害実態が公言されることもなかつた、脅しや暴力を用いた性行為の強要、いわゆる夫婦間レイプが五・一%という数値が明らかになつたのです。これらの結果について、私自身の臨床経験の知見と合わせ、虐待状況を経験した女性の推計を試みると、東京都全域の二〇～六四才までの女性のなかの一五～二〇万人と推定であります。推計の根拠は表1の結果の被害経験女性の内三・五%が深刻度の高い被害経験をもつと判断できるからであります。判断の基準は(1)暴力の反復性、「何度もあつた」の数値、(2)破壊的な攻撃、物を用いる、立ち上がりがれなくなるまで、など生命の危険におよぶ攻撃内容、(3)深刻な性的暴力、レイプの場合、によるものです。一方この三・五%が現在も続いているかという問題があります。反復的に破壊的な行為に及ぶ加害者の場合にそれが自然に消失することはほとんど考えられないことです。さらに深刻な恐怖に反復的

(表1 暴力複合のパターン別頻度)

暴力の種類	何度もあった		1、2度あった		それぞれに1つ以上あった	
精神－身体・性的	18	8.0%	39	5.9%	129	17.2%
精神－身体	36	15.6	141	21.3	200	26.7
精神－性的	12	5.3	65	9.8	85	11.3
身体－性的	2	0.9	43	6.5	8	1.1
精神	120	53.1	231	34.9	248	33.1
身体	26	11.5	86	13.0	54	7.2
性的	12	5.3	57	8.6	26	3.5
合計	226	100	662	100.0	750	100.0

にさらされた被害者はたとえ、今は起こっていないとしても心的外傷を被った状態にある、ということが言えますので、三・五%の推計に関しては現在も虐待状況下にある割合と考えなければならないと思います。

#### 被害経験女性と夫（加害者）の社会的属性

被害経験有りの女性とその加害者の夫の両者に年齢別、学歴別、年収別において特筆すべき偏りはありません。とくに身体的暴力については、これら社会的属性による差がほとんど見られません。暴力の種類別に細部を見た場合に指摘できる差が見いだせるのは次の二点です。女性に関しては性的被害経験の学歴別には大学・大学院卒では「何度もあった」「一、二度あった」を合わせて一三・一%で最も少なく、中学校卒では最も多い二七・〇%となっている。また加害者の夫の年収が四〇〇万未満群に精神的暴力が目立つて高いという特徴があります。

#### 夫以外の男性からの被害経験率

##### ・レイプ被害

夫・パートナー以外の男性からのレイプ被害が有りの割合は六・四%、無しは九一・一%、無回答は一・四%です。

加害者は多くの場合は「デートの相手」であり「知人や親戚の人」であるというように、被害者となんらかの関係のある顔見知りの男性です。レイプにまつわる固定観念である「見知らぬ男性」による被害は二五・〇%に過ぎません。

また、「その他」七・〇%、無回答三・〇%、「知人や親戚の人」の一部の中に近親者によるレイプが含まれることになるが、おそらく被害全体の二～三割に相当すると推測されます。

#### ・電車内などでの痴漢被害

電車内で痴漢行為を受けた経験が「あつた」は七九・一%、「なかつた」一九・五%、無回答一・四%。

#### ・ストーキング被害

「あなたはこれまでに、男性から、何度も電話されたり、手紙を送りつけられたり、しつこくつきまとわれて、恐怖心をもつことがありますか」の設問に対し、「あつた」は二五・五%、「なかつた」七一・九%、無回答一・六%となっています。

#### 暴力に対する意識の男女差

女性対象の場合は全体一七問中、一一問までが意識についてであり、残りが被害実態と相談についての設問になっています。この一一問までは男性対象と同じ問い合わせています。次に意識に関する結果について、男女を比較しながら見てみましょう。

がら見てみましょう。

問 夫が妻に対し、けがを負わせるほどの暴力をふるったときの対応の仕方について

次のような二つの意見があります。あなたの考え方は、このうちどちらに近いですか。

意見

- A 当事者や家族のあいだで解決するように努力すべきだ。  
B 警察や相談機関などにかかわってもらうべきだ。

どちらかと言えばAと答えた人も含めて女性六〇%、男性七三%で多数を占めています。

「法は家庭に入らず」の法体系からも、既存の社会通念でも夫の妻に対する暴力は私的に解決すべき問題であるという認識で貫しているわけで、そうした現状を反映している結果と言えましょう。男性が女性より一三ポイント多くAの意見で、私的な問題と認識する割合が高い。この男女差を大きな差と見るか、小さな差と見るか様々な見方ができましよう。一般的な解釈では、一三ポイントの差は男女間に対処方法についての意識にかなりの差有りとなる。しかし、一つの私見として男女差は意外にも小さいとする見方を示してみましょう。設問は夫から怪我を負わせられた妻のことであります。被害の立場の者がA意見を支持するのは被害を公にしない行動を予測させ、加害者の立場にと

つては社会的な制裁を免れる好都合な意見であります。これは加害者の立場に有利な意見を支持する女性の同調傾向の意識を示すと読むならば、一五%の差は小さいものになります。

### 妻に対する暴力行為についての意識

先程お話ししましたように、被害実態で用いた一七項目の中から一〇項目について、許容度を尋ねた結果は図2（夫の妻に対する行為についての意識—男女別）を参照して下さい。

選択肢は「どんなことがあっても許さない」と「場合によつては許される」のどちらかで、図2では「どんなことがあつても許さない」の割合を男女別に示しています。「見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」だけが許容度に男女差がない。他の項目は全て女性の方に「許されない」とする度合いが大きい。私はこの幅の男女差は女性の男性側の侵害に対する同調を表す意識傾向だと理解しています。図2から同調傾向を読みますと第一に許容度、男女が並行して同傾向を示していること。つまり、女性が「許されない」とする人が多い項目では、男性も「許されない」という人が多い相互性が一貫して認められることがあります。第二には「避妊に協力しない」や「おどしや暴力

によつて意に反して性的な行為を強要する」（夫婦間レイプ）という信頼の基盤への侵害について「割以上の女性が場合によつては許されると回答している」という驚嘆すべき女性の意識です。第三には精神的暴力に分類される無視、監視、拘束の項目について、男女共に高い許容度を示していることです。

以上の一〇項目とは別立ての設問で、夫婦間レイプについての意識を男女に尋ねた結果は、

「夫が妻に対して、暴力的に性行為を強要することは夫婦間のレイブ（強姦）である、という考え方について、あなたはどう思いますか」に対して、「そう思う」の割合は女性四三・五%、男性三九・四%で半数に満たない。「どちらかと言えば」を含めれば大多数がレイブと認識していることになるが、ここでも男女差は五%と小さい。

### 女性の人権にかかる行為についての意識

これの具体的設問は、(1)職場のセクシュアル・ハラスメント(2)電車内の痴漢、(3)電車内などでヌード写真やポルノ記事を広げる(4)買春、の四つの行為について「女性に対する人権侵害」と思うかどうかです。四つの行為について全般に男女はほぼ類似する意識傾向を示しています。その中で男女差がもっとも大きい項目は「女性に金銭を払つて性

行為をすること」についてです。男女合わせて「人権侵害である」と思う割合が多いのは痴漢行為（九三%）、職場のセクシュアル・ハラスメント（八一%）、買春（五五%）、公共の場でのヌード写真・ポルノ記事（四五%）の順です。

### 女性の年代別の意識傾向

年代別の意識傾向は変化の動向を予測する上で重要です。被害実態では年代による経験率の差はなかつたが、意識調査の部分ではとくに二〇代女性に特徴が現れており、二〇代女性の意識における“反動傾向”が見られます。この点を中心に女性年代別の意識傾向を示すと次のようになります。

二〇代女性の意識における反動傾向が端的に現れた項目は、「女性の人権にかかる行為のなかの買春（女性に金銭を払つて性行為をすること）」、夫の妻に対する行為についての「おれがいる時は、外出しないようにと言う」や「妊娠に協力しない」などです。その他の身体的暴力に関する行為についても、二〇代女性の許容度は高い。例えば、「妻を平手で打つ」について、場合によつては許されるとする割合は二〇代が最も高く一九%、三〇代一四%、四〇代と五〇代がそれぞれ一一%、六〇～六四才一〇%の順と

なっています。が、「妻の意に反して性的な行為を強要する」や「電車内の痴漢」のように、直接自分の身体への侵害である項目については他の年代より許容度が高いわけではなく、それらは三〇代とほぼ同じ割合を示しています。

最後にまとめとしてお話をしますと、

第一は、「女性に対する暴力」の諸形態についての被害経験率が明らかになりました。夫からの被害が深刻で早急に支援が必要な被虐待女性が、東京都全域の二〇才～六四才までの女性の三～五%と推計されます。

第二は、夫からの暴力を受けた被害女性のほとんどは、専門家や公的機関に援助を求める行動をとつていません。

第三は、夫からの暴力問題は、いまだ私的に解決すべき事柄と認識している男女が多数派を占めています。

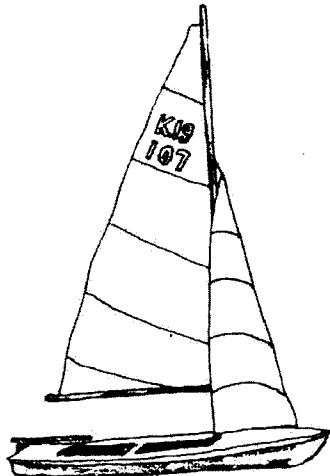
第四は、「女性に対する暴力」の諸形態に関する女性の意識は、男性の意識と似通つた傾向にあります。女性の意識は全般に男性の性的侵害について許容的な特徴を示しています。

最後に二〇代の女性の意識傾向は、「女性に対する暴力」により許容的な方向に“反動形成”する特徴を見せていくと言えましょう。

以上、東京都の「女性に対する暴力」調査報告書から一般人口調査（アンケート調査）部分について特徴的な傾向について概括しました。この報告書は貴重な資料であると

の印象を改めて持ちました。生データの分析が許されれば、より詳細な分析によつて知り得ることも多いと思いますが、行政資料は慣習的に生データを公開しない方針を採つてゐるのでアクセスできないのは残念です。ここでお話しした内容は報告書に掲載されていますから、東京都の広報にお問い合わせください。

〔「女性に対する暴力」調査報告書〕 東京都生活文化局  
女性青少年部女性計画課 一九九八年六月刊行



#### 会員の本紹介

#### 「行動する女たちが拓いた道」

メキシコからニューヨークへ

行動する会記録集編集委員会編

(未来社・二八〇〇円+税)

一九七五年、メキシコ会議の年に登場した「国際婦人年をきつかけとして行動を起こす女たちの会」の活動記録である。当時、懇話会メンバーだった五人が編集委員、執筆者になつてゐるし、当会の代表であつた田中寿美子さんや、その他のメンバーもたくさん登場するので、会員の本として紹介する。

「私つくる人、僕食べる人」のコマーシャルを性別役割分業を固定化するものとして中止させた行動が、特にセンセーションナルに記憶に残つてゐるが、実はマスメディア、教育、労働、家族、司法などあらゆる分野の性差別を告発する多様で、ラディカルな運動を二〇年続けてきた。男女共同参画社会基本法が制定されようとしている現在、その行動が残した意味は大きい。運動についての歴史的評価の議論はこれから展開されるだろうが、巻末の年表とともに二一世紀を生きる若い人たちにも励ましとなろう。

# シンポジウム 「ドメスティック・バイオレンス（親しい男性からの暴力）Ⅱ」

—なぜ男性は妻や恋人に暴力をふるうのか その社会的要因と心理的要因—

一九九八年一二月五日（土） 於 中野区女性会館

司会 奥山 妙子

## 被害女性の側からの報告

平川和子

（東京フェミニニストセラピーセンター所長）

### 1、東京都の「女性に対する暴力」調査報告を読む

今日の私の報告は、すでにシンポジウムⅠで、東京都の暴力実態調査結果について取り扱われたという前提で進めますが、まずははじめに、その調査結果の中から、私のお話するテーマにかかわるもの、次の二点に整理してみたいと思います。FTCシェルター開設の経緯や運営の実際については、パンフレットを持つきましたので、そちらをお読みいただくことにして、今日は説明を省かせていただきたいと思います。

(1) 一回でも暴力を受けたことのある女性は六三%にも登りました。

しかし相談の現場に寄せられる例やシェルターに入所される女性たちの被害は、そのうちの非常に深刻な暴力にあたりたいと思います。

（1）一回でも暴力を受けたことのある女性は六三%にも登りました。

しかし相談の現場に寄せられる例やシェルターに入所される女性たちの被害は、そのうちの非常に深刻な暴力にあ

たります。反復性の暴力で、しかも身体的・性的・心理的暴力が重複しています。調査報告書のなかに示された面接調査結果の実態に近いのです。こういう事情ですので、私が暴力被害女性にかかる時には、米国の心理学者であるJ・ウォーカーさんが提唱した「バタードウーマン（被虐待女性）Battered Women」に関する定義を使っています。彼女は一九七〇年代はじめから、親密な関係にある男性からの暴力に曝された女性たち四一〇人に面接調査し、一九七九年には同名の本を書きました。それによれば「バタードウーマン」とは暴力のサイクル（図1参照）を二回以上体験している女性のことをいいます。一サイクルとは男性が大きな暴力を振るい（暴力の爆発）、女性に謝罪してやり直しを懇願する（懺悔と蜜月期）けれど、やがて（緊張期を経て）再び暴力を起こしてしまうという、三つの時期からなっています。この周期の長さは男性によりいろいろです。一年の人もいれば、一週間の人も、一日サイクルの人もいます。短くなると非常に危険な状態になります。

東京都の調査では、深刻な暴力を受けた女性は三%であるという結果がでました。この割合を実数にすると、一〇歳から六五歳の女性たち一五万人にあたるようです。

(2) 暴力被害を受けながらも、女性たちはどこにも相談していないという結果が出ました。相談したことのある女性は二・六%だったということです。

しかし相談の現場にいる者からすれば、実数としてのおよそ一〇万人にあたる二・六%という結果は、とても大きな数ですので、今回の調査結果を深刻に受けとめています。私が実際に聞き知った事実からも、来談する人やシェルターに入所する人々は、いろいろな所に相談していますし、なんらかの求援行動を起こしています。たとえば、知人、友人などの家に駆け込んだり、福祉事務所や児童相談所や女性センターなどの公的機関に相談したり、夫のギャンブル・アルコール・借金などに困り果て保健所の酒害相談にでかけたり、母子相談員に相談にいったり、大きな暴力が起きたときには警察に一一〇番しています。また怪我の治療のために医者にいくこともあります。あるいは行き場がなくて野宿したり、ホテルに泊まつたり、あてもなくとりあえず遠距離電車に飛び乗ることもあります。遠くに逃げようとしながらも途中で力つきて路上に倒れ、救急病院に運ばれる場合もあります。危険を避けるため車の中に寝る女性もいます。子どもの問題行動のことで相談機関や病院を訪れることもあります。

しかしこうした求援行動にもかかわらず、うまく逃げることができなかつたり、一旦は逃げても再び夫の元に戻らざるをえなかつたという現実があるのです。

## 2. 女性たちは暴力から逃れようとしている

女性たちは逃げないのではなく、逃げようとしているのです。クライシスコールをあげているけれど、社会的支援体制が不備なのではないでしょうか。周囲の無理解やネットワーク不足により、支援につながらないので支援をするということは、こういうふうに考えることからしか始まりません。

たとえば警察では民事不介入を理由に、充分な保護がしてもらえません。夜中に怪我をして救急病院に駆け込んでも、怪我の治療が済むと「はいおしまい」とばかりに放り出され、行くあてのない女性たちは二四時間営業のファミリー・レストランに朝まで座つてしたり、家に戻らざるをえません。あるいは関係者の無知や研修不足もあります。行く場のない女性たちを救おうとすると、とことんつきあわなくてはなりません。残業覚悟で、ボランティアの活動も含めて取り組まなければなりません。

研修不足という例として少し話しますと、各県に一つ婦人相談所がありますが、その所長がやんわりと入所させない方針で対応したり、婦人相談員が女性たちのあら探しをします。研修を受けていない相談員は暴力の実態をしつかりと聞くことができないようです。病院の医師は善意からか暴力夫を同席させ説教するので、これではかえって女性が被害の詳細を話す機会を失うことになります。また女性の被害を聞いたがらない関係者も多く、口封じをすること

になり、これらは二次被害をうみます。たらい回しにあい、二年あいだにさらに大きな暴力を振るわれ、怪我や病気になった女性もいます。

一九八九年一月に朝日新聞の「夫婦間暴力——出口を求めて」に載った記事では、内縁の妻の手と肋骨を折り、肺を傷つけ、足を縫う怪我をさせた加害者の夫が、病院のベッドに毎日見舞いにきて、かいがいしく世話をしたというくだりがありました。この女性は夫の元に戻ったようですが、記事を書いた記者はそのことを嘆いています。しかしこれは発想が逆転しています。落ち度があつたのは病院の側の対応なのです。そもそも一人を会わせてはいけないのです。犯罪の被害者と加害者を一緒にしておくという、非常識を行つてているのであり、構図としては、犯罪を、「何ごともなかつたかのような表情をして」夫の元に戻る女性のせいにするものです。これこそが、暴力的な構造であるし、まだ関係者の無知がうむ二次的加害であるといえます。

こういったわけで、たとえば病院の診察室に男女のカップルを入れる、暴力が発生している男女にカップルカウンセリングを行う、子どもの相談に両親面接をするなどは、非常に慎重になる必要があるといわれています。子どもの相談に行く女性が、自分自身が夫に暴力を振るわれていることを訴えるチャンスになりうるかどうかの、微妙な瞬間だからです。

暴力が違法であり、犯罪であることが社会的（法的）に認知されていない日本の現状では、外から通報しにくいために、相談の現場では一層の注意が必要になります。

### 3、逃げられない社会的背景（状況的理由）

次は、女性たちが逃げようとしているのに、現実には逃げることが難しいのはなぜなのかについて、話します。

シェルターを運営してみての実体験から、一人の女性が着の身着のままでシェルターに来て、三ヶ月後にシェルターを出て、地域で生活していくために必要な援助を書き出してみました。それが表1です。シェルターでの回復プランニング、心の傷の回復と人間関係作り、地域で暮らすための長期的支援、法的支援などですが、本当にびっくりする程に沢山の細かい支援がいるのです。改めて一人の人間が生きていく重さを感じます。これらのどの条件が欠けていても生活は困難だといえます。逆に考えてみると、こうしたものろもろの支援や条件が整っていなければ、女性たちは暴力男性から逃げ出すことは難しいということになります。大事なのは治療より「アドボケイト」といわれる支援や援助です。私たちは一応三年をめやすにしていますが、米国では六～七年という単位になつているようです。

### 4、大きなサポートシステムの必要性

こんなわけですから、一人の女性を援助するためには、一人の力ではとても追いつけません。大きなサポート・システムが必要です。サポート・システムを構成するのは次の7つです。

- ①関係者や関係機関（サバイバー・ボランティア・警察官・シェルターのスタッフ・弁護士・医者・福祉事務所担当者、窓口担当相談員・教師など）のネットワーク作り。
- ②緊急危機介入としての短期的支援。
- ③長期的展望に立った生活支援や心の傷からの回復。
- ④関係者の研修。
- ⑤暴力についての調査・研究。
- ⑥暴力に対する教育や地域での予防的取り組み。
- ⑦DV防止法の制定

表2はサポートシステムの実際的運用について示したものです。これは女性問題相談員連絡会（WCN）で行つた一九九八年度の研修会のプログラムです。「シェルターは出発点にすぎない」ということを研修する必要からうまれました。

①警察関係者と調査研究者からの暴力実態についての報告。②掘り起こされなくてはならないDV。③女性への暴力は、子どもへの虐待とセットになつてるので専門的なサービス・ネットワークが必要。④心の傷の回復や新しい人間関係づくり、あるいはシェルターへ入所してきた子

どもたちの保育やケアの必要。暴力被害女性たちは当然のことながら、性的暴力も含んでいますので、子どもの数が多いのです。また中絶回数が多いようです。そのため女性たちはすべての子どもをシェルターに連れてくることができないこともあります。その子どもたちのことを一緒に

考えていくことも重要です。また女性の実家の親やきょうだい、あるいは友人や親戚が暴力に曝されたり巻き込まれたりすることも多く、その対処も考えていかなければなりません。⑤女性たちの新しい暮らしを支える生活支援

## 5、逃げられない心理的理由

次に女性が逃げにくい心理的な理由について述べます。

先にあげた「暴力のサイクル」はその理由のひとつといわれています。

暴力を振るう男性は謝罪が上手で、暴力の直後に謝り、女性を抱きしめ、セックスをすることで許されたと思い込むようです。私は、男性というのは自分の問題を悩む力があるのかどうかについて、非常に懐疑的になっています。

男性の暴力が嗜癖化し、自分ではどうすることもできなくなってしまい、暴力と謝罪を繰り返すわけですが、女性はそんな状況のなかで、自尊心を傷つけられ、無力感に陥り、やがて相手のいいなりになつていくのです。「暴力のサイ

クル」をわかりやすく言うと、アメとムチによる心理的支配だと理解するといいと思います。ムチだけによる場合よりも心の傷は深くなるといわれています。心的外傷後ストレス障害＝P T S D のことは、時間がありませんので省きます。

また暴力を受けている女性たちは、一〇代で同棲したり結婚したり、あるいは離婚して再婚している場合や、すでに婚姻関係のある男性との内縁関係が多く、社会から隔絶されていたり孤立しています。パートナー選択の問題が大きいのですが、女性たちのなかには、暴力を振るう男性のことを「親よりもましだ」と述懐する人もいます。女性たちが育った家庭のなかで暴力があつたということを示しているのです。こうしたことを「暴力の連鎖」といいます。もちろん暴力を振るう男性の場合にも暴力の連鎖はあるのです。男性の場合には、幼児期に親から暴力を受けている場合に加え、母親が父親に殴られたり言葉の暴力による威嚇を受ける場面を見て育つことが、連鎖に繋がるともいわれています。今後の調査や臨床的報告を待つ必要があります。

## 6、男性からのストーキング

女性が暴力から逃げられない理由の最後は、男性からの

ストーキングです。

ストーキング行動はさまざまですが、たとえば実家や知人に暴力を振るつたり「殺すぞ」などと脅迫する、警察に被害届けを出してなにがなんでも女性を連れ戻そうとする、実家に逃げた妻に自殺未遂をほのめかしたり実際に未遂を起こす、無理心中をしようとする、登校中の子どもを拉致する、プロの探偵を雇う、電話の盗聴、妻がかけた電話先を電話局に問い合わせる、銀行口座を調べる、宗教不ツトワークを利用する、手紙を出し戻ってきてほしいと訴える、妻の財産や服などを処分したり廃棄するなどです。

一番怖い例では、離婚した女性の部屋にガソリンをまいて放火するがあります。男性は、自分の所有物である女性が、意志を持って逃げることを許さないようです。逃げようとする女性に、日頃よりも一層激しい暴力を振るうという破壊衝動は、ついには殺人まで至ります。

## 7、今、必要なこと

被害女性たちは、暴力からつかのま解放され、ほつとした時、強烈な恐怖を体験します。その恐怖する様子やパニック発作などの様子を見ていくと、暴力の過酷さにこちらまで怖くなる思いにかられます。またなによりも暴力から逃げることは、本当に命がけの行為なのだということを

痛感します。こんな女性たちに対し、社会的支援体制を作り出すことが急務ですが、まずは私たちができることから、やりはじめることが大事だと思います。私が強調したいのは、「なぜ逃げないのか！」と、女性たちを責めたり批判したりしないでほしいことです。  
以上、被害女性の側からの報告です。

図1 暴力のサイクル

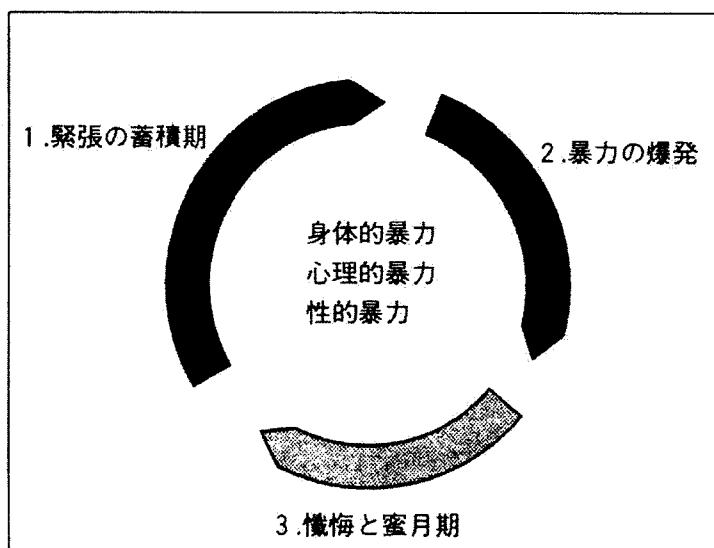


表1 女性たちに必要な生活支援

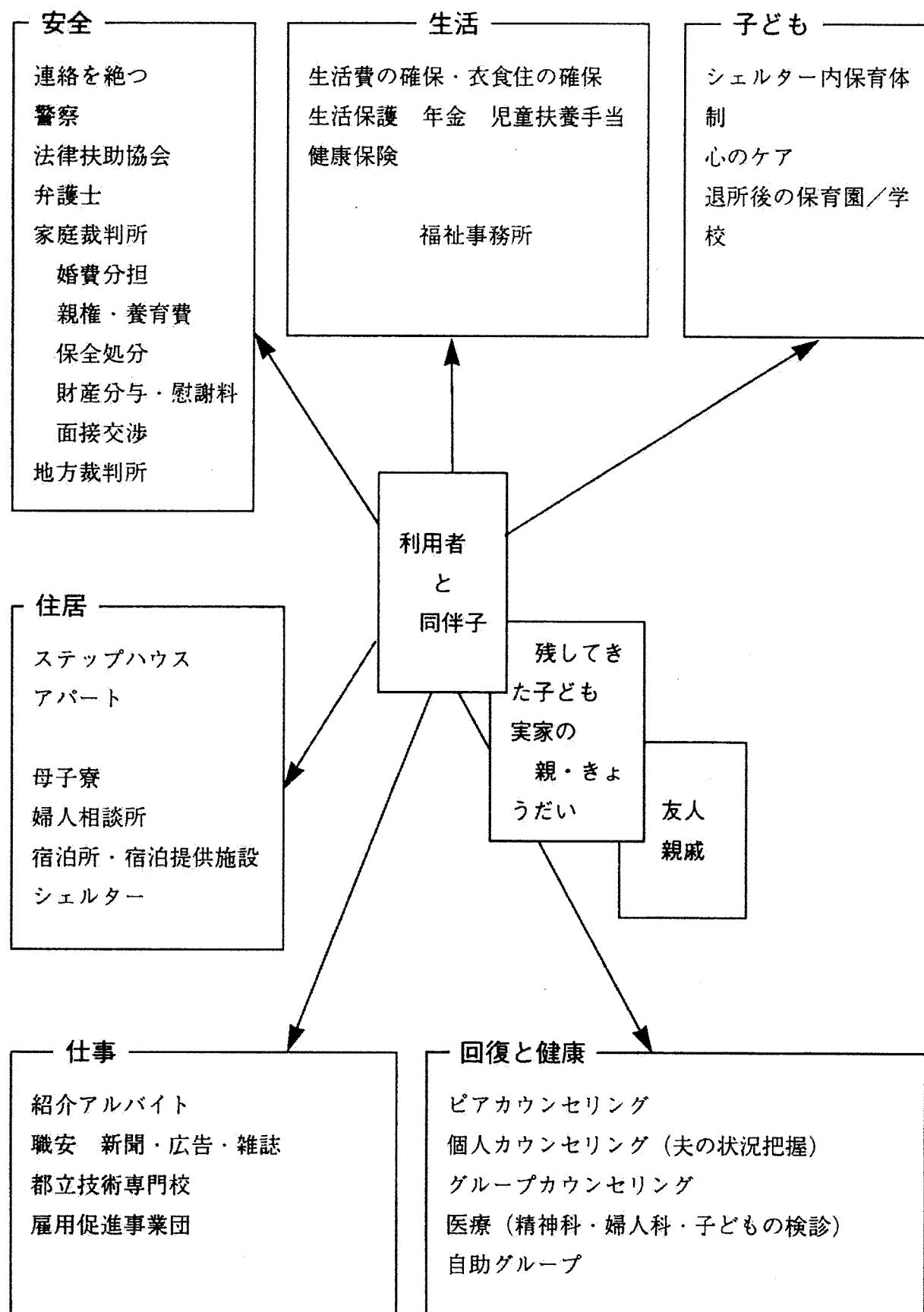


表2

WCN第5回研修大会 「暴力被害女性支援のための緊急介入」

# シェルターからの出発

## 【基調講演】家族・子ども・性の変遷

竹江孝氏（警視庁立川少年センター心理技術主査）

## 【シンポジウム】

竹江氏と分科会テーマ報告者

## 【分科会】1～5の指定討論者とグループ討議 ●はテーマ報告者

### 1. 調査・研究に見る暴力被害の実態と対策

●高畠克子（東京都精神医学総合研究所）

欧米の調査研究にみる暴力の全体像

須藤美恵子（FTCシェルター）シェルター退所者の離婚訴訟への道

### 2. 入所までの導入プログラム

●久保由美子（市川市女性センター相談室）

相談からシェルター入所へのプロセス

池田ひかり（AKK女性シェルター電話相談）

女性たちのクライシスコールと迷い

泉谷朋子（ミカエラ寮）

年中無休の緊急電話受付に見る女性たち

### 3. 儲待被害女性と子どものケアプログラム

●三輪田明美（さいとうクリニック）

ボストン子ども病院のAWAKEプログラム

川上公代（犯罪被害対策室）犯罪被害相談室の取り組み

安藤舞季子（産婦人科病院助産婦）

性被害専門医療サービスのプログラム

### 4. 心の傷の回復と新しい人間関係作り

●平川和子（東京フェミニストセラピィセンター）

人生を語ることを保障するグループワーク

西前律子（嗜癖問題臨床研究所原宿相談室）

イメージ療法と心的外傷からの回復

富永明美（AKK女性シェルター）

シェルター入所同伴子の保育とケア

### 5. 地域で暮らすための長期的支援

●太田幸一（宿泊提供施設指導員）社会資源の活用法

木立啓子（元母子寮母子指導員）脱施設・地域で暮らすための援助

湯浅範子（新宿福祉事務所）地域や関係機関との連携

【日時】 1998年10月18日（日曜日）10：00～16：40

【会場】 市川市女性センター

主催 女性問題相談員連絡会（WCN）

# 加害男性への教育プログラム

—アメリカの取組—

中 村 正

(立命館大学社会学部助教授)

関西の運動を紹介しつつ、話したいと思います。一般的に加害者は男性が多いので男の対策として、加害者イコール男性の問題というところで考えます。女性が殴ることもあるが例外で女性の場合は、正当防衛、相手にダメージが少ないし女性は行動について自分自身悩むが、男性の暴力は量が多く、理由もないのに殴る。ダメージが大きいし、行動のあと悩まない。そういう意味では、加害者対策はほぼ男性の問題と考える仮説をもとに話していきます。

## DVへの取組動機と取組

法制度もなく警察の調査もデータも無い。犯罪白書の殺人事件の四〇%は広い意味で見ると肉親同士の原因でおこると見ていくと、家族は病理的現実を含んでいる。加害者調査研究はないのに事態は深刻なので、なにかアクション

したいと、暴力と暴力対策の先進国であるアメリカへ調査に出掛けた。

憲法で銃を持つ権利があり、その銃の多くはベットルームにおいてある。喧嘩する相手が身近な妻の場合銃口を向け誤って使われるDV殺人事件となる。先進国の家庭内暴力には凄まじいものがある。

七〇年代位からアメリカにはホラー映画が流行しはじめた。これは、追い詰められた弱者をビビットに描くものとして社会の反映であろう。やがて、九〇年代直前から男性問題、メンズ・スタディ、メンズ・ムーブメントがアメリカに広がり拠点ができはじめた。日本でも一九九五年に関西でメンズセンターが発足している。

メンズリブと称するが、女性問題対男性問題ととらえるのは正しくない。メダルの表裏の対ではなく、パワーもコントロールの力、経済的にも非対象であるため、対で考え

るのは間違っていると思つてゐる。運動だから関心を持つてもらうために使うこともあるが、男たちも少しジェンダーの問題として考えて欲しい。癒し、コミュニケーション、井戸端会議として表現するだけではなく、行動する問題としてアプローチする必要がある。男と女の関係が、非対象であり、ジェンダーの問題として典型的に差が現れるのが暴力だと思っている。ジェンダーに敏感なムーブメントにならないと井戸端会議に終わってしまうし、社会にインパクトをあたえることもない。そこでアメリカにメンズ・スタディ（ムーブメント）のモデルを求めて調査に行つたわけである。

### アメリカの取組の流れ

アメリカの大きな都市には、メンズ・センターがあり、男のことをジェンダーの問題からアプローチしている団体が、非営利団体として活動している。メンズ・センター、メンズリブセンターのどこでもこのごろはDVが話題になつていた。

きっかけは、一九七〇年代半ばに起こつたベトナム帰還兵のアジャスメント（社会適応）として職業訓練、経済的自立をしていくプログラムがつくられたこと。一番の問題はメンタルストレスの関わり方により、そのあと、ドラッ

グ、福祉依存、暴力に繋がっていくことで、それに社会問題化する楔を打ち込みたいとメンズイッシュューが起こつて来る。DVの問題に焦点が絞られ、単なる夫婦喧嘩ではなく、暴力であり、社会的問題にしなければならないと言わ始めた。そのためには、シェルターを作り、シェルターの職員と経費のために補助金がいるという要求に活動は進展してきた。

家族や親しい関係での暴力が加害者の取締りを強化、つまりクリミナライゼーション（犯罪化）する。憲法で銃を持つことを保証しているため、不介入ではやつていけない。既存の法律の中で家族に介入し、犯罪化していくことによつて、刑務所が家庭内暴力の犯罪者で占められた。その反省として、コストパフォーマンス（ジェンダーの視点、再教育の可能性の有無）を考える。次の段階として、脱犯罪化（ディクリミナライゼーション）の側面を考えるに至る。暴力被害を受けた女性の体験から、男性のことをヒヤリングする研究が進み、男の加害者性（クリミナライゼーション）を問うとき、男性が先天的に持つてゐる性が攻撃的とすれば、薬物介入により、去勢するしかない。しかし男らしさの意識、攻撃性、怒り、殴るの4つが重なる中で暴力が発生すると、その連鎖を断ち切るような再教育プログラム（バタラーズプログラム）を作り、再教育の可能性があると判断されたものに、プログラムを学習させていく試

みが七〇年代にボストンのグループによつて初めて取り組まれた。

やがて文化的社会化の取組を始めるため東部カリフォルニア、マサチューセッツがスタンダードモデルになつた。私はこの教室に通つていた。ここで加害者対策制度にはまずDVコール（一一〇番通報）がある。これは家庭内暴力専門通報で、現場に駆け付け当事者を隔離する。近所の通報でもよい、現行犯逮捕になるから、被害の事実があれば訴え、特別な裁判プロセスがとられている。DVコールの裁判は簡易裁判に近い。

アルコール、ドラッグなしと判断され、初めての裁判の場合のみ、刑務所かバタラーズプログラムへ通うか選択させる。再教育の可能性の高いものを集めて行うわけである。このプログラム提供はNPOのメンズブロックである。男性のカウンセラーを中心に、社会学者も協力、弁護士、精神科の医師、元バタラー（暴力をした人）などで三年かけて取り組む。州も補助金を出すが男性自身からもお金を集める。

マサチューセッツで二つ、サンフランシスコで一つの教室に見学にいった。

カリフォルニアでは法律で、家庭内とは六ヶ月同居の事実がある成人間暴力について夫、恋人、同性愛のパートナーがDVの対象となる。そして、グループワーク（一〇人

くらい）でこのプログラムを進めること、マンツウマンのカウンセリングではないと決めている。週に一回三時間位で三年続くとしている。プログラムは団体によつて特徴があるが、「なぜ殴るのか」については、学者、リサーチャー諸説の意見があり、定説が無い。脳内物質という人もいるが、理学的考え方の人は、ライフヒストリ、トラウマ、怒りのマネージメントの下手な人という説もある。法制ではジエンダーイッシュューとしてとらえている。連鎖の悪循環を断ち切り、ステップアップをしながら一年ずつ、三段階のプログラムに分かれている。

### 暴力に気付くこと

先程平川さんが、朝日新聞の記事のコメントをなさつたが、私もあれには、批判的である。ショッキングな例は、気付かせるのではなく、自分には関係ないという反作用をおこし、自分はあそこまではしないという作用を与える遠ざける役割をする。消費者生活センターには問題のある多重債務生活者はギャンブル、クレジットなどでやりくりしている状況で相談に来るから、カウンセラーは男の暴力に気がつきやすい。経済的暴力、言葉の暴力、無視、なども暴力であることを気付かせることもできる。

男の暴力認知の図式を変える役割がある。暴力はどの階級、人種、職業の人にもある。職業的には職業軍人が多く、

アジア系は少ないが表面にでないだけである。初めて来た男は憮然として表情はけわしい。同じ男の体験を聞くのが第一で暴力の体験を自己分析的にかたることで、気付きのグループワークをすることの意味はある。

### ①段階 サイクル理解（暴力の認知の図式を変える）

殴る自分、殴らない自分を葛藤させ、対決し、

フィードバックして考える。

②段階 ネガティブセルフに気づきポジティブセルフのためのコミュニケーションスキルを身につける。泣いたり、笑つたりする以外の感情表現（悲しみ）のパターンを変えさせる。

③段階 実際にパートナーとの関係をロール・プレイをしてみる。

ストレスの処理の仕方。行動パターンを変えるという狙いがある。

企業はこのプログラムを受けている間の三年間は、身分保証し解雇できない。卒業したらデモンストレーションとして、高校や刑務所で話すなどボランティア活動をして社会に貢献する。その中で自分が変わっていく。脳内物質のせいではなく、ジェンダーバイッシュと地道な取組により再教育可能だと言えるようになった。

プログラムの効果としては今年の九月、サンフランシスコ刑務所（一九九一～一九九八）の再犯者率、プログラム

を完全にこなした男の場合五・一四%、脱落者五一・九二%、暴力犯全体の再犯率六六・八%となつていて無いよりはましという程度のプログラムだが、直接なバタラーの再教育だけでなく、社会の教育力の意味が大きい。シェルターも必要だが女性の努力と総合的努力が必要である。

### 私の取組

日本でもこのプログラムを輸入したくて、九八年に市民のトレーニングとしてのファシリテーターを養成しようと、七、一月に新聞で募集した（当事者でなく、関心のある人でも可）ところ、京都二〇名余、大阪三〇名の応募があり、男の非暴力ワークショップを開催することができた。アメリカでは再教育の七割は法律によつて進められ、三割は本人が自発的に参加する。（自発的の場合参加費はディスカウント）。しかし来ない人が問題なのでteen'sプログラムや、暴力をなりわいとする職業の人は違うアプローチが必要でこのプログラムが信用できない人は身も心も暴力。普通の人見えるが、暴力的という二面性を持つた男に働き掛けをする。そんな普通の人がたくさんいる。

男の暴力がなくなると世の中平和になる。加害者を救済してどうなるといわれるが男としてできることを仕掛けておきたい。シェルターの人たちと一緒に活動していきたい。

関西では、神戸に日本DV防止情報センターを作り、専門家会議で弁護士、医者、カウンセラーと政策形成の提案をしている。兵庫県警は、随分利用している。小さな取組ではあるがいろいろ始めていきたいと思つていて。男性の関心は、まだ低いが一緒にやっていきたい。

#### パネラーの意見交換

平川

バタラーズプログラム①認知の変容 ②感情の覚醒化  
③行動の変容の3段階のように女性の回復プログラムの場合もグループカウンセリングをする。認知の変容、感情の覚醒化は同じであるが、行動の変容は、ライフヒストリー（自分の人生を物語る）としている。暴力を受けていた女性は、自尊心をはぎ取られているため、まず自分大事にし、自分を好きになることからはじめなければならない。これが女性にとってジェンダーの問題である。回復を急がないで関心の対象を異性や子どもから、自分に向けることが必要である。

中村

福祉事務所のケースワーカー、調停委員、家裁の調査官、司法修習などの研修会は、ジェンダーリッシュьюーが無く、

性別役割分業意識が強いので、勉強不足を解消するうえでも、研修が必要である。

男性のプログラムと女性の回復プログラムは、違いがある。男性の暴力は嗜癖化するといわれたが、ハビチュアルであり、習慣化といえる。男性は、暴力を正当化しようとすると、いう仮説から、①道徳的正当化 ②ヘッド（主）だから当然 ③一時的言い逃れ ④責任転嫁（アルコール、ストレス） ⑤責任の拡散（自分だけではない） ⑥犠牲者を非人間化する（所有物化） ⑦犠牲者をおとしめる（相手のいたらなさ） ⑧被害の散化（たいしたことではない）

これらを二段階で乗り越え、四段階目として、体験を話すことであなたが克服したことが価値があり、社会に貢献することになると気づき、存在化を高め、生き活きと自分らしさを獲得していく。

#### 会場発言

質問：三年の研修の後、もとのパートナーとうまくいきますか。

中村：たいていは離婚になるが、もとに戻り新しい人間関係をつくった人もいる。メンズセンターへの相談は

母親からの相談が多いことと離婚の相談は頭に血が昇っている自分をなんとか治めたいと来る。

# ドメスティック・バイオレンス——男性側のケアからの視点

草 柳 和 之

(メンタルサービスセンター代表・カウンセラー／桐朋学園大学講師)

## ◆バタラーの専門相談の開始まで、その後の展開

さる一〇月三日、ドメスティック・バイオレンス（以下DVと略記）の男性加害者の自助グループが、幾多の準備の末発足した。アディクション問題の新しい扉は開かれたことになるのだろうか。しかも格別重い扉だ。筆者はこれまで日本にこの種の試みがあつたのかどうか、今のところ知るよしがない。しかし日本のDVの取り組みで決定的に欠けていた要素、そしてそれを承知でいいながら誰も着手しなかつた領域に、ようやく手掛けりを作ることができたと信じたい。まず、筆者の主宰する心理相談センターにて、バタラー（加害者男性）の専門相談を始めた経緯と、その後の自助グループ立ち上げに至る流れについて述べたい。

専門相談を手掛けようと決断した理由はいくつがある。大袈裟でなく“決断した”という表現がふさわしいほど、検討せざるをえないことがあつた。この問題のコミットにあたり、本当にバタラーが来所するのか、そもそもカウンセリングが可能なのか、筆者が男性の心理臨床家であることをどう考えるか、など単に必要性があるというだけで気軽に取り組めない要素があることは容易に推察がつく。

専門相談を始めた理由として、言うまでもなく女性被害者の悲惨な実態に接してきたことがある。筆者は、家族内トラウマ／アディクションの総合的ケアを目指す某都内精神科クリニックにて、心理劇・構成的エンカウンターを活

用した集団療法を担当している。その中で女性被害者の苦しみに出会い、その支援状況の広がりを見るにつれ、加害者男性への取り組みがされていないことへの疑問を強くいだくようになった。確かにバタラーへのアプローチは困難だが、DV問題が女性の救済・援助にのみ止まるのでは、暴力が再生産されるだけではないのか。筆者が男性である以上、クリニックのようなしつかりした治療構造の場以外では、幾分距離をおいた援助になる。加害者男性の相談を行うのは女性より男性が有利であつて、いつか思い切ってこの問題に取り組むことがあるかもしれない、といつしか考えるようになった。

そして昨年秋、相談センターに一つの問合せが舞い込んだ。それは中年男性の声で、「自分は妻に暴力をふるつていいが、そういうた男性の自助グループはないだろうか」というのである。もちろん彼を失望させるのだが、この件で力を得ることになったのである。DV男性の専門相談を開始する際の大きな壁は、「加害者は暴力行為を否認・正当化するので、自らの意志で来ないのでないか」ということである。しかし「暴力を止めるために何かをしたい」と思う者が一人出現したということは、多数潜在していることを意味する。

昨年一二月、「まずは始めることが大事で、歩きながら考え続けることだ。面接上の困難は、これまで蓄積したス

キルを応用しながらノウハウを作っていく、そのプロセスに価値があるだろう」そのように強く決意したのである。まず来所を実現するためのネットワークを作らねばならない。案内作りを思案する。この案内を読んだ男性が、自らの問題意識を喚起され、行動を起こすための「明確さ」が盛り込めるにはどうしたらよいかを考える。そして完成した案内を、DV男性のコンタクトの可能性のある都内・近隣県の関係機関——女性センター・精神保健福祉センター・女性団体等——に送付した。郵送数は相当なものだった。そして予想以上に早く加害者男性と出会うことになる。内と外の障壁を越えDV男性の専門相談はこうしてスタートした。当然ケースの経験が重なるにつれ、どのような戦略をもつてセッションを進展させていくか、さらに細かいスキル上の留意点まで、かなりの枠組みが形成されてきていた。また、男性側のケアが加わることによつて、DVの取り組み全體に対して、これまで顕在化していなかつた文脈が見えてくる。

#### ◆バタラーの自助グループ発足まで

専門相談の開始当初から、年内に自助グループを発足する考えであった。DV男性の心のケアを嗜癖臨床の枠組みで進めてきており、その中で当事者の回復の力を高める活

動として、自助グループは欠かせないのである。DVの加害者側の関心を呼ぶような講演会を主催し、その参加者有志とケースの方の合流で自助グループを立ち上げる予定だった。

しかしこの日論見は幸運な形で修正を余儀なくされた。六月末、メンズリブ東京という男性解放運動の方より電話が入った。聞けば、九月一二・一三日にメンズフェスティバルが今年初めて東京で開催され、DVの加害者を集めて語り合う分科会をもつので、その進行役をお願いしたい、というのである。このイベントの開催は既に知つていて参加の予定でいた上に、来年にはこのフェスティバルでDV関係の分科会の主催を試みようと考えていたくらいなので、まったく仰天してしまった。願つてもないことなのでお受けした。

最初の打ち合せは七月末であった。しかし、告知媒体がその時点ではフェスティバル全体の案内のみで、たくさんの分科会の中でテーマしか表示されていないのを見て、このままでは当事者が集まるかどうか非常に危惧された。そこで、筆者はこの分科会のみの案内を別に作成し、暴力の克服を意識しているDV男性の人が、案内を読んでこの会場に来る価値があると判断できる内容にすることを提案した。そして当事者がつながりやすい前出の諸機関やマスコミに広報する必要があり、それほど万全を期しても十分な

人数が集まるかあやういが、企画を実現する以上、実行する以外ないことを伝えた。さらに、この分科会を一回限りとするのは勿体ないので、当日の希望の方を中心にして自助グループに発展させてはどうかと提案した。幸いながらこれらに同意を得たので、進めることになる。しかし、この打合せが遅れた関係で、案内作成と関係機関やマスコミへの郵送作業を全て終えたのは八月一〇日頃、イベントのほぼ一ヵ月前でタイミングリミットぎりぎりであった。

当日間近の頃、マスコミへの告知が功を奏し、夥しい取材申込みや問合せに圧倒されていた。最終打合せでは、公開のイベントに当事者が足を運ぶことさえ難しい上、安心して自らの体験を語り合えるよう配慮が必要との意見の一致をみた。当事者の立場を極力尊重するため、報道関係者の接触は一切お断りすることにした。学生の研究論文作成のために当事者に会いたいという電話も多数あったのには閉口した。これも同じ対応とした。

しかし、報道関係者にあまり拒否的と受け取られるのも、今後の取材対応に差し障りがあるので、会終了後に関係者向けの説明会を開くことにした。その際、何を情報として伝え、何を伝えないのかも問題である。それは分科会終了少し前に、報道関係者への説明を予定していること、何をどのような表現で伝えるつもりであるかを、参加者にオーブンにして承をとることに決めた。何を情報として出すか

といえば、会で話された内容でなく、この会を持つことによつて何が達成できたか、そのことが今後どのような発展をする可能性があるか、にしたいと考えた。

当日の筆者の感じた重圧は相当なものだった。ワークショップや治療グループなど多くのセッションを経験していたが、今回は全く未知の局面だった。実際人数が十分集まるのか、これ程オープンなイベントの分科会という場の中で、本当に加害者が自らの激しい体験を語れるものなか。しかも会を終えればすむのではなく、分科会を自助グループに発展させるのが目的で、それに見合う安全と信頼

の体験がもてる必要がある。何とも厳しい条件の進行役を引き受けたものである。当日用意したプログラムの骨子は次のようなものだ。会の趣旨説明と進行役紹介に続き、筆者による導入。これはNLP（神経言語学的プログラミング）を随所に活用し、セッションの安全感を高め、自分がこの場で語り合う意義や回復へ向けての意識を活性化していくのである。基本ルールの設定、そしてカードによるグループワークと自己紹介。言いつ放し、聞きつ放しのセッション。そして結び。

当日は二〇数人の参加だった。途中、その場にいた誰もが気持ちが揺らぐ発言もあつたが、公開のイベントでは十分と思えるほど、心痛に満ちた体験が語られた。そして、報道関係の説明会の話を伝えた際には、「多くの人の役に

立つなれば、自分の話した内容をオープンにして構わない」と数人申し出たのである。これには胸が熱くなった。報われるのはこのようなことである。自助グループ参加希望者は全体の約半数だった。遠方の方もおられたので満足すべき数字だろう。筆者のケースの方の一部と合わせ、かくして自助グループは発足をみた。そして既に一筋縄でいかない経験をしており、今後の課題も多い。

#### ◆男性側への取り組みが遅れた要因

なぜDV男性に対する専門的な相談が行われず、自助グループも存在しなかつたかについて、ここで要約したい。

①加害者男性は暴力の正当化や否認をしがちで、自らの暴力に問題性を感じることが極度に少ない。この問題解決意欲の欠如により、専門的な相談窓口を設けたとしても、この種の人人が来所することが期待できないと考えられてきたと思われる。

②モチベーションの点で問題のあるこのような加害者に對して、心理臨床家など、専門家側のアプローチの未確立の問題がある。

③最後にこの際あえて明示しにくいことに言及したい。それはDV男性のケアの問題に臨床家がコミットすると、フェミニズム運動との関係を避けて通ることはできず、こ

の点に非常な抵抗感があると思われる点である。様々な草の根でフェミニズムに携わる人々、女性学研究者など、男性のありかたを問い合わせる主張に対し、どのような立場をとるのかが潜在的課題となるのである。女性への暴力に対する取り組みの歴史的変遷、覆い隠され目を背けられたきた事態、そして今後も取り組まねばならない膨大なリストが存在する。これらに関して、特に男性の臨床家にとつて、基本線に異論はなくとも個人への心理的援助と余りにも隔たりがあり、姿勢を明確にしづらく、正直なところ気の重い領域であるように思われる。

特に、一部の急進的なフェミニズム運動家やバタード・ウーマンの方にとって、男性加害者の心のケアに携わることは、暴力を止める目的であつても、そのような男性の味方をすることであり、容認しがたいと受け取る方がいることは想像できる。実際筆者は、DV関連の催しに参加しての発言の後、いわれない件でもきだしの怒りの言動を、直接女性から向けられたり、誤解に満ちたクレームを女性から電話で受けるなどの経験がある。尋常でない屈辱を経験した人にとっては、加害者の近くにいる者のいかなることも許しがたいほど、耐え難い痛み、そして怒りを誘発するのであろうと思われる。DV男性の心のケアの実践は、こちらが精神的な打撃を覚悟することなしに継続できないのが、残念ながら現実である。一方誤解して頂きたくないの

だが、フェミニズムの流れをくむ方も含め多くの女性からの賛同の表明もあり、心強い思いを経験していることも強調しておきたい。

#### ◆男性側への取り組みが遅れた要因に関する提言

##### ①に関して、「悩む能力のある男性」の掘り起こし

臨床活動は対人援助を通じて、社会に様々なメッセージをおくる営みもある。DV男性の専門相談を行うことは、「暴力をふるう男性は病んでおり治療が必要」という認識を社会に広める手立ての一つになる。そして自助グループの活動などを含めて、多くの人に現実を提示することは、暴力の病理に対して無力でなく、条件がそなわれば何かをなしうるという理解を促進できよう。暴力の正当化や否認を超えて自らの痛みに直面する、つまり「悩む能力のある男性」を増やす仕掛けが必要なのである。

被害女性側の声を聴くにつけ、DV男性の行動様式や対人認知が常軌を逸しており、人格的偏奇から改善が望めないのではないかと思われるケースが非常に多いと思われる。正確な調査は不可能だが、おそらくその割合は五〇%を上回るであろう。そうであつても、病的に暴力行使し続ける男性のうちの何割かは、「悩む能力」があり、暴力を自らの問題性と認知できる男性が存在すると考えられ

る。自らの治療努力が期待できない男性に関しては、将来の法律的規制によって対処する以外にないであろう。変化の可能性のあるDV男性が、専門的カウンセリングにつながりやすくするためのシステムや、啓蒙活動の展開が必要である。

## ②に関して

アプローチの未確立の問題が、専門家側の実践を遅らせているという点は、次のように考えられる。米国のDV男性の治療教育プログラムは、ある調査で非再犯率が三割程度とも言われており、DV男性の精神療法への適用困難さを考慮に入れても、十分な成果を上げているとは言い難いであろう。しかし、言い方を変えれば、米国でも何ら手法が確立していない状況から多くの知恵を集めし、プログラムなしの状況では非再犯率〇割だったものを、三割程度に押し上げているのである。欧米の治療教育的プログラムの成果が不十分ならば、日本の実情に適ったプログラムを開発し、修正する努力をただひたすら継続するのみである。加害者の治療を最初から諦めるのは、臨床家の怠慢というそしりを免れないであろう。

## ◆ “怒れる女性”の背景、そして「鎮魂」の作業の開始

③に関しては項を改めて述べたい。DV男性の心のケア

に携わることは、フェミニズムからの多くの投げかけに応じることを余儀なくされると言つてよいであろう。人は自ら進んで問われる立場に置かれるのは避けたいものである。しかし、「存在する問題を存在しないことにして済ます」よりも「存在する問題を存在するものと認める」ことから出発する方が、苦痛はあっても深い納得がいくことだと、筆者はあえてここに記したい。DVの問題は、人間が家庭生活を営む存在である以上、どのような立場でコミットしようが、あるいは無視しようが、筆者を含めあらゆる人間が問われているテーマと言えよう。

根拠のないクレームが筆者に向けられてきたことについては既に述べた。残念ながらこれらは相手からの一方的なものに終始し、話し合いになる余地がない。率直なところ、名状しがたいやりきれなさを感じるのが常である。しかしよく考えてみると、これらの出来事そのものが、家庭の中に暴力が連綿と受け継がれ、その精神的負担を封じ込めてきたことの表現であるように思われるのである。ようやく近年になって、その事実がDVと名付けられて暴力と位置づけられ、その後遺症が忍従するものではなくケアに値すると認識されたのである。人類の歴史上、家族として生きるに伴う“あたりまえのこと”とされてきた暴力の一つがDVである。二〇世紀の後半は、全体の生存のために個人を犠牲にし、それをやむをえないこととして諦めること

でようやく成り立ってきた時代のひずみを清算する、そのような役割を担つた最初の時期と言えよう。

筆者は言うまでもなく心理臨床家としてのアイデンティティをもち、一人一人に直接会うことを通じての援助は、はずせない活動である。一方で、臨床活動に深く分け入れば分け入るほど、個人・家族・せいぜい集団での援助に終始し、社会にコミットしないあり方は臨床家としての責任は不十分でないかという感を強くする。個へのかかわりの洗練の努力はやめてはならないが、問題の根、つまり社会にとどく実践が不可欠と思われる。先に触れた“怒れる女性”的背後には、既にこの世を去つた無名の人々の夥しい“怒れる魂”がある。臨床とはこれらの「魂を鎮める」作業を、個を超えて見つめ続けることのように思われるのである。まさに容易なことではなく、この「鎮魂」の作業は始まつばかりであり、実践を進める立場の違いを超えて摸索しなければならない地平であろう。

◆フェミニズムと心理臨床の新しい関係——「ディープ・フェミニズム」

い問題であり、分断されていたこれら関係者をつなぎあう作業が必要に思われる。さらに困難な明言しづらい課題もある。心理臨床とフェミニストカウンセリングは、少なくとも我国では長く軽視しあう関係にあった。前者は後者を半ば公然と無視し、言及しがたいものとし、後者は前者をその専門性ゆえに忌避し、欠点のあるものとしてきた。DVが多領域の人々の知恵を集約せねばならない問題である以上、社会の中でのそれぞれの役割を認め、互いのアプローチの有効性を認めながら違いを超えて交流しあうことが望まれると思う。

そのような方向性について、最近筆者の中に浮かんで離れない一つの観念がある。J. ハーマン著「心的外傷と回復」という書物をご存じの方も多いことであろう。この本は、人が被るには耐え難い現実の話が絶え間なく出てくるにもかかわらず、深い感銘を与える。その序文には「本書はフェミニストの視点から書かれた」と記されている。家族の暴力のみならず、犯罪、戦争、事故など、広範な局面でのPTSDを包括的に扱つてゐるだけでなく、人間経験の普遍的な層への洞察に満ちていて、その透徹した目と、一般的認識による陥穰を超えるヒューマニズムに心をうたれるのである。この書物は、単にフェミニストの視点で書かれたのではないようと思われる。それは人間のあらゆる抑圧の構造を明らかにし、個の尊厳を回復する精神的ダイ

女性学研究者・法律関係者・臨床家など、領域を越えた専門家同士の共同作業は、一部を除き依然として活発と言えない状況と言えよう。DVは単独の領域では解決し得な

ナミズムを見ていこうとする実践であるように思われる。筆者はそれを「ディープ・フェミニズム」と呼びたい。そこにはP.T.S.Dを扱う精神医学とフェミニズムの深いレベルでの統合の姿がある。筆者はそのような臨床実践を志向したいと思うのである。

#### ◆DVの取り組み—2つの立場の関係と統合化

DVへの取り組みの立場として、二つに大きく整理することができる。第一は、フェミニズムの流れを基盤にした、調査研究、フェミニストカウンセリングの実践、その延長上のシエルター運動等、文化社会的側面を重視する。第二は、嗜癖臨床やトラウマ精神医学を背景にした臨床活動や自助グループ活動である。これまでこの二者の関係について十分語られていないように思われる所以、整理してみたい。DVの原因として、硬直化した性役割意識や、男女の経済的格差など、文化社会的要因が指摘されることが多い。これらはDVの温床となる背景要因とみることができる。そしてこれらの容易に解消できない土壤に、家族病理が発現要因として加わりDVとして現れると考えることができる。これはDVの2大要因の統合モデルと位置づけられる。もし仮に社会の意識改革が十分に功を奏し、ジェンダーによる人権感覚の歪みや経済格差などの文化社会的要因が

解消されたとすれば、確かにDVは大幅に減るであろう。しかしDVは現代人の精神生活の歪みの現れでもあるので、減少した部分は嗜癖や他の精神的問題に姿を変えるであろうし、一定量のDVは残るであろう。家族関係の病としてアプローチが必要な層は必ず残ると考えられる。また逆に、家族関係の病としてのみ取り扱ったのでは、温床となる背景要因が手つかずのために、DVの全体量は容易に減らないであろう。このように両者の立場の優劣や対立という認識ではなく、役割を位置づけ運動をはかる必要がある。

#### ◆扱えなかつた側面—DV男性への心のケアの枠組み、展望

DVの暴力は単なる夫婦ゲンカの水準を超えた状況であり、「暴力嗜癖」と位置づけている。すなわち条件がそろえば、DV男性へは嗜癖臨床の枠組みでアプローチできるということであって、これがDV男性への心のケアの基本的認識と考えている。その実際について、紙面量の関係で触れられないのが残念である。また今後の展望として、①女性支援の相談機関との連携、②DV男性の専門相談機関の増加の必要性、③DV防止プログラム（試案を作成済み）の実践、等があるが別の機会に譲りたい。

## 女性に対する暴力は社会的問題

石毛美智子

(元東京都婦人相談員)

私は一九八〇年に東京都の非常勤職員として採用され、東京都女性相談センター立川出張所に配属となつて以来一八年間（内後半の六年間は東京都中野区で）婦人相談員として働いた。

婦人相談員は、一九五六年に売春防止法が制定されるにともない、設置された婦人相談所、婦人保護施設と共に、婦人保護事業の三本柱の一つである。

婦人相談所は各県に一つ「義務設置」され、今日まで貧困や孤立のなかで行き場をなくした女性たちの最後のよりどころとなってきた。

一九七五年の「国際婦人年」をきっかけに女性グループの活動が活発化した。行政に対する女性たちのさまざまなお望のなかでも「女が緊急時に飛び込める駆け込み寺をつ

くつて」の声は強く、一九七七年東京都は婦人相談所を改組して「婦人相談センター」（現在は女性相談センター）とし要望に答えた。

当時、売買春形態の多様化・巧妙化により問題は潜在化し、本来の業務は急減していた。その一方で、夫の暴力に耐えかねた女性や子ども、望まぬ妊娠がきっかけで行き場をなくした若年女性たち等からの相談が持ちこまれるようになり、相談の七五パーセントをしめるようになつた。

一九八〇年、私は東京都M市の福祉事務所に出張相談を命じられた。

「仕事が続かない夫と子だくさんのなかで生活苦と度重なる妊娠」「兄からの性暴力で妊娠」「妊娠がわかつて相手

の男が逃げてしまつた（共に一〇代）」「実父からの性暴力度々の高校生」「夫からフライパンで頭をなぐられた妻。近所の人が一一〇番してくれたが、夫の云い分のみ聞き、妻の言葉はひとことも聞かずに帰つてしまつた警官」等耐えきれないほどの重荷を背負つた女性たちに出会つた。

夫からの暴力を受け、頼れる人も場所もない状態で来所する女性たちは、家には戻らない決心で、着のみ着のまま訪れることが多かつた。

死を選ぶしかないとまで思いつめた女性が、福祉事務所に相談してみては、と子どもが通う学校の先生から助言を受け、三人の子どもを連れて来所したことがあつた。話を聞くと、暴力をふるう夫のもとにはもう戻りたくないとの気持は固かつた。緊急に一時身を寄せる場所のあることを伝え、希望の有無をたずねる。入所の気持を確認できたのちは、敏速に入所にむけての手はずを整え、その日のうちに入所する。入所中は自己負担金は一切いらない。

転居後一番の仕事は、子どもたちが安心して通学できるように手続きをとること及び、女性が就労して生活の目途が立つまでの間の援助を、新住所地の福祉事務所に相談することである。

最低限度の生活用品から再出発する生活は大変なことではあるが、力強く困難を乗り越えてゆく女性を数多く見送つてきた。

「殴られたのは妻にも悪いところがあつたのでは?」「妻の云い分だけを聞いて対応してよいのか?」時にはこれららの言葉を背に受けながらも、女性たちの気持を尊重しつらいのは自分たちだけではないと、これから的生活について積極的に考えられるようになつてゆく。私も必要に応じて女性相談センターに足を運ぶ。今後の生活の希望をたずねると、アパート生活の希望があつたが、手持金及び預貯金は無かつた。生活保護の担当員に相談する方法のあることを本人に伝え、本人の相談意志を確認したうえで、生活保護の面接員につなぐ。生活保護法上の面接・調査の結果、法の適用が可能との判断が出た時点で、アパート探しをはじめる。

夫に搜しだされる心配がなくて、本人の希望する地域内のアパートを自身で捜す。生活保護から転宅資金及び家具什器費・布団代の支給を受け、母子での生活ができる段どりができるうえで女性相談センターを退所する。

ことを本人に伝え、本人の相談意志を確認したうえで、生活保護の面接員につなぐ。生活保護法上の面接・調査の結果、法の適用が可能との判断が出た時点で、アパート探しをはじめる。

護で最低生活が誰にも保障されていてこそ実現可能であったことを思い返す。

一九九三年に、全国婦人相談員連絡協議会（婦人相談員の自主的な研修団体）で婦人相談員業務実態調査を行い、報告集「婦人保護——現在そしてこれから」を発行した。調査をまとめるにあたり、当時昭和女子大学教授、内藤和美氏の指導をあおいだ。

「夫から妻への暴力」とは、構造的力関係の不均衡から生じるものとの内藤和美氏の理論に触れ衝撃を受けた。

「暴力が構造的・歴史的な女性差別の現われであるといふ女性運動の理論の深化がみられ、私的・個人的な問題ではなく、歴史的に根のある問題と語りはじめたことの意味は大きい。」と林陽子弁護士も語った。

この理論構築の背景には、諸外国における女性運動と国際連合のとりくみが大きいと云われている。

国連のとりくみとしては、一九九三年の国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」成立。

一九七五年に始まる世界女性会議の積み重ねから、一九九五年、北京における第四回世界女性会議行動綱領の中に女性に対する暴力は世界的問題として位置づけられ、女性の基本的人権に対する侵害として認識されなければならず、各国政府は様々な行動をおこすべきとされた。

一九七〇年代からはじまる諸外国における女性たちの取

組もめざましく、アメリカ合衆国に於ても、調査・シェルター作り（アメリカ合衆国、一九七八年、二〇〇箇所。一九九〇年代後半、一五〇〇箇所）、法制定（一九九六年に女性への暴力禁止法）が、運動しながら進行した。（一九九八年一一月二八日、海外スピーカー・セミナー、講師吉浜美恵子 ミシガン大学社会福祉、大学助教授 主催 横浜女性協議会より）

日本に於ても、一九九一年に「夫（恋人）からの暴力」調査研究会（戒能民江・角田由紀子・内藤和美・服部範子・原田恵理子・ゆのまえ知子・吉浜美恵子）によって、「夫（恋人）からの暴力」についての調査がおこなわれ、「日本におけるドメスティック・バイオレンスの実態」とそれを「生み出し、支え、助長強化する構造」を解きあかし、「ドメスティック・バイオレンス 夫・恋人からの暴力をなくすために」として出版された意味は大きい。

「暴力が構造的・歴史的な女性差別の現われである」という理論を共有し、すくなくとも「殴られる貴女にも悪いところがあつたのでは」と被害者が二次被害を受けることがない社会を目指したい。

又、どうしたら暴力のない社会が実現するのか？ 前記吉浜美恵子氏の講演は示唆に富んでいた。

- ・加害者に対する調査と教育
- ・男女平等教育

・社会の制度（男性優位）を変えてゆく

これらの実現がみられなければ、緊急一時保護的対応はバンドエイド的対応に終わり、暴力がなくなることはないと。

一九九八年、東京都「女性に対する暴力」調査報告書に「殴る・蹴るなど“身体的暴力”を受けている経験は、女性本人の年齢、学歴、年収及び配偶者・パートナーである男性の年齢、学歴、年収に関わらず見られる」と書かれている。

更に、夫やパートナーから暴力をふるわれた時に相談したと回答した人は一五・六パーセントで、「相談した」と

回答した人が実際に相談した先は、「友人・知人」が七〇・一パーセント、「親族」が五七・三パーセントと私的な相手が多くを占め、役所の相談窓口・電話相談などを活用した人は二・六パーセント、家庭裁判所、弁護士、警察など一・七パーセントであった。（複数回答）

自分が暴力を受けていても、大半の人はそれを被害と気がつかずにいる。けれども、女性に対する暴力は社会的问题なのだから、家庭の中で暴力を受けている人には、ひとりで悩まないで相談してみることを勧めたい。

居住地の役所が発行している「しおり」には、公的相談機関がのっているし、民間の相談機関もふえてきている。

## 主なシェルターと電話相談

### 【女のスペース・おん】

011-622-7240。月～金 10～17時。

### 【ウィメンズネット旭川】

0166-24-1388。月19～21時、水木金13～16時。

### 【ウィメンズネット函館】

0138-33-2110。月水金10～16時。

### 【ネット・マサカーネ・いぶり】

050-287-5206。月、水10～16時。

### 【駆け込みシェルターとかち】

0155-26-3141。第1月、第3土13～15時。

### 【女のスペース・にいがた】

025-231-3012。月水金19～21時。火木土14～17時。これ以外も隨時。

### 【ウィメンズハウスとちぎ】

028-621-9993。火木11～15時。

### 【FTCシェルター】

03-5608-0127。10～16時。緊急は20時まで。

### 【女性の家HELP】

03-3368-8855。月～土10～17時。

### 【フレンドシップアジアハウスこすもす】

0438-53-5105。7時半～19時。

### 【ミカエラ寮】

045-251-4625。シェルター利用に関する相談のみ

### 【かながわ・女のスペース・みずら】

045-451-0740。月～土14～17時。月～金19～21時。

### 【女性の家サーラー】

045-901-3527。11～17時。

### 【かけこみ女性センターあいち】

052-883-1472。月13～16時。

### 【生野学園】

06-6731-4020。月～土9～18時。

### 【スペース・えんじょ】

0726-36-0030。隨時。

朝日新聞98年11月14日記事より作成。

この記事では、警察庁の「夫婦間暴力についても一般事件と同様に対処していく」とのコメントを紹介。各県警本部捜査一課が担当課。

## 軽費老人ホームの値上げ問題をめぐつて

菅 谷 直 子

私は一九九〇年九月、社会福祉法人東京老人ホーム・軽費老人ホームに入居した。八〇才になつていた。

いるようだ。

### 突然のピラミッド型値上げ

私は一九九〇年九月、社会福祉法人東京老人ホーム・軽費老人ホームに入居した。八〇才になつていた。

東京老人ホームには特別養護老人ホーム（略称・特養）、  
養護老人ホーム、軽費老人ホーム（泉寮）の三種が五階建ての建物の中に併設されている。軽費老人ホームにはA型（食事付）とB型（自炊型）があり、泉寮はA型である。

特養と養護は市の福祉事務所の認定によつて入居する、つまり本人と市との契約によるもので、軽費は本人と施設との直接契約で入居する。

東京老人ホームはルーテル派の教会によつて運営されて

いる。儀式等はすべてキリスト教で行われるが、信教の自由を認め、とくにキリスト教を強制されることはない。ただ各室に聖書が配布されているだけである。

ホームは自由と人権とプライバシーの三つを保障することになつており、運営はもとより各室の構造もそれに合わせて作られている。施設の待遇に対しても入居者は満足して

いたところへホーム長が現れ、「都の財政が苦しく、四月より軽費の使用料が値上げされることになった。理由は養護との格差是正ということである。各自の値上げ額はプリントして廊下に置いたから帰りに持つていくように」と簡単な報告があつた。

養護は使用料なしと思い込んでいた私はホーム長の説明が解せなかつた。部屋に戻つて値上げ表を一日見るなり、私は思わず、「なに、これ！」と叫んだ。

軽費の使用料は所得に従つて第一階層（七二万以下）から四万円刻みで第一五階層に分類されている。（表一参照）

第1表 軽費老人ホームA型基本利用料（一人月額）新旧対照表（値上げ後の利用料）

階層	年 収 の 区 分	現 行	改 正 (案)	値上げ額
1	72万円以下	24,400円	29,250円	4,850
2	72万1円以上 76万以下	24,500円	29,370円	4,870
3	76万1円以上 80万以下	27,300円	32,730円	5,430
4	80万1円以上 84万以下	30,200円	36,000円	5,800
5	84万1円以上 88万以下	32,900円	38,350円	5,450
6	88万1円以上 92万以下	35,700円	40,750円	5,050
7	92万1円以上 96万以下	38,600円	43,200円	4,600
8	96万1円以上 100万以下	40,300円	45,050円	4,750
9	100万1円以上 104万以下	43,300円	47,550円	4,250
10	104万1円以上 108万以下	46,200円	50,300円	4,100
11	108万1円以上 112万以下	49,200円	53,150円	3,950
12	112万1円以上 116万以下	51,300円	55,550円	4,250
13	116万1円以上 120万以下	55,200円	58,800円	3,600
14	120万1円以上 126万以下	58,900円	A 62,730円	3,830
15	126万1円以上	60,180円		2,550
16	課税状況による階層区分	B	65,180円	B 67,730円
17		C1	70,180円	C1 72,730円
18		C2	75,180円	C2 77,730円
19		C3	80,180円	C3 82,730円
20		C4	85,180円	C4 87,730円
21		C5	90,180円	C5 92,730円
22		C6	95,180円	C6 97,730円
23		C7	98,580円	C7 102,730円
24		C8~	98,580円	C8~ 105,330円

値上げ案によると、第一階層から第四階層が最も高く、約二〇%。所得が上がるに従つて値上げ率は下り、約四%前後になる。つまりピラミッド型の値上げだ。

私はホーム長のところに飛んで行つて詳しい説明を求めた。

「：養護は無料の人もいるが、本人か生活中心者に住民税を払う所得がある場合は国の基準によつて所定の使用料を支払う。一方軽費の使用料は都の基準によつて支払われる。国の基準が都の基準より高いため、養護と軽費の使用料に逆転現象が起つてゐる。それを訂正しようというのが値上げの理由…」と。

それにしても低所得層のみ負担を重くするのは納得できない。しかもホーム長は、都の決定に逆らうことはできなき、逆らえば補助金を打切られる、するとホームの経営はなりたたない、というのだ。

私は無性に腹が立つた。これは弱い者いじめだ！弱者切り捨てだ！ホーム長ができるなら「私たちが反対します。

都の資料と泉寮の実態を全部出して下さい。これは三月の都議会で決まるはずなので時間がない、夕食前に揃えて下さい」と頼んだ。夕食前ホーム長は資料を揃えてくれた。私はすぐ、それをコピーした。一組五枚だった。

夕食後私は一緒に行動できそうなAさんとBさんを部屋に呼んだ。二人は頼まないのに国民年金通知書を持って来

た。一人は六〇才からの受給者で年額三五万五、二〇〇円、他は中途加入者で四九万七、二〇〇円。月割にすると前者は約三万円、後者は四万一、〇〇〇円余りだ。この中から前掲の通り、二万四、四〇〇円の使用料を支払つてゐるのだ。Aさんは現在でも月五千円しか残らない。こんどは四、八五〇円の値上げとなると十一月～三月迄の暖房費は支払えなくなる。そんな人は恐らくAさんばかりではないだろう。（暖房費月額二、〇〇〇円）

軽費老人ホームの入居条件は、「六〇才以上で家庭環境、住宅事情などの理由で住宅において生活困難な、月収三一万円以下」の人である。ところが第二表に見る通り、入居者の約半数は所得一〇〇万円以下で生活保護基準以下である。ことに第一階層は全体の約1／3を占め、そのほとんどが女性である。

### 高い国の基準

ついでに国基準による養護の使用料をみてみよう。（第

三表)

養護の場合、年収一五〇万以下でも地方税納入者は最低六二、七三〇円支払わなければならない、しかも東京老人ホームの場合、設備は軽費より劣つてゐる。それでも現在入居者の三三名（定員五〇名）は高い使用料を支払つてお

第3表  
国基準

平成3年7月1日以降の入所者

区分	階層区分	使用料
1	年所得1,500,000以下	62,730
2	1,500,001~1,600,000	65,730
3	1,600,001~1,700,000	68,730
4	1,700,001~1,800,000	71,730
5	1,800,001~1,900,000	74,730
6	1,900,001~2,000,000	77,730
7	2,000,001~2,100,000	82,730
8	2,100,001~2,200,000	87,730
9	2,200,001~2,300,000	92,730
10	2,300,001~2,400,000	97,730
11	2,400,001~2,500,000	102,730
12	2,500,001~2,600,000	109,730
13	2,600,001~2,700,000	116,730
14	2,700,001~2,800,000	123,730
15	2,800,001~2,900,000	130,730
16	2,900,001~3,000,000	137,730
17	3,000,001円以上	施設による

第2表 東京老人ホーム  
平成9年度軽費階層区分人員一覧

定員100名(女86、男13名)  
1998年2月1日現在99名

都基準

所得	階層	利用料	人員	性別
72万以下	1	24,400	31	女30 男1  19名 女17 男2
76万以下	2	24,500	3	
80万以下	3	27,300	1	
84万以下	4	30,200	2	
88万以下	5	32,900	2	
92万以下	6	35,700	4	
96万以下	7	38,600	1	
100万以下	8	40,300	2	
104万以下	9	43,300		
108万以下	10	46,200	3	
112万以下	11	49,200	1	
116万以下	12	51,300	1	
120万以下	13	55,200	2	
126万以下	14	58,900	3	
126万以上	A	60,180	38	女32 男6
	B	65,180	1	男
	C1	70,180	1	女
	C2	75,180		
	C3	80,180		
	C4	85,180	1	男
	C5	90,180		
	C6	95,180		
	C7~	98,580	2	男

15階層は課税状況による区分。

り、しかも待機者多数でいつ入居できるかわからないとう。これは老人が金持だからではなく、入居条件の厳しさ、高齢社会の深刻さを物語る以外の何ものでもない。

### 的を三つに絞って運動開始

私は運動的を三つに絞った。第一は都議会議員の協力、第二は地方自治体のバックアップ。第三はマスコミの援護射撃の取付けだ。

その夜、私は地元選出のS都議会議員に電話して支援を懇請した。返事は「出来るだけのことはするが、責任はもてない」という。私は資料にコメントを付けて直ちに郵送した。

翌日、保谷市と武蔵野市の知合いの市会議員をホームに招いて対策を相談した。彼らから、署名簿を添えた陳情書を市長と議会議長に出し、議会で値上げ反対の議決をとり都に提出することだと教えられた。

私は署名簿を作り、アピールを書いて、仲間に署名集めを頼んだ。署名を始めると協力者が続々現われ、忽ち六四名の署名が集つた。

保谷市議会では三月二七日、満場一致で値上げ案撤回の決議をし、都に提出した。武蔵野市議会は人権問題として取りあげることになり、提案者が直接都知事に手紙を書く

ことになったが、その前に都議会で否決されたので、取りやめとなつた。

第三のマスコミ対策は旧知の元朝日新聞記者島田とみ子さんに電話して、朝日の福祉関係の論説委員大熊由紀子さんを紹介して頂き都庁詰めの社会部記者Iさんと面会する手はずをとのえた。

その間にも何か良い知恵はないものか、と友人、知人に電話をかけ、手紙を書き、資料を送つた。永く都議会議員をしていたY女史曰く、「議員というものは何もしないもの、当てにしていては駄目、ホームのお婆さんたちを都庁に連れて行つて係の局長に面会を求める、局長は必ず面会を拒否する、そこで記者クラブに行つて訴えるのだ、記者たちにとつて廊下で騒いでいるお婆さんたちは恰好の記事になる、必ず写真付きで各紙に載る、これが一番効果的」。いざとなればそんな手段も取らねばならないと思つたが、足腰の弱つている老女たちを動員するのはためらわれた。

三月一〇日S都議から、明日午後三時、知事の特別秘書に会うよう手配したから都知事宛陳情書を持って都庁に行くように、という連絡が入つた。私はすぐ特別秘書室に電話して確かめたが、係の者はそんな話は聞いていないといふ。S都議にこの旨電話し、翌日、S議員の迎えの車で二人の仲間と都庁に赴き、議員に伴われてH特別秘書に会い

陳情書に署名簿と資料を添えて手渡した。

H特別秘書は「お預かりした書類は福祉関係の副知事にお渡します。そこから議会へ廻します、そこまでは責任を持つていたしますがそれから先は議会でお決めになることですからお約束できません」と。

私たちはヤマを越えたとなんとなく安心した。

私たちが都知事に出した陳情書の骨子は、制度の矛盾を低所得者の負担増によつて縮小するのは社会保障の理念に反する。医療費も払えない値上げは憲法二五条違反である。現在の老人は戦中・戦後最も苦労した世代である。これらの人びとの最後の居場所を奪わないで欲しい、即ち、値上げ案の撤回を、というものだった。

翌一二日は都庁で朝日のI記者に会う約束だったが、ついでに用事を済ませたいという横着さから、特別秘書室の事務員にI記者を探して貰つた。間もなく議会の委員会に出ていたI記者を記者室に連れて来てくれた。I記者は断髪、化粧気なし、ジーンズ姿の活動的な若い女性だった。違約のお詫びをして、資料を渡し、支援をお願いすると、書類に素早く眼を走らせ、二、三質問すると、今、委員会が開催中なので、後でゆっくり拝見しますと立ち上がつた。私は失敗したか、と少々悔いた。

しかし、I記者は極めて仕事熱心な優秀な記者だった。委員会が終ると資料を検討し、すぐさま福祉課長の所へ行

つて疑問点を質したという。課長は「どこからそんな資料を持出してきた」と不機嫌だつたという。そして後日、ホーム長に「なぜあんな資料を見せた」と抗議して来たという。

おわりに、近頃気になること

近頃、福祉目的税という言葉が目立つてきた。自由党が自民党との連立条件の一つに消費税を福祉目的税に替える

というのがあり、小渕首相はこれを受入れた。しかも暮れに行つた朝日新聞の世論調査では、「消費税の使い道を見直し、年金や医療などの福祉目的に限る」との項目は賛成七二%である。（一月一日・朝日）

ところで朝日の早野透論説委員は、福祉目的税と所得税との違いを次のように説いている。「…所得税は累進的な負担なので「上」に重く、「下」に軽くなっている。これを福祉にあてることは「上」が「下」を助けるという意味がある。そして消費税は国民すべてが負担するのが特性。これを福祉にあてるのは「上」も「下」も等しく自己負担するという思想である…」（九八・一二・二九・朝日）自己負担とは自己責任という意味である。

かつて細川内閣は小沢一郎氏の主張という福祉目的税七%を深夜に発表して崩壊した。今再び小渕内閣との連立の条件として福祉目的税を出して来たのは何故か。私は早野氏の記事を読んでやつとわかった。

人間、自分のことは自分で責任を持つということは当たり前である。その当たり前のことができるない、いわゆる社会的弱者がいるから福祉が必要なのではないか。とくに競争社会においては勝者の陰に敗者が生れることは必然だと思う。まして急激に変化した社会で高齢期を迎えた人びといいようがない。

小沢氏の福祉目的税の主張は強者の論理である。東京都がこんどのような露骨な弱者切り捨ての値上げ案を出したきたのもまた、新保守主義者小沢一郎の思想の流れを汲む者ではないか、と疑う。

\*菅谷さんは、当会の発起人の一人で長らく事務局長を勤めてこられた。往年山川菊栄さんと「婦人のこえ」の編集発刊をされていた大先輩である。

一九九八年この運動の時は八九歳。「八九歳」で新しい運動を起こされたとは、さすが、と会員一同感じ入った。後述山川菊栄記念会の代表としても現役でいらっしゃる。

（編集部）

## 女性と国際結婚（その二）

田中 ゆうこ

### 1. ヨーロッパ庶民の国際結婚

「国際結婚」は、同時に異民族婚、異文化婚であることが多い。また、さまざまの「異」を二人の間にとり込む。年令、性、生活習慣など。

異国籍婚、異民族婚を不思議としない欧米では、異文化間コミュニケーションの本も多く出されている。異なった生活習慣や価値観を背景とする外国人同士が、コミュニケーションを作り立たせようとするとき、一つのコミュニケーション方法のみでは、自分の言葉が相手の思考世界に乗らないし、相手の言葉も自分がキャッチできないからだ。二国間コミュニケーションにおいては、自國文化と相手国文化の複眼思考の方法によらなければ、相互理解は仲々難しい。ことに、单一文化、一元思考の方法に馴らされている私

たちにとって、国際結婚とは、その内部で異質性と同質性とが安定を求めて、相手国文化と日本文化の往復運動をくり返す男女の生活といえるかもしれない。国籍、民族、文化、性、年令、生活習慣など、さまざまのギャップを食しながら、消化と消化不良をくり返す長期の共同生活である。異文化間コミュニケーションの本には、「国際結婚」の出会いとプロセスにおけるA、B、Cが書かれてある。「送り手と受け手が同じ文化の人間ならば、ふつう各々の期待は実現し理解が生じる。しかしながら、異なる文化的ななかつたとすると理解は生じない。」「少數者集団の成員は自分たちがその地での多数派の文化の一員とはなっていないことを知る。……そして、文化的アイデンティティを持つこと気に気づく。そして、このアイデンティティの危機のために、多数者の文化に対する憎悪が生まれる。」

「フランスや日本といったいたいにおいて単一文化といつてよい国に生まれ育ったマス・メディアの送り手は、：：他の諸文化について理解する機会が少ない。」「異文化を知るためには、自分自身の文化について知っているのと同じくらいに、その文化について知ることが必要である。つまり、価値システムや受け手の文化を構成しているすべての要因について知っていなくてはならない。」（「異文化間コミュニケーション」東京創元社）

私たちは隣国、韓国・朝鮮人とさえ、いまだに異文化間コミュニケーションの方法を開発していない。東南アジアにおいても然りである。最近では、貿易摩擦によって欧米との間にさえ、コミュニケーションの方法を欠いてきたことが、露呈されている。

古来、ヨーロッパの国境線は、絶えず塗り変えられてきている。アレキサンダー大王の征服、ローマ帝国の領域拡大、ゲルマン民族の大移動、チンギスハンとその子どもたちによるロシアと西アジアの征服、イスラム帝国の領域拡大など、ヨーロッパ地図は、幾度も書き換えられた。一五、六世紀の地理上の大発見ののちは、スペイン、ポルトガルを始め、イギリス、フランス、ドイツなどによつて、世界の植民地化が進められていく。

したがつて、ヨーロッパ人同士の国際結婚のみならず、侵入してきたアジア人たち、イスラム人たちや侵略して

いった先のアフリカ人やインド人、南米の国々の人との国際結婚が行われている。黒海周辺の国々には、今でもアジア人の子孫が残るというし、イスラム帝国がイベリア半島にウマイヤ朝を繁栄させたのは、八世紀のことである。アフリカやインド植民地化、南米への侵略については、私たちの知るところである。

ピューリタンがプリマスに上陸し、アメリカインディアンを押しのけながら、アメリカ合衆国を築いていったことについては、改めて述べるまでもない。イギリス人、フランス人に次いで、イタリア人やペルトリコ人、メキシコ人、また、中国人、朝鮮人、日本人など渡つていつて、多民族国家を形成した。

私たちは、日本というと直ちに、日本民族のみを思い浮かべる習慣が身についているが、アメリカ合衆国とはアメリカ国籍をもつ多民族の集まりである。このような多民族国家においては、国籍を異にする者同士の出会いが多いから、国際結婚はとりたてて言うことではないだろう。

## 2. わが国の国際結婚

ひとり「国際結婚を考える会」の国際結婚のみならず、現代のわが国の国際結婚は、いくつかに分けられる。まず、海外で外国人と結婚した女性、日本で外国人と結婚していく

る女性、海外で外国女性と結婚している男性、日本で外国女性と結婚している男性などである。

この会と「外国人妻の会」というのが、現代の日本の国際結婚を代表している。1. で述べたように「国際結婚を考える会」では、戸籍法、国籍法、入管法など婚姻に関する法律問題に取り組んできた。また、子どもの教育問題、アイデンティティの問題、夫の日本文化との摩擦の問題など、女性として、母として、妻として、日常に直結する問題を取り組んできた。会員の多くは日本女性だが、中国女性、韓国女性と男性諸氏もいる。

夫の国籍は、一九八七年一〇月のニュースによると、全世界に広がっている。イギリス、フランス、西ドイツ、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ルクセンブルグ、ベルギー、イタリア、ハンガリー、アメリカ、イラン、リビア、インド、インドネシア、タイ、フィリピン、中国、韓国、オーストラリア、エジプト、南アフリカ、メキシコなどである。

会は関東、大阪、京都、名古屋と四つに分かれ、それぞれに海外の会員も属している。「家族そろつて日本に居住しているのは八四%、仕事の都合等で夫の国籍以外に住む者を含めて、海外に居住する家族は一一%でした。また、夫や子供が海外に住む別居家族や両国を往復している家族も四%ありました。」とアンケート結果は述べ、まさに

### 「国境を超えた次元の家族」となっている。

実際には、この会の外に国際結婚をしている女性がたくさんいることだろう。横浜、神戸、沖縄など土地柄として、多くの国際結婚が考えられるし、東京、大阪、京都などもそうである。それは、外国船の出入りする港町であり、米軍基地があつたりするからである。また、外資系企業や商社、大企業の多い都市部や多くの語学学校の存在など、海外から日本へやってくる人々の集まる理由が多いからだ。

この種の婚姻と異なり、海外に日系移民として根をおろしていく人々がいる。カナダ、アメリカ合衆国、ブラジル、アルゼンチンなど、明治時代から多くの日本人が移民として移り住んだ。そこでは、二世、三世と世代が進むごとに婚姻のみならず、教育、職業などを通じて同化が進んでいった。留学先でそれぞれの国の人々と出会い、国際結婚して帰国する日本人も一部にはいる。ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ合衆国など先進国への留学は、わが国の研究者や技術者の伝統である。中国や朝鮮では第二次世界大戦の頃、戦争花嫁として多くの日本女性が嫁いだ。また、世界中へ日本の商品は販売されているが、海外でのビジネスマンによる国際結婚も考えられる。

タレントによる国際結婚は、西川きよし夫妻、清水健太郎夫妻、日本人のマネージャーと結婚したアグネス・チャレン夫妻、日本女性と結婚したクロード・チャリ夫妻、他に

「わが家の日米文化合戦」（講談社）を世に送った村山元英夫妻や「日本人」（サイマル出版会）を書いたグレゴリー・クラーク夫妻がいる。

ところで、在日外国人として暮らす夫たちや妻たちの心の悩みについて、「国際結婚を考える会」のニュースは述べている。（一九八六年一月二十五日）「短期的適応をのりこえて、日本語もよくでき、習慣、文化も理解している、七年から二〇年滞在している外国人がうつ状態になる。自分の国と日本社会に置く自分の地位、自分の人生、文化などの決定にせまられて、うつ状態になる。

そういう人々は日本が好き、自國文化があまり好きでない。理由は家族に問題があり、特に異性の親に問題（？）がある。そこからはなれて日本へ来る。しかし、長く滞在していると、日本に期待していないことを発見して、どうしようとする。又自分の国によさを発見する。「西欧人男性で気がついたのですが、母親が勝気で冷たく、体罰を加えられたことがあり、白人女性とデートしたことがなく、結婚するなら優しく受け入れてくれるアジア女性がよいと思っています。又、……ロスアンゼルスで、長期滞在して白人男性と関係を持つていて日本女性を調べると、父親にきずつけられた意識あるいはそれに近い意識をもっている人が多かったそうです。」「自分の国が好きでない外国人が、日本人にチヤホヤされることが心地よくて本国に帰れない

場合というのはどうなのでしょう。」「仲間の間では目立たない人、平たくいえば取り柄のない人にそういう傾向がみられます。たいていはそういう状態が長く続くと嫌になります。ナルシズムには、満たされたいという要求と同時に、そういうことを恐れる気持ちとが同居しているのです。」

また、ある「会員からのたより」によると、「適応しようと努力しても日本では社会的地位の低い女性や在日外国人、地域社会から取り残された老人や障害者は、自分の力だけでは動かしがたい差別を感じるのです。」「日本人の心の中にある異質なものへの憎しみ、弱い者への嫌悪と、いう排他的な単一民族主義、個性を認めず社会への追従を美德とする風潮、それらが主人を狂わせたかと思うと、「僕は日本が嫌いだ」という彼を私は責められないと感じました。」「最初の三年間は日本に適応できず、家庭内暴力を起こし、何度も離婚しようと悩んだかわかりません。」「今では主人自身、私以外の日本人は、興味本位の、相手のプライバシーなど無視した無作法な人間ばかりだと憎むことによって、自分の精神を安定させているようです。」

前述の村山元英氏は、家庭の中で日本文化とアメリカ文化の間を往復しながら、異文化の対比を行っている。「私はいつもいらいらしている。日本の文化が私の手でこれだけといつてしまつかりつかめない。……説得の論理にならない。でも、私が頼りにしている日本の文化は、言葉にならな

「いま私はとつついでいるだけである。」「私の一番困った

合戦上の文化とは、いつまでもどろどろとした説明のできないくらやみの論理や未確定の思考方式であり、ついには言葉ではなく感性だけで捉えられうる不思議な人間行動とその動機である。」「日本の『義理人情』は、……感情をおさえにおさえた人間性の発露である。」「私は『孤独』を恐れ、「むれ」の中で、個人と個人との関係さえあいまいにして、そして、むやみやたらに他人の名前の数を増やしながら、あざむかれてもあざむかれても、あざむく『むれ』を追い求めている。もつと言えば、私のほんねは『むれ』を軽蔑し、「むれ」に忠実である。」「自己が他人へ感情移入することで、私が孤独になれないのに反して、『敵』は、他人が自己に入りこむのを退治するところに孤独がある。」（注：『敵』とは村山氏の奥様の愛称。）（前掲書）  
家庭の内外で、カルチュラル・ギャップを左右に揺れ続けられているのが、日本の国際結婚であろう。

### 3. 終りに

私たちの国際結婚を位置づけるために、その意義を問い合わせ、ヨーロッパ王室の国際結婚を辿り、ヨーロッパ庶民の国際結婚を辿り、そして、わが国の国際結婚について考えた。それは、私たちの国際結婚を世界の中に知る作業であると

ともに、私たちが世界を知るという作業である。

国際結婚が特殊化された日本にあって、外国文化と日本文化の「異」と「同」のシーソーゲームに、私たちはこだわってしまう。单一民族、一元社会の日本は、自分の手足の延長線上にしか他人を認められないから、自己をすぐ他人の上に覆いかぶせようとする。それは、個人でもグループでも社会でも国家でも、そうである。そして、その方法に順応しない者は、即、排除である。日本の国際結婚とは、社会的にも私的にも、この同化と排除の不安なバランスの上に生活しているといえるだろう。

海外の生活体験を持つ日本人は、むしろ外国の方がよいという。もちろん、もの珍しさ、解放感、いろいろな意味があるだろう。その意味ではどの国の人間も外国へ行くと、全てを珍しいと思うのと同義である。しかし、たとえば森有正氏のフランス体験のように、内部から日本人としての体質を一つ一つ破壊していく、フランスの人間や教育のあり方を体験していく者もいる。その場合、人間を創ることは、人間を内面的に豊かにするとは、ということへの理解が生じる。

多くの在日アジア人、欧米人が幾多の日本人論を書いているが、在日外国人が外から見た日本人像を描き出すのに対し、森有正氏のそれは、内からその内部分析を行っていみるとみえる。

ドナルド・リティー氏は、「日本は猫の国だ。」と言った。

（「日本人への旅」TBSブリタニカ）フランク・ギブニー氏は、ベトナム難民の日本内の問題に触れ、「ベトナム人は緊密な日本社会の集団的凝視の“ムチ”を受けるだろう。なぜならば、今までなく、彼らが異なっているからである。」（『人は城、人は石垣』サイマル出版会）と述べた。ジョセフ・J・トビン氏は、アメリカ人の母親が、デパートで娘に泣きわめかれ、それに対し向けられた日本人の視線、電車の中で自分の息子が泣き出し、まわりの日本人が向けた視線がいずれも批判的に感じられたことを述べている。（『ニッポン幻想』講談社）

一方、森有正氏は、ある若いインテリ女性と話し合つたとして、次のように述べている。「日本人は豊かな感受性と優れた知性をもつてゐるが、一つの状態に停止する傾向がある、というのである。……それは自己観照性とでも呼ぶべきものであるが、そういう状態を自己の中にも、他人の中にも見出すことを喜び、したがつてそこに停止する傾向である。」「すべての行動には自己と対象とがあるが、そういう傾向は、対象をもそれを行動によつて突き抜ける代りに、その観照に終り、対象の中枢部に対する、想像をもつて認識の不足を補うということになる。だから、本当のところは、自己と対象とは触れ合わずに終り、勘ぐりと饒舌とが接触の代用を務めるのである。」（『思索と経験を

めぐつて』講談社）次のようにも述べている。「日本という国は昔から内的促しを殺しに殺しに続けてきたのです。」「どこにも「私」というものが無い。……まず第一にそ的一番基本になる、責任を負う「私」というものがどこにもないわけです。」そして、「私の識つている多くのヨーロッパ人が、日本人に対する不信にどんなに苦しんでいるかを言つておくのは無駄ではないと思う。」と述べている。

在日外国人が自分にとって「異」なら、自分もまた外国人にとって「異」である。在日外国人の持ち込む風俗習慣・文化など日本人にとって「異」なら、外国人にとっても日本のそれは「異」である。在日外国人が法的・教育的・生活的に日本人並みに暮らしたいと思うことは、日本人が諸外国でそれを希うことと同義である。

王室の国際結婚は、外交と歴史の分野で世界を動かし、庶民のそれは法律・風俗習慣の分野で世の人々を動かすが、文化的葛藤を秘めているという意味では同じである。地球上で人々は、王室としても国家としても人間としても、しのぎを削つて生きているが、その価値観や利害打算の集約点となつてゐるのも国際結婚かもしれない。

私たちは現代日本の国際結婚の位置を知るために、国際結婚の意義を問い合わせ、ヨーロッパ王室の国際結婚や庶民のそれ、わが国の国際結婚について辿つてきた。これは私たち自身の位置を知るためでもある。

## NHK vs ジェンダーと表現の会

# 性差別的表現についての問答

「女の 大研究」というタイトルと「男」「男性」「女」「女性」という言葉の使用頻度をめぐって

### ジェンダーと表現の会

ジェンダーと表現の会では、一九八九年三月から五月までN  
HKと性差別的表現をめぐって手紙のやりとりをした。そ  
の結果を受けて、六月にはN HKに要望書を送った。その  
手紙と要望書をそのままコピーして、標記の題をつけた冊  
子（A 4判22ページ横書）を発行した。最初の手紙と返事  
の全文と要望書の全文をここに紹介する。（できれば冊子  
全体を読んでいただきたい。）

N HKへの男女平等の申し入れは、一九七五年の「国際  
婦人年をきつかけとして行動を起こす女たちの会」から始  
まって「国際婦人年連絡会」「全国フェミニスト議員連盟」  
等さまざまな団体が行っているが、まだN HK全体の問題  
にはなっていないようだ。回答しているN HKの担当者は  
まだ一度も行動綱領も女子差別撤廃条約もお読みではない

ようだ。女たちはもっとコワイ存在になるべきなのだろう。

（中嶋里美）

### 一回目の手紙

一九九八年三月二一日

日本放送協会会長 海老沢勝二様

私たち は男女平等をすすめるためにメディアの力を期待  
しております。

日本では、特にN HKの力が重要です。

女性がメインキャスターをつとめる番組が増えたり「み  
んなの歌」で、伝統的な性別役割分担を変えるような歌が

放送されるなど、NHKも努力していらっしゃるようですが、まだまだ問題は少なくありません。今回は特に次の2点についてお伺い致します。

質問1. 「生活ほっとモーニング」の中で「女の 大研究」は今のかたちのままでいつまで続けるおつもりでしょうか。

今放送されている「女の 大研究」は「女を大研究」するのでもなく「女が女の視点で大研究」するのでもなく、衣食住や健康など、これまで「女の仕事」「女の関心事」とされていたことを「大研究」しているようです。これは、伝統的な性別役割分担意識や男女についての古い固定観念に基づくもので、こうした放送は女性差別を固定化・強化する働きがあります。

研究内容は良いのですから、「くらしの大研究」「ほつとな 大研究」のように「女」ということばを入れないタイトルならば、これからも長く続いて良いと思います。或いは、伝統的な男女の役割分担意識や男女についての固定観念を変えていくような新しい「女の視点」で生活の問題を「大研究」するのでしたら「女の 大研究」というタイトルで長く続けて良いと思います。

この時間帯の番組名から「奥さん」が消えたのは「女性

だけを対象にするのではない」からだと聞いたことがあります、そのお考えは変わったのでしょうか。

現状では女性の視聴者が大多数だとしても、生活の問題への男性の興味・関心を高め、男女が協力して生活していくために役立つような放送をしていただきたいと思つております。

質問2. 事件や犯罪のニュースで「男」「男性」「女」「女性」という言葉が非常に多く使われていますが、これを減らすお考えはありませんか。

「男」「男性」「女」「女性」ということばを使つてはいけないという事はありません。多くの場合、ある人の性別をはつきり伝えることは必要でしそう。

けれども必要以上に度々使うことは、性別を必要以上に意識させることになり、\*性別意識を助長することになります。「男」「男性」「女」「女性」ということばは、ほのかのことばで言い換えてもいいのではないか、ということを検討してから必要最小限の使い方をしてください。

例えば、「犯人の男」の行動を説明する時、一度犯人が男だといえば、あとは「犯人が」と言った方がはつきりします。しかし、繰り返し「男が…」という言い方をする場合が多いようです。「男性が男に刺された」というような

表現も良く聞きますが、おかしいとお思いになりませんか。

「通行人が」「乗客が」「店員が」と言つても良いのに、「男性が」「女性が」と言うことが多いようです。また、「教師」「生徒」でも良いのに「女教師」や「男子生徒」と言つていい例も少なくありません。

以上、2点の質問につき、できるだけ早くお答えいただきたいと思います。なお、ご参考までに私たちの会の\*リーフレットも同封いたします。お忙しいこととは、存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

ジェンダーと表現の会 中嶋里美

〒三五九一〇〇四一

所沢市中新井一一八九七一二

FAX ○四二九一四二一七九六〇

\*1 「性別意識」は「性差別意識」の間違いでした。  
\*2 「性差別的表現にご注意を!」と題して、性差別的表現とは何かを具体例を示して説明したもの。97作成。

ご質問と一緒にリーフレットをお送りいただき有難う御座います。日頃の活動に敬意を表させていただきます。

まず、「生活ほっとモーニング」に関するご質問の件ですが、この番組は毎週六日間、日々の暮らしに密着した衣食住や健康・福祉・医療・消費経済・事件事故など様々なテーマを取り上げ、生活者の観点から分かりやすくお伝えする生放送の生活情報番組です。放送時間の関係から視聴者の多くは在宅の女性と男性の高齢者と思われます。制作現場では、こうした視聴者の皆さんのが要望や关心事に積極的にお応えしようと努力をいたしております。

毎月の番組全体は、福祉や医療などのリポート企画、「長寿の食卓」、「くらしの達人」、「私のオリジナル料理」など様々な企画で編成しております。「女のの大研究」はそのうちの一つで、女性の方々が興味・関心を抱くテーマを女性の視点で取材し、女性がより豊かに生き生きと暮らしてゆくためのヒントをお伝えすることをめざしています。女性からの視点や感性を大切にすることをめざしています。

平成一〇年三月一三日

ジェンダーと表現の会 中嶋里美様

拝啓 平素、N H K の放送に関しましてご理解をいただきまして誠に有難う御座います。

この度、中嶋様から海老沢会長あてのお手紙、確かに拝受いたしました。会長よりご返事を差し上げるよう申しつかりましたので、かわって小職よりお手紙を差し上げます。

をフィックスし提案や取材に際しては「生活ほっとモーニング」が築いてきた全国の協力家族のネットワークにアンケートをおこなうなど、今女性が知りたいこと、悩んでいることなどを番組で取り上げるようにしています。視聴者の皆さんからの反響もよく、次はこういうテーマを取り上げて欲しいという提案もよくいただきます。

サブ・タイトルに「女」の文字を入れておりますのは、この企画のねらいや視聴対象をより鮮明にアピールしたいとの考え方からで、男性と女性の役割を限定的にとらえたり、女性に固定的なイメージをあてはめようという考えはありません。

冒頭に申し上げましたように、この番組は週六回、月二回の放送で様々なテーマを扱っております。新しいビジネスチャンスに挑戦する在宅主婦の姿、介護休職を利用し家族を見る夫や息子の姿などを紹介し、男性も女性も共にどうしたらより生き生きと自立して暮らしていくのかを考えるテーマに積極的に取り組んでおります。

今回のご意見を真摯に受けとめ、今後とも番組制作に努めてまいります。

次に、事件や犯罪等のニュースの中での表現の問題ですが、ニュースの場合でも女性についてだけ特別扱いするような表現は避けるよう注意をいたしております。事件報道などの時、男女平等という観点を基にしながらも、場合によつては性別がはつきりした方が情報としてより分かりやすいという事もあるかと思います。

いずれにしましても、言葉をよく吟味し工夫しながら今後も放送してまいります。宜しくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、会のますますのご発展と、中嶋様のご健勝をお祈りいたしております。

敬具

NHK視聴者センター

大野哲夫

手紙のやりとりを受けての要望書

一九九八年六月二二日

日本放送協会会長 海老沢勝二様

三月二日に最初の質問を申し上げてから、視聴者センターの大野様に四回お手紙を差し上げ、いつもご丁寧なお答えをいただきました。お礼を申し上げます。けれども、私たちの願いはなかなかご理解いただけないようです。

男女平等をすすめるために、改めて要望書をお送り申します。私たちがつくりました\*リーフレットも同封いたします。十分ご検討の上、必要な対策を実施して下さいますようお願い申し上げます。

ジェンダーと表現の会

〒三五九一〇〇四一

所沢市中新井一―八九七一―

FAX ○四二九一四二一七九六〇

\*「性差別的表現にご注意を！」と「性差別的表現をな  
くせなんてナンセンスでは？」の二種類のリーフレット。

一九九八年六月二三日

日本放送協会会长 海老沢勝一様

ジェンダーと表現の会

代表 中嶋里美

一九八五年、日本は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准、「すべての適当な手段によ

り、かつ遅滞なく」（第二条）、「両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他のあらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること」（第五条）を決めました。そのためには男女の表現のしかたを改めるなど、メディアの努力が期待されます。

日本では「男は仕事、女は家庭」という伝統的な性別役割分担意識が根強く、それを改めるための努力が特に重要ですが、メディアもまた、意思決定に参加する女性が極めて少ないなど、諸外国に比べて非常に遅れています。

最近では、テレビの画面等での女性の活躍のしかた、男女についての表現のしかたも変わりつつあります。「生活ほっとモーニング」の男女の司会者のあり方などはよい例で、NHKでも努力されていることがうかがえます。

けれども、性差別についての理解はまだまだ不十分で、性差別的な表現もしばしば見られます。「性差別をしてはいけない」という意識は浸透していても「何が性差別か」ということが理解されていないのです。女性を蔑視する」とだけが性差別ではありません。伝統的な性別役割分担意識や男女についての固定的なイメージに基づく表現が差別意識を固定化、あるいは強化してしまうこと、性別役割分担を当然のこととして来た現在の社会を表現すること自体が性差別的表現になり得ることを重視していただきたいの

です。

男女平等の社会をつくるため、N H Kとして次のような努力を積極的にされるよう、要望いたします。

1. 放送にかかるすべての人々が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と、第四回世界女性会議で採択された「行動綱領」の精神を理解し、放送のすべてにわたってジェンダーの視点が組み入れられるようすること。

そのため

(1) 男女の表現についての新しい、綿密な基準をつくること。その基準をつくるにあたっては、ジェンダーの問題の専門家と女性たちの意見を十分取り入れること。

(2) ジェンダーに対する感受性を養うための研修を行うこと。

(3) 放送中、あるいは放送予定のすべての番組をジェンダーの視点で見直すこと。

2. 積極的に提案を求めて、ジェンダーの問題を扱う番組をふやすこと。

3. 女性職員、特に意思決定や番組制作にかかる女性職員をふやし、男女五〇%ずつをめざすこと。そのために、何が女性をふやすための障害になっているか十分調査し、障害を取り除いて女性をふやすための年次計画を立てること。

4. N H Kの中にジェンダーの問題を総合的に扱う機関を

つくり、男女についての表現のしかた、ジェンダーの問題の番組での取り上げ方、放送にかかる人々のジェンダーに対する感受性、女性職員の採用や待遇などについて継続的に検討すること。

5. N H Kと市民が、ジェンダーの問題について継続的に話し合う機関を作ること。

6. 具体的な問題として

(1) 「生活ほっとモーニング」の中の「女の 大研究」というサブタイトルをやめること。「家事・健康等の問題は女の関心事だ」という固定観念を積極的に変えて行く必要性を十分認識すること。

(2) ニュース等での「男」「男性」「女」「女性」ということばの使用を必要最少限とすること。男女を区別する表現、性別を意識させる表現は必要最少限にすべきだという認識をはつきり持つこと。

## 一九九九年通常国会 法案への不安と期待

今世紀も終わり間近か。懸案になつていろいろの法案がばたばたと可決、あるいは可決見込みとなつてきた。

自民党が、自由党と公明党を抱き込んで、参議院でも過半数を取れると判断したせいか、会期もかなり延長して重要な法案を次々と取り上げる予定。中には、二一世紀へ向けて禍根を残しそうなものもいくつかある。

危険がいっぱい　このままいいの？

いわゆるガイドラインと言われる周辺事態措置法は五月二四日、参議院本会議で自民、自由、公明三党などの賛成多数で可決された。内容はご存じのように、日本の周辺で武力紛争などが起つた場合、自衛隊が米軍への支援を行なうことが可能になつたわけだ。今後、日米安保を強化する形で具体的な協力計画が進められていくだろう。

同時に、こうした事態の折り、自衛隊の艦船が、在外邦人の救出に派遣される自衛隊法の改正、平時には、物品を相互に提供しあつて日米の関係を、有事の場合にも適用する日米物品役労相互提供協定の改定も行なわれた。

周辺事態措置法には全野党が反対したが、他の二つについては党によつて対応が少しづつ違つていた。

しかし、ともかく、この決定によつて、有事の時に日本が紛争に巻き込まれたり、武力攻撃を受ける可能性がぐつと高くなつてしまし、明らかに憲法九条に抵触するのだが、憲法との関係などはあまり論議されなかつた。世論の反撥も盛り上がりに欠けた。

六〇年、七〇年の安保改定の時には国会の周囲を埋めた学生や労働組合のデモも、今回はあまり見られず、高齢の櫛田フキさんや、社民党的土井たか子さんを先頭にした女性たちのデモだけが、写真入りで新聞に報道された。戦争に巻き込まれていくことをいちばん心配するのは女性や沖縄の人たち。いつたん事が起されば、誰彼の区別なく日本のすべての人たちが危険にさらさられる、というのに……。

日米安保とは特に関連はないが、通信傍受法（盗聴法）も市民の人権にとつて見逃せない法律。犯罪の防止のためとは家、警察が電話盗聴できるようになる。これも衆参両院を通過したし、日の丸・君が代を国旗・国歌として法制化する案もこの国会で通りそう。あな、おそろし。

女性が主導する法律も…

一方、女性議員が力をあわせて可決した法案もある。

まず、会報前号（五七号）で当会会員の清水澄子参議院

議員が詳細に法案作成に至る過程や内容を執筆して下さった。いわゆる子ども買春禁止法「児童買春、児童ポルノに係る行為の処罰及び児童ポルノ禁止法」が五月一八日に衆議院本会議で可決され、六ヶ月後から施行された。参議院の女性議員が超党派で発議し、まず

四月末に参議院を通過。五月一一日に衆議院で審議に入り一八日に本会議で可決された。参議院には女性議員がかなりいるが参議院ではごく少ない。法務委員会には参議院の七名の女性議員がそろって出席し、発議者席は色とりどりのスツツ姿で花園のよう。法務委員は全国男性なので、質問者は男性ばかり。答弁は女性ばかりという異例の光景だったという。

この法律は罰則がバツチリついているので、ハレンチ男性たちにはいい薬だし、ほとんど野放しに近かつた児童ポルノにも少しは歯止めがかかるだろう。援助交際などもこの法の対象となる。北京会議でも日本の児童ポルノは悪評高かった。その前年、東京で開かれたエスキヤップ（アジア・太平洋地域）会議のNGO大会では、フィリピンの大学の先生から「こんなものが日本で出版され、アジアの国々に出回っている」と子どもポルノの写真集を見せられた時には恥ずかしくて顔を上げられなかつた。さつそく翌日、神田にある出版・販売元に抗議にいつたら、数えきれないほどのポルノ写真集が積んであり、子どもがモデルの

ものもかなり会つた。店長は、私たちの烈しい抗議に「いらっしゃう合法的にやつていてる商売ですから」とうそぶいた。もう、けつしてそつは言わせない、うれしい法律の誕生だ。

会期が大幅に延長されるので「男女共同参画社会基本法」の可決も確実だろう。政府提案の形になつてゐるが、昨年、男女共同参画審議会の答申を受け、有識者のアンケートや民間の個人やグループから公募した意見を練り上げて作られた法案で基本的理念としては北京会議以降の女性たちの意見がほとんど盛り込まれている。国会では各政党とも賛成と歓迎の意向を表明している。

参議院では、四月から審議に入り、各党女性議員のいっせいの質問で実効性を求めて、より具体的な記述を、との要求が多かつた。五月二一日までに実効の決意を含めた趣旨を確認する前文がつき、いくつかの前向きの修正と最後に「配慮すべき点」としての付帯決議がついて可決された。付帯決議はアフアーマティブ・アクションの積極的活用、女性への暴力の根絶、被害者救済の実効性ある措置などが含まれてゐる。

衆議院でも六月初めに審議が始まり、内閣委員会をすでに通過し、本会議可決に向けて動いている。

# モノを言おう！

梶谷 典子



◇国にモノを言おう！

ハル子「つまらなそうね。どうして？」

アキ子「『男女共同参画社会基本法』の論点

整理について意見を募集したでしょ？」

アキ子「名称は『男女平等基本法』にすべきだって意見が多かつたんですってね」

ハル子「当然じゃない？ それがつまらないの？」

アキ子「その当然の声が無視されたのよ！」

「男女共同参画」って、「男女平等を前提とした更に進んだ考え方」みたいに説明さ

れてるけど、わかりにくいことばでしょ？ それに【共同】と【平等】とは本来違うんですね。なのに……」

ハル子「『基本法』を早くつくるためには、そのほうがいいのかもしれないわね」

アキ子「『男女平等基本法』じはどうしてだめなの？ 「男女平等」に反対する人な

んてないでしょ？」

ハル子「内心抵抗感持つてる人は、イチャモンつけたがるでしょよ」

アキ子「名称を変えればいいのかなあ」

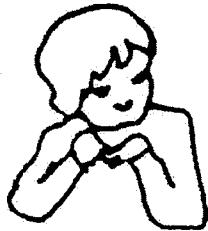
ハル子「ほんとのところはわからないけど、情況に詳しい人の判断にまかせるわ」

アキ子「意見出したって、むなしいんだ……」

ハル子「そんなことないわよ。家族的責任とかポジティブアクションのことが答申に入つたのは、大勢の意見があつたからですつてよ」

アキ子「『企業の責任についてもはつきり書くべきだ』って意見も多かつたそうだけど、それは入つてない。【国民】の中に企業も含まれるからとか、【職場】が入つてるからとか説明されてるけど」

ハル子「『企業』ってはつきり書くと、問題が出て来そうじゃない？」



アキ子「やっぱりみんなの意見はあんまり関係ないってことになるじゃないの。家族的責任やポジティブアクションのことは論点整理の中にもともとあつたんだから」

ハル子——入れるべきか、どうか】つてかたちで書いてあつたでしょ？みんなの意見がなければどうなつたか……

アキ子「みんなの意見はどうつちにしようか?」  
『って時だけ参考にするのかな。そう

ね……消費税なんか、猛反対の声と関係なく決まっちゃうんですね」

ハル子「『反対が強いに決まつて』」「絶対にやろう」って思つてることは必ずやるの

よ。それでも、「やっぱり反対がすごかつた」というのと、「意外に反対が少なか

つた」「つていうのとは同じじゃないわ。直接影響しなくとも、次に何か決める時に影

響が現れるかもしれないし」

「いいのもねえ……」

み重ねで變つて行くんじやない？ 選挙の一票ぢやない？

の  
一  
票をむなしいと思ふ?

アキ子「思うこともあるけど……」

ハル子「でも投票には行くでしょ？ その位の気持があるんなら意見を出してほしいわ。意見を出すのって負担はそんなに大き

くないでしょ？ この頃お役所はよく意見を募集するけど、募集してる時だけやなくて、言いたいことはいつでもどんどん

自治体や地方議会へもね

アキ子「募集してない時に、あたしたちの意見なんか、ちゃんと受けつけてくれる？」

はならないわよ」

アキ子「そんな程度じゃ……」

じような意見がたくさん集ま  
が出る可能性はあるでしょう」

アキ子「うんと小さな可能性でしようね」  
ハル子「小さくてもゼロとは違うわ。何よ

わなければゼロですものね】

ハル子「新聞なんかに投書するのもいいわ

七

アキ子「載るとは限らないでしょ？」

ハル子「説得力ある意見なら……」

アキ子「担当者の判断が問題だからねえ。担当者の中にどの位女がいるのかなあ」

ハル子「言い続けてることだけど、メディアで働く女を増やし、メディアで働く男女にジエンダーの視点を持つてもらわなくちゃね。そのために、メディアに対してもモノを言わなくちゃ。表現に関してもね。メディアにはいろんな意見が寄せられるのに、ジエンダーの問題についての意見なんて殆どないみたいよ」

アキ子「ジエンダーの視点でメディアをチエックしてゐる人は、ずいぶん増えてるみたいだけど」

ハル子「チエックした結果を、あんまり相手に知らせてないんじゃない？」

アキ子「ジエンダーの問題なんか、言つても無視されるんじやないかな。少数の特別な意見だらうつて……」

ハル子「そうねえ、実際に少数派だし……メディアの中にも、男女平等に内心抵抗感持つてる人は多いだろうし」

アキ子「やっぱりむなしい気がするなあ、モノを言うってこと……」

ハル子「でも説得力ある意見だつたら、それと同じような意見がたくさん集まつたら、無視できなくなるわ。実際に影響を与えてる例もあるし」

アキ子「それはうんと小さな問題についてじゃない？」

ハル子「小さなこともひとつひとつ変えて行く必要があるでしょ？ チエックするエネルギーを持つてゐる人なら意見を出せないことはないと思うけど。ふだんチエックしてない人でも、気がついた時にモノを言つていいわけだし。そして、どんな意見を出したか、出した結果どうだったか、情報を交換し合うのよ。そしたら新しい知恵も出て来るかもしれないし」

アキ子「そんなに期待できるかなあ。情報交換つてエネルギー要るしね」

ハル子「やらなきや、なんにも期待できないでしょ？」

◇モノが言える人間を育てよう！

アキ子「メディアのあり方については、中で

働いてる女たちも声をあげてほしいわね」

ハル子「やつてる人もあるようだけど、大変でしうねえ。メディアは一般の企業よりもかもしれないけど、日本の組織つて、モノが言いにくくなつてるから。メディアに限らず、みんながそれぞれの組織の中で声を上げて、自分のまわりから変えて行ければいいんだけど」

アキ子「会社や役所じや、確かにむずかしいわね。ちよつと人と違つた意見を言うだけで【和を乱す人間】だつて思われてしまうし、【議論が好き】【理屈を言う】つてことはマイナスの評価につながるんですもの」

ハル子「意見をぶつけ合つた上で、お互に納得できる方向を見つけ出す」という習慣がないのよね」

アキ子「そういう組織が具合悪いのは、女にとつてだけじゃないわ。新しい発想が生まれないし育たない、チエック機能が働かない、何でも後手後手にまわる——日本は世界の中でだんだん孤立して行くわ。こんなこと続けてたら」

ハル子「これ、日本の文化の問題なのよね」

アキ子「うーん……文化を変えるのは大変だわねえ。でも何とかしたいわ。モノが言える組織をつくりたいわ」

ハル子「そのために、モノが言える人間を育てたいわ。自分の意見をはつきり人にわかるように言い、人の意見をじっくり聞いてよく理解し、どこが違うのか、どこが共通するのかよく考えて協調できる方向を見つけ出して行く——そういう人間をあたしは育てたい。道は遠いけどね」

アキ子「でも今の子どもたちは、おとなたちよりもっとモノが言えなくなつてるんじゃない？」

ハル子「親の過保護過干渉のおかげで、モノを言う意欲も能力も育たないのよ。子どもたちが大勢で遊ばないのもいけないのよ」

アキ子「それ以上に、学校教育の中でモノを言う意欲も能力も奪われるのよ。過保護過干渉や受験の圧力のせいで。学校教育を根本から考え方を直さなきやいけないのよ」

ハル子「モノを言う意欲と能力を高めれば、キレイの子も少なくなるわ。【心の教育】なんて言うんなら、まずそういうことをやら

なくちゃ」

アキ子「それは世界に通用する人間を育てることにもなるわ。教育の『国際化』なんて言うんなら、まずそういうことをやらなく

ちゃ」

ハル子「そういうことをやるためにも、あたしたちはモノを言わなくちゃ」

アキ子「でも文部省は、女たちの意見なんか聞かないからねえ。『人権教育』も『男女平等教育』も、学校教育の中ですすめて行こうって気はないんですけどね」

ハル子「だから、もつともっと言わなくちゃ」

◇できることをやろう！

アキ子「みんながモノを言うようになつたらつまらない意見も出て来るんじやない？そのおかげでかえつて女の意見が軽視されるようなことにならない？ それに、意見が悪く利用されたりしない？」

ハル子「今の情況で、そんな心配しなくちゃいけないかなあ」

アキ子「女の声を生かす一番の道は、いろんな組織の意思決定部門に女が入つて行くことじゃない？」

ハル子「確かにそうだけど、それは誰でもすぐできるってことじやないでしょ？」

アキ子「そもそも立候補することは誰でもすぐできるんだから、どんどんやりましょうよ。それが意思決定に参画する女を増やす力にもなるんじゃない？」

アキ子「それもそうだけど、議員に立候補することは、やろうと思えばできるんじやない？」

ハル子「誰でも簡単にできるとは言えないでしょ？」

アキ子「簡単だとは言えないかもしねないけど、そんなにむずかしく考えないでほしいわ。どんどん立候補すべきだわ」

ハル子「それもそうだけど、モノを言うことはもつと簡単で、もつとみんなができることなんだから、どんどん言うべきだわ」

アキ子「それもそうだけど、やつぱり……」

ハル子「とにかくやりましょう、できる」とを！」

# 連載 「家計補助」から「自己実現」へ（下）その二

## —低成長期の労働意識—

（最終回）

柴 博 美

（東京都職員）

できる。

### 1. ますます強まる男女平等志向

低成長期には「その一 労働実態」にも見られる様に女性の働き方が多様化し、それに伴つて労働意識も様々な個性化の度を深めた。女性総合職の誕生は女性全般に労働の場における男女平等を期待させるものであつた。また、働く女性が絶対的にも相対的にも著しく増加したこと、様々な働き方の選択肢が現実のものとなつたことによつて、女性の一生はもはや家庭か職業かの単純な選択に留まらず、働くことを、家庭生活を含めライフスタイルの中にどう位置づけ、どの様な形で組み入れるかが一人一人に問われる時代となつた。この期の女性労働意識の特徴としては1. 男女平等志向が強まつたこと、2. 働くことが生活の中では必要不可欠になつた点、3. 職業を持つつても家庭では旧来の男女役割分担思考をそのまま受容している点が指摘

均等法による女性総合職の誕生は勤労女性全般の意識に影響を与え、男女平等志向がいつそう強まつた。まず、女性総合職の労働意識を探つてみたい。総合職として採用された女性たちは男女共学で育ち、大学時代まで男女平等を当然のことと感じていた。それが就職の際、初めて社会に存在する男女格差に直面する。総合職を経験した女性はその長所として1. 男性と同じ扱いを受け、やり甲斐を感じた（仕事に対する満足度は一般職より一六%高い）2. 努力すれば昇進、昇格の途が開けている 3. 給与が高い

4. 研修や海外留学のチャンスがある等処遇の良さを列举している。その反面、短所は1. 長時間労働（超過勤務、深夜勤務、持ち帰り残業、休日出勤）とそれに伴う健康への不安 2. 仕事と家庭、特に育児との両立不可能な点が挙げられている。彼女たちは仕事によつて「自分の能力を生かせる」「人間的成长が果たせる」と思つてゐる。仕事に対する取り組み方は實に熱心で単に生活のためと割りきるのでなく純粹に「いい仕事がしたい」「成果を上げたい」という気持ちが強くそれが上司からみて氣負い過ぎ、仕事を選ぶ際わがまま、自己中心的で視野が狭い、会社の慣例を無視する等マイナスに評価されることもある。自分の仕事を見つめ直し「自分の関連してゐる企業活動が社会に害を与えてゐる」と思うと仕事が続けられなくなつたという体験談<sup>注</sup>もある。こうした女性の意識は生活のためと割り切つて働く傾向の強い男性とは対照的であり、利潤という目的のためには手段を選ばない企業本質を見直す契機にもなるだろう。大学卒業後数年働くと結婚について考えなければならない時期になり、様々に迷いや先の見通しに悩む。「仕事は続けたい。しかし、結婚したら続けられなくなる。一生独りで仕事を続けるか、あるいは結婚して仕事を辞めるか、なんとか家庭と仕事を両立させる方法はないか」等々。総合職の女性は一般職に比べて「家庭が第一」との考え方が八%低く、家庭と職場両立志向が一七%高い。<sup>注</sup>

しかし、女性であるがゆえに総合職でも男性と同等に扱われることは少なく、補助的業務や雑用も本来の仕事の合間に処理せねばならず、昇給、賃金、一時金、研修の機会等で男女格差があり、全般的に処遇や仕事の面で同期の男性より不利に扱われたと思う女性は多い。また、転居を伴う転勤については女性は男性に比べて配慮されていたと感じている。<sup>注</sup>

企業の人事担当者は女性総合職の勤続年数が短いため、教育投資が回収できない点や女性のプロ意識の低さを問題視している。が、同時に均等法の成立により女性総合職制度を設けたものの本来は不要であり、受入れ体制のないことや上司となる管理職の意識に問題があることも認めていいる。女性総合職が定着した職場は、以前から女性が主要な仕事を任せられ実績を積んでいた部署に多かつた。「労働実態」でみたとおり総合職の離職率は高い。退職する理由は一般職の四分の三が結婚あるいは出産であるのに対し、総合職では仕事上の理由（自分の将来性がない、企業の体质が合わない、他にやりたい仕事があつた、仕事が過重で健康維持が困難）が多い。また、職業を辞めても、家庭と両立が可能な仕事を探す、子育て後に備えて資格取得の学習をする等就業に熱心な姿勢がうかがわれる。再就職する場合は五一・五%が正社員を望んでいる。

女性総合職経験者が理想とする働き方は継続就業五割、

中断再就職四割弱で、車業主婦になつてそのまま家庭に留まりたいという希望は三%にしかすぎない。<sup>(注)</sup> ほぼ一〇〇%近くが職業に関わりを持つ人生設計を描いている。

仕事と家庭の両立をめざす総合職の女性は出産の時、仕事をスローダウンさせ、育児休暇を取りながら保育者、家族の協力を得て職場復帰し、仕事を続けていくのが理想と考えている。しかしこのような働き方には職場の風当たりが強く職場の圧力によつて退職を余儀なくさせられた例もある。<sup>(注)</sup> 現実には家に妻がいて家事、育児、雑用を全て任せ、自分は仕事に専念している男性と同じ働き方を求められているのだから、家庭を持った総合職として働き続けることはかなり困難である。

女性総合職の誕生は機会均等法以前に就職し、長く働いている女性や、様々な形態（パート、再雇用派遣労働、在宅勤務等々）で働く女性全般に男女平等志向の影響を与えた。一般職を選んだ女性も「あんなに長時間働きたくはない」と思いながら、総合職に対し、「一人前扱いされて給与も高く、研修や留学の機会もあつて羨ましい。自分たちの仕事は単調でやり甲斐がない」と思つてゐる。<sup>(注)</sup> 一般職の女性の中には「家庭生活と両立できる」あるいは全く逆に「<sup>(注)</sup> 短期間で辞めるつもり」からあえて一般職を選んだ者もいる。

自動車総連が昭和六一年と平成七年に女子組合員に行つ

た調査<sup>(注)</sup>を検討すると、この九年間の女性の意識の変化がよくわかる。昭和六一年には「男性同様に昇進させるべきだ」と考える女性が僅か一三・九%であり、「昇進したいと思わない」「考へたことがない」「条件や制約があるため昇進は難しい」が合わせて八四・六%にものぼつた。それが九年後の調査では「男性と同じ割合で昇進させるべき」八・六%、「能力があれば昇進させるべき」七一・六%計七九・六%にもなり「好ましいが昇進するのは難しい」は一八・〇%に過ぎない。また、職場における差別として気になる点は昭和六一年では「賃金・手当」七三・八%「お茶汲み、コピー等雑用」六四・〇%「能力の適正評価」五五・二%だったのが、九年後には「昇進・昇格」が第一位六九・二%、次いで「賃金・手当」六〇・〇%「お茶汲み、コピー等雑用」五九・四%と変化する。職場実態として女性への仕事や給与での差別は少なくなつたと思われるが、それ以上に女性の差別に対する感覚が尖鋭化している。

## 2. 女性の生活と職業のかかわり合いが密接に

女性は結婚するのが当たり前、結婚後は家事、育児に専念し働くことなど考へない。このような生き方は高度成長期以降徐々に変わってきた。「結婚しなくとも経済的に自立できればあえて結婚する必要はない」、「結婚よりも仕事

がより大きな意義を持つてゐるし、結婚してもなんらかの形で仕事に係わつて生きていきたい」と考える女性が増えた。では、なぜ女性は働きたいと思っているのだろうか。

昭和五五年の調査<sup>(注1)</sup>では「家庭に閉じこもりたくない」二五・一%、「自分を高める」一三・八%、「社会との繋がりを持ちたい」一七・九%、「生活の為」一四・三%と経済的理由よりむしろそれ以外の理由が大きい。また四年後、昭和五九年の調査<sup>(注2)</sup>では仕事をしていて良かった点として「人間関係が広がる」「自分が成長する」「生活費の補助」「自分で自由に使える金を得る」等が挙げられている。特に、大卒女性は「自分の能力や個性を生かせる」「人間として成長できる」「人間関係が広がる」「経済的自立」と自己を中心にして仕事の意義を捉えている。このような項目から見る限り、女性にとって職業をもつことは一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、自己実現を可能にするために必要不可欠となつたことがわかる。

雇用者、主に正社員に対する調査では仕事に満足二一・八%、ほぼ満足五三・〇%で四分の三が仕事に満足している。<sup>(注3)</sup>また六年後の別の調査<sup>(注4)</sup>でも約八割が満足しており、この数値は男性の満足度八〇・二%と同程度である。満足度はフルタイムの女性では二〇歳代で低く年齢と共に上昇する。また仕事の内容における差では男性と同等またはそれに近い仕事に従事しているグループに満足度が高く、補助

的業務従事者に低い。職種別では専門職有資格者が高く、単純労務は低い。また正社員、パートとも能力、資格を生かせる仕事に就くことに関心が高い。<sup>(注5)</sup>

高度成長期に比べ、継続意欲も上昇している。昭和五一年調査<sup>(注6)</sup>では職業の長期継続希望者は六割以上（三〇歳以上の者）、平成元年調査<sup>(注7)</sup>では長期に続けたい四一・八%、当分の間四五・八%計九割弱が職業継続を望んでいる。平成七年には長期継続希望七六・八%、当分の間一三・八%にもなる。<sup>(注8)</sup>

昭和四七年から六二年まで五回の調査<sup>(注9)</sup>ではいずれも理想とする女性の働き方は中断型（出産後退職、育児終了後再就職）で約半数が支持している。ところがもし、育児休業や保育施設が整つていたら継続型が一二・八%増え、中断型は四・九%減る。結婚・出産後退職は六・八%も減少する。継続型は四七年から六二年まで一五年間で四六%増えた。この後、均等法の影響で女性の職業意識はさらに高まつた。平成七年東京都の調査<sup>(注10)</sup>によつて先進的な女性の職業意識を捉えることができるが「結婚・出産しても男性と一緒に働きたい」は一七・九%である。しかし、それが実現できているとするものは一四・四%である。この調査でも「結婚・出産後は家庭に支障のない範囲で働く」を支持したもののが一番多い（二三・一%）。女性自ら家庭責任を果たしながら就業するのが女性の理想の働き方と考えてい

る。既婚女性のなかでも、有業の主婦ほど職業に対する積極的な姿勢が見え、無職主婦より継続型でも中断型でも働くことへの支持率は高い。

無業の女性の就業意向を東京都の調査<sup>注21</sup>でみると、昭和五六年では「働きたい」二六・五%、「いずれ働きたい」二五・一%だが、平成七年には「働きたい」（「いずれ働きたい」という項目はない）六六・二%となり就労意欲は高まっている。<sup>注22</sup>

日々生活していく中での生き甲斐として働いていない主婦は「家族団欒」「子や孫の成長」「家庭内のくつろぎ」を挙げているのに対し、勤労者は仕事が第一の生き甲斐<sup>注23</sup>でその後に「家族団欒」等家庭内の生き甲斐が続いている。

女性にとって仕事も家庭も重要であるが、仕事は家庭に勝る生き甲斐になりうる。働くことは生活に張りを与える身心を活性化する。家庭責任を果たすためその時に応じて働き方は変えて仕事は続けたい。それは生きる手応えがほしいからであり、働くことが楽しいし、社会参加がしたいからである。女性にとって職業をもつてていることが生きる力になる。女が働くのは当然のことと考える女性がこれから増えていくと思われる。

### 3 依然として重い働く女性の家庭責任

昭和六二年の調査では「男は仕事、女は家庭」に同感する者は男五一・七%、女三六・六%であったが平成七年には男三二・九%、女二二・三%に減少している。<sup>注24</sup> 結婚年齢も遅くなり非婚率も高く「経済的に自立できれば、あえて結婚する必要はない」と考える女性も増加している。しかし、相変わらず女性の離職は結婚前後に集中している。

離職の理由は「家庭に専念したい」「子供を自分の手で育てたい」「仕事と家庭の両立は難しい」ことで、結婚・出産・育児が女性の就業継続を妨げている点は依然として変化がない。また、それを乗り越えて共働きを続けても、家庭生活の運営にかかる不安は女性のみが自分の責任として意識し苦労している。男女とも女性が職業を持つても家庭全般について女性が責任を果たすのが当然と考えている。共働き家庭における夫の家事協力について、女性の半数近くが家事は主として女性がやり男性は手伝う程度よいと考えている。しかし、女性から男性への協力の要請は年々高まっており、平成七年の調査では「男女同じようにやるべき」とする女性は一七・一%に増加した。ところがあいかわらず、男性は「手伝う程度でよい」（四六・七%）との認識で、女性は不公平感を抱きながら家事をこなしているのが現状である。女性は自分の就業が家庭に与える悪い影響として「家事が行き届かない」、「育児や子供の教育が充分にできない」と悩んでいるが、男性は妻の就

業は「家庭に潤いがなくなる」と思っている。女性が働くことに対する「家事、育児に支障がなければ良い」（男七四・三%）と考えている。家庭と仕事を両立させるため、結婚あるいは育児期に女性は異動あるいは配置転換になる場合があるが、男性にはあまり例がない。「家庭にさしつかえないように働く」ことを心掛けている女性はフルタイム労働者の六割、パートタイマーの四分の三にものぼる。仕事と家庭の用事が重なった場合、女性は「家庭を優先させる」四六・三%「家庭での役割を優先させ、昇進、昇給に影響が出てもやむをえない」が一四・〇%であるが男性は「仕事を優先させ家庭での役割はできるだけ家族や他の人に任せる」が大多数である。職業を持つ女性の八五・八%が家事をこなしているが、男性はわずか〇・八%、「子供の身の回りの世話」でも女性は八六・七%に対し男性は〇・八%に過ぎない。家庭と仕事を両立させようと頑張っていても女性は自分が仕事を持つことで家庭に不便な思いをさせ、家事が行き届かない、子どもの世話が充分にできないと自責の念を持つている。特に子どもの問題は切実で「子供が病気の時でも仕事が休みづらい」「子供と接する時間が少なく充分めんどうをみられない」悩みを半数近くの女性が訴えている。男性は「仕事と家庭を両立させる上で特に困っていることはない」人がほとんどである。妻が働いていても家庭責任は全面的に妻が負う

のが当然で自分が家庭をサポートしなければならないという意識は希薄である。このような状況下では「家庭での自由時間は殆ど無い」共働き女性が一六・一%であり彼女たちは「日常的に疲れている」（七六・七%）。<sup>注3</sup>女性が働くことがあたりまえになりそれ相応の経済的貢献があるので家庭責任の負担に関しては旧態依然の状況である。現況は男は仕事、女は仕事と家庭という役割分担になつていて、この問題を社会的に支援するため、保育と介護に関する制度や施設の充実が望まれるが、それだけでは解決しない。家庭内での家事、育児、介護、雑用は家族の誰かが負担しなければならず、男性の意識改革、家庭責任の分担が望まれる。

### 総 括

昭和戦後から平成に至る半世紀をながめると、女性労働が質量ともに大きく上昇し、働く意義も家計補助から自己実現へと変化したことがわかる。かつて女性は結婚して主婦となり、家事育児で一生を終わるのが普通の生き方であった。高度成長期には労働力不足を補うため、育児終了後短時間単純作業に従事もした。しかし、彼女たちの本分は主婦であり、仕事は家庭をおろそかにしないことが前提であつた。家庭に専念する伝統的な女性の生き方は社会規範

として全ての女性を拘束し、「結婚するのが女の幸福」という頑なな意識が支配的であった。この固定観念は現在も根強いものの、多様性が許容されるようになってきた。

「経済的に自立できればあえて結婚する必要はない」と考える女性も増え、平成七年現在三〇歳代の未婚率は一四・九%<sup>注3</sup>である。このような変化の背景には、ウーマンリブと国際婦人年前後の女性運動の高まりと広がりの中で国際的な男女平等社会創世への圧力があつたこと、戦後民法が半世紀を経て定着し、さらに核家族化だけでなく家族の個別化が進んだこと、経済環境では第三次産業の比率が拡大し女性労働への需要が増大し、またそれに応えるかのように女性の就業意欲が高まつたこと等様々な社会の変化があつた。

女性の生き方は多様化し様々なる選択肢の中から自分に合った生き方を選び出すことができる。一方男性は高収入と社会的地位をめざしてひたすら働き続ける他なくかつて女性に主婦としての生き方しか認められなかつたように選択の幅は狭い。男女を問わず、一人一人の人間が個性に合つた生き方を選べるよう、今必要なのはむしろ「男性の解放」ではなかろうか。

さて、現在まで到達した日本の女性の労働実態、意識を国際的な観点から位置づけてみたい。日本の男女間賃金格差は各国の中でも大きい方である。女性の賃金は日本では

男性の四三・六%だが、イギリス、ドイツ、フランスでは六〇～八〇%、韓国でも五一・二%、シンガポールも五二・二%で日本より男女格差が小さい。<sup>注4</sup> 出産後も働き続ける継続就業を理想の働き方と考える女性は日本の二〇歳代二五・八%、三〇歳代三〇・五%で西欧諸国はもちろん、韓国（それぞれ四五・六%、四〇・九%）フィリピン（三三・一%、三八・六%）よりも低い。<sup>注5</sup> 現実に日本では女性が働き続けるのは困難な社会背景があるのは充分理解できるが、実態も意識も日本の女性労働事情は先進国並みとはいえない。西欧先進国の女性労働事情も日本と似通つており、底辺部分、職位の低い部分に女性が多い。パート、非常勤は殆どが女性である。所謂ピンクカラーといわれる女性向け職種に就労が片寄つており、この職種の賃金は低い。しかし、日本より出産退職は少ない。スウェーデンでは育児休暇が両親に子どもが一歳半になるまで付与され、その後子どもが八歳になるまで一日の労働時間を四時間まで短縮できる。また子どもの病気のため年間一二〇日まで看護休暇が取得できる。その他の国ではスウェーデン程育児に対する社会的支援体制が整っていない。アメリカ、ドイツ、イギリス等日本より保育所が不十分な国もあるが、夫または妻の親に保育を頼んだり、個人的に保育者を探して解決している。また、育児期間中はフレキシブルな雇用に変わることで切り抜ける女性もいる。イギリスでは出産

休暇、育児休暇は日本より短く母親労働者の六一%が第一子出産から六ヶ月以内に仕事に復帰している。アメリカでは一才未満の子どもを持つ母親の五二%が働いている。ドランスでも<sup>集</sup>三〇歳から五〇歳の女性の三分の一が働いている。この背景には、日本より労働時間が短いこと、有給休暇日数が多く権利として保障されていること、深夜業の規制が日本より厳しい等労働条件に恵まれている点が大きい。日本の女性の労働意欲の実現を阻んでいるのは長時間労働である。各国とも個人生活を重視し、週当たりの労働時間は日本より一〇時間以上少なく日本の勤労者のように仕事が生活の全てであるかのような生活スタイルをとつてはいない。

ところが昨今の日本の労働法規改訂は勤労者の権利を縮少し、労働条件を更に悪化させる方向に動いている。長引く不況の中で経営側は徹底的な合理化、人件費節減をめざし、日本の雇用慣行見直しの必要性を打ち出している。終身雇用型の採用をやめ、核となる正社員数を最小限に抑える一方で、一定の期限を決めて雇用する契約社員、派遣労働、再雇用、パートタイマー等低コストの人員で会社を構成する。こうして費用対効果の原則を徹底することにより人件費は大幅に削減できる。全ての社員に業績評価を行い、達成した結果に応じて賃金を支払う。業績が上がらない者

は契約期限が来たら退職させる。このような状況のもとで失業することなく生計に必要な賃金を得ようとすれば、常に自分の能力を極限まで使うことが求められ、生活の全てを仕事に投入せざるをえない。さらに導入が予定される裁量労働時間制では出来高払いと同様、支給賃金は実際の労働時間に左右されない。何時間分の労働に相当するかの決定権は企業側にあるため、人手不足でない限り勤労者は長時間低賃金労働を強いられる方向へと流されるのは自然の成り行きであろう。

長引く平成不況下の日本では企業の立場が偏重され、労働者の生活が圧迫されている。西欧諸国の平均より週一〇時間以上長い長時間労働の実質的な短縮がまず必要である。また深夜労働は男女とも必要最低限に規制すべきである。産休、育児休暇、介護休暇は制度として留まるのではなく、不利な待遇を受けること無く取得を保障され、育児や介護を実地にバックアップする施設の整備も必要である。一方的な規制緩和、市場経済原則の優勢な現在の社会状況は、様々な労働問題を増加させており、権限を持つた公的機関の公正な判断と調停が望まれる。しかし現状の様々な問題を根本的に解決するためには、より勤労者・生活者の立場に立った労働政策への転換が不可欠である。

- (1) 注  
『こんなはずじゃなかつた！——女性総合職の体験手記』  
ワーキングウーマン研究所 平成五年刊
- (2) 「女性の就労パターンに関する時系列的研究報告」  
昭和六三～平成元年 都内勤務の女性調査 東京都生活文化局  
平成六年刊
- (3) 前掲書(1)と同じ
- (4) 「女性総合職制度は機能しているか」 斎藤勝彦 『LDI REPORT』 九六・一二 ライフデザイン研究所
- (5) 「女子総合職退職者追跡調査中間報告」 連合  
『労務研究』 五七二号 (九六・一二)
- (6) 『日本経済新聞』 九八年一月一日 夕刊
- (7) 前掲書(1)と同じ
- (8) 前掲書(2)と同じ
- (9) 「自動車産業における女性労働の変遷と現状」 自動車総連  
『労務研究』 五七三号 (九六・三)
- (10) 「現代女性の意識調査」 東京在住女性を調査 P.H.P.研究所  
昭和五五年刊
- (11) 「女性の生き方と今後のライフコース設計」 首都圏在住女性を  
調査 総合研究開発機構 昭和六〇年刊
- (12) 『東京の女性労働事情』 平成七年調査 東京都労働経済局 平  
成八年刊
- (13) 『婦人の就業に関する世論調査』 全国二〇～六〇歳未満の女性  
昭和五八年調査 総理府内閣総理大臣官房広報室
- (14) 『女性の就業に関する世論調査』 全国二〇～六〇歳未満の女性  
平成元年調査 総理府内閣総理大臣官房広報室
- (15) 「職場の男女平等に関する支部実態調査報告」  
『労務研究』 九六卷五七二号 (九六・二)
- (16) 「婦人に関する世論調査」 全国二〇～六〇歳未満の女性 昭和  
五一年調査 内閣総理大臣官房広報室
- (17) 前掲書(14)と同じ
- (18) 前掲書(12)と同じ
- (19) 「婦人に関する世論調査」 内閣総理大臣官房広報室
- (20) 前掲書(12)と同じ
- (21) 「東京都における中高年婦人の職業と家庭生活に関する実態調  
査」 昭和五六年 三〇～六〇歳未満女性調査 東京都立労働研  
究所 昭和五八年刊
- (22) 前掲書(21)と同じ
- (23) 前掲書(21)と同じ
- (24) 前掲書(19)及び『女性に関する世論調査』 内閣総理大臣官房広報  
室
- (25) 以上前掲書(12)と同じ
- (26) 『日本統計年鑑』 第四六回 平成九年 日本統計協会 平成八  
年刊
- (27) 『国際連合世界統計年鑑』 平成六年調査 国際連合統計局 平  
成九年刊
- (28) 『女性問題に関する国際比較調査』 平成四年調査 東京都生活  
文化局 平成六年刊
- (29) 以上『新』世界の女たちはいま——女と仕事の静かな革命  
柴山恵美子編著 学陽書房 平成五年刊

# 一九九七年度 山川菊栄記念婦人問題研究奨励金 贈呈式の記録

—藤日ゆき著『性の歴史学』（不二出版）に決定—

一九九八年二月一日（日）（於 神田・パンセ）

## 山川菊栄記念会について

菅谷 直子

んでした。立派な実践家でもあつたと思います。

そのことは、戦前戦後のご活動を振り返つてみると明らかだと思います。第一に、山川先生が評論を発表されたのが、「青鞆」の最後を飾った伊藤野枝との公娼問題でした。その次が、与謝野晶子、平塚らいてうらとの母性保護論争でございました。それから大正末期から昭和初期にかけまして、婦人労働者の保護の問題について、極左冒険主義といわれた人びとのいわゆる婦人部論争を開かれました。いづれもすばらしい理論でございます。

その前に、山川菊栄先生のご業績についてお話し申し上げますと、ご承知のとおり山川先生は、我が国に初めてマルクス主義の婦人解放論を紹介し、それを展開させた最初の方でございます。そして、婦人問題を社会科学の立場から解明して、その解決の方法を指示された方として知られています。また、菊栄先生は単なる評論家ではございませんでした。それを廃刊するとすぐに、婦人問題を、男は本気

戦後は、労働省の初代婦人少年局長として、女性と年少労働者の保護と権利の確立に尽力されました。労働省をお辞めになりましてからは、「婦人のこえ」という月刊の機関誌を発行、それは婦人には発言の場が少ないから、発言の場を与えるということで、これを八年間お続けになりました。それを廃刊するとすぐに、婦人問題を、男は本気

で解決しようとは考えてませんよ、婦人問題の解決は、自身がしなければならない問題だから、婦人問題の研究所機関を創りたいので、その準備をしてほしいということでしたので、当時は評論家でありましたが、後に参議院に出来ました田中寿美子さんにご相談申し上げて、婦人問題懇話会を作り、婦人問題の研究を始め、後進の育成に当たり、多くの女性指導者を世に送りました。これが今でも続いておりますし、今ここに世話を人としていらっしゃる駒野さんたちが引継いでいて下さいます。

山川先生は大変筆まめな方で、原稿が足りないと、一夜で一〇枚なり二〇枚の原稿を書いて下さる方でした。生涯にお書きになつた原稿は、非常に膨大なものでございます。一九八一年、岩波書店から山川菊栄集として、全一〇巻と別巻一の編集をされたのはここにいらっしゃる鈴木裕子さんでございますが今も山川菊栄集は多くの人びとに読み継がれています。

最晩年は、八十五才から病床に臥され、五年間寝たきりになられました。ちょうど満九〇歳を迎えた、一九八〇年の一月二日にお亡くなりになられました。先生は大変質素な方でして、また、虚飾のお嫌いな方でございましたので、ご遺族は、そのご遺志を尊重され、お葬式も告別式も、そういうものはいつさいなさいませんでした。ご供物やお香典も全部辞退されたわけでございます。

しかし、長い間ご病気だったので、ご病氣お見舞いとか、あるいは事情を知らないで、ご遠方の方から送つてこられたお香典等お返しすることの出来ないお金としてご遺族から三〇〇万円のご寄附がありました。それを婦人解放のために使つてほしいということでございましたので、関係者が集まり田中さんを中心に山川菊栄記念会というものをつくりました。そして、その利子を、研究費の足りない婦人問題研究者のコピー代としてでも差し上げましょうということで、山川菊栄記念婦人問題研究奨励金という制度を作つたわけです。

ご存知のとおり、その当時は非常に金利が高かつたものですから、コピー代も出たわけですが、今超低金利の時代になり、利子はほとんどなくなりました。しかし、山川家はじめ田中寿美子さんが亡くなられましたとき、ご遺族からのご寄附やその他多くの方々からご寄附がございまして、それですと続けているわけでございます。それだけではなくて、事務をなさつて下さる山田敬子さんあるいは選考委員長の井上輝子さんほか、選考委員、世話をすべてこれはボランティアでございます。それこそ、身ゼニを切つてこの会を守り、山川先生が提起された婦人問題の解決は、基本的には人権の尊重と人間の平等の問題だと思います、その業績を、継承発展させるために、なんとか努めている次第でございます。こんなざさやかな会ではございま

すけれども、どうぞ、この私たちの願いをおくみとり下さいまして、この会の意義をご理解頂きたいと思います。

#### 最後になりましたが、「山川菊栄記念婦人問題研究奨励

金」という名称についてお話し申し上げたいと存じます。山

川菊栄賞ではなく、なぜこんな名称なのが、これはご遺族の強いご要望によるものでございます。つまり、「賞」というのは「上」の者が「下」の者をほめてつかわすという意味があるそうで、生前の母なら、「私にはそんな資格はない」と嘆がるだろう。むしろ志を同じくする者と共に励まし合うというものにして欲しいということでございました。

奨励金と申しましても今の物価にするとお恥ずかしい程度ございますが、趣旨はそういうことでございますし、先生ご業績を顕彰するとともに、何とか山川先生の指摘された問題の解決を推進したいというのが、この会の趣旨でございますので、その点をご理解下さいますように。そして皆様も今後とも一層のご勉強、ご精進下さいますようお願い申し上げまして、挨拶にかえさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

#### 選考経過

井上 輝子

山川菊栄記念会では、今年度も例年同様、一九九六年九月一日～一九九七年八月三一日までの期間に刊行された著作物を対象として、この奨励金にふさわしい作品を推薦していただきべく、昨年八月下旬に各方面に推薦依頼のハガキを郵送するとともに、各種新聞に掲載を依頼し、広く推薦作品を募集しました。その結果、四八名の方々から二九点の作品をご推薦いただきました。推薦作品のリストを資料としてお配りしておりますので、ご覧下さい。このリストを基に、記念会では一〇月二十五日と一二月六日の二回にわたって選考委員会を開催し、慎重審議の結果、今日お出での方の藤田ゆきさんの「性の歴史学—公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ」に、今年度の奨励金をさしあげることに決定いたしました。選考委員会での議論の経過と、特に注目されたいいくつかの作品について、私から簡単にご紹介したいと思います。

研究テーマに関する今年度の特色は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、つまり性と生殖に関する健康と権利に関する著作が、数多く推薦されたことです。藤田さんの

著作をはじめ、第一次選考に残った三つの作品はいずれもこのテーマに関するものでしたし、他にも23ヤンソン柳沢由美子『リプロダクティブ・ヘルス／ライツ』、5上野千鶴子・綿貫礼子編著『リプロダクティブヘルスと環境』や、ラマーズ法による自然分娩の運動の担い手であつた方による実践記録、11杉山次子・堀江優子『自然なお産を求めて』、性的虐待・性暴力の体験者たちの自助グループSCSA会が企画、編集した14『ほとりの泉・生きる勇気・私の力』などの作品がありました。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの問題に対して、近年、多くの関心が向けられ、また盛んな論議が展開している状況が、推薦作品の傾向にも表れているように思われます。

今年度は、3中田照子・杉本貴代美・森田明美『日本のシングルマザーたち』、16村松泰子編『女性の理系能力を生かす—専攻分野のジエンダー分析と提言』など、女性研究者による共同研究の成果がいくつか発表されました。中でも注目されたのが、6ペイエクイティ研究会『商社における職務の分析とペイ・エクイティ』です。これは、研究者と商社に働く女性労働者がチームを組んで、商社における男女の職務の配置、職務評価、賃金などについて、具体的に分析したもので、ペイ・エクイティ（男女同一価値労働、同一賃金）が実現できていない日本の現状を、商社という個別、具体的なフィールドで解明した基礎研究です。

今後他の職業領域における同種の研究が積み重ねられることで、日本の女性労働者の低賃金問題を改善していく糸口を見いだすことが期待されます。

女性の生活史の実情を記録する作業として、今年度は、実際に勤労動員された方々によるグループ、戦時下勤労動員少女の会が、数年がかりでまとめられた労作<sup>17</sup>『記録—少女たちの勤労動員—女子学徒・挺身隊勤労動員の実態』や、28高橋和子編『高橋貞 書簡—一三六通の手紙が語る明治女子学生の生活記録』が上梓されました。

男女平等ならびに女性の人権確保をめざす各種の運動のなかから生まれた作品も、数多く推薦されました。19高里鈴代『沖縄の女たち—女性の人権と基地・軍隊』、15さいたま女のネットワーク編集委員会『さいたま女のネットワーク』、21アジア女性資料センターの会報『アジアに生きる女性たちの二一世紀』などがそれです。なかでも、9男女平等教育を進める会『どうしていつも男が先なの？—男女混合名簿の試み』は、国立市の学校教員グループによる、混合名簿のみならず、教科書の批判的使用や教員のジエンダー・チェックなど、多様な角度からの男女平等教育の実践記録集であり、他の地域や学校への波及効果が期待されます。

もいきませんので、選考委員会では第一回目の集まりで議論の末、次の3作に候補作を絞り込みました。すなわち、7若尾典子「闇の中の女性の身体—性的自己決定権を考える」、28西川麦子「ある近代産婆の物語—能登・竹田みいの語りより」、それに13藤目さんのご本の3点で、先程申しましたように、3点とも期せずして、性と生殖の問題について、歴史的観点から言及した作品が残ったわけです。

若尾さんは法学者ですが、この本では、「たけくらべ」に始まり、清水紫琴の「こわれ指輪」や宮尾登美子の自伝小説「朱夏」、有吉佐和子「夕陽ガ丘三号館」などの小説や、やまだ紫のまんが「しんきらり」まで、幅広い材料を使つて、明治時代の公娼制から現代の青少年条例の淫行处罚規定や買春旅行に至るまで、女性の性的自己決定権が剥奪されてきた歴史を、わかりやすく説明し、「女性の身体を女性の手にとりもどす」ことの必要性を訴えておいでです。

西川さんの著作は、能登で活躍した一人のお産婆さんの聞き書きに基づいて、この産婆の生活史を叙述しつつ、法令史料や統計史料も周到に駆使して、トリアゲバアサンから近代産婆へ、そして施設での助産婦によるお産介助へと、日本の出産と出産介助が変化していく過程を、鮮やかに描きだした作品です。

そして藤目さんの著作は、後に鈴木さんから詳しいご紹

介と推薦の言葉が述べられる予定ですが、一言でいえば、公娼制度と廃娼運動、墮胎罪体制と産児制限運動、戦後の優生保護法、売春防止法体制とその問題点など、「性と生殖をめぐる近現代日本の国家的統制とそれをめぐる社会運動の歴史」を、性（ジェンダー）のみならず階級や民族（人種）の視点を導入して、大胆に分析した作品といえます。

第二回選考委員会では、三点の中からまず西川さんと藤目さんの二点に候補を絞り、どちらを奨励金の対象とするかについて、討論を重ねました。西川さんの作品は、淡淡とした筆致で、一つの地域の歴史が見事に描きだされること、また史料を用いての実証部分も優れていることなどとの点で、好感をもつ人が多かったです。それに対して、藤目さんのご本は、非常に意欲的な作品で、多くの問題提起が今後の議論を生み出すであろうことが期待される、きわめて刺激に富んだ著作として評価する声が多くたです。いわば西川さんの作品が「静」とすれば、藤目さんのそれは「動」という感じで、同様のテーマを扱いつつ、対照的な作品といえます。どちらを選ぶべきかについて、選考委員はそれぞれに悩みつつ、問題提起の作として、また性と生殖に関する女性の自己決定権を先駆的に主張した山川菊栄を記念する奨励金にふさわしい対象として、藤目さんの作品を今年度の奨励金の対象作とすることに、最終的に意見が一致した次第です。なお、藤目さんの著作につい

では、上野千鶴子さんや、昨年度に奨励金を受けられた浅野千恵さんなどからも、推薦の言葉が届いていることを付け加えて、選考経過の報告を終わらせていただきます。

藤田さん、どうもおめでとうございます。

## 推薦の言葉

鈴木 裕子

今、井上輝子さんの方から、性をめぐりまして、この間、非常に論議が高まってきたというご指摘がございました。今回、応募されました作品を見てもそのことは一目瞭然でわかるわけでございます。こうした性や性暴力についての論議や女性運動が高まってきたわけですが、私は、この背景として一つには、七八年前から起ころり始めました、日本軍「慰安婦」問題、本来的には日本軍戦時奴隸制問題というふうに呼ぶべきであります、この問題が与えた、直接間接的な影響が今申し上げたような論議や運動を浮上させるのに、大きな貢献をしてきたと思います。

藤田さんの「性の歴史学」、実はこれは、初めて私は申し上げるのですが、今、後ろで藤田さんの本を売っています

す、不二出版の山本有紀乃さんとだいぶ前に藤田さんの本を不二出版で出すという時に、最初はわりと長いタイトルでしたね、私はあまりよく覚えていないのですが、「セクシャリティの……」というような書名でした。それでも私が著者としてこの本を出すならば、「性の歴史学」として出したいと思うけど、と言つたのですが、山本さんは覚えていますか？ですから、どういうことで「性の歴史学」という書名におちついたのか私は詳しくは知りませんけれども、まああえて公言する必要はないのですが、たまたまちよつと思い出したものですから、ちよつとお話してみた次第でございます。そういうわけで、今回、藤田さんが山川菊栄さんを記念する、通称「山川菊栄賞」というふうに申し上げさせていただきますが、これを受けていただいたことは、私個人としてもうれしい限りでございます。

藤田さんのこの「性の歴史学」は、現在起ころっていますところの、性をめぐる問題、運動につながる事柄につきまして、歴史的に整理し、分析し、しかも非常に率直、かつ明解な批判を加えているものであるというふうに、一言で言えば言えるかと思います。そして、これらの問題について、これから起ころるであろういろいろな論争ですね、現実的にまたこの運動にかかわっていらっしゃる方々、今日はたとえば湯前知子さんが、見えていらっしゃいますが、実際にかかわってらっしゃる方々が、やはり今もう一度この

問題に関する整理・分析・総括を必要としている、そういう時期に出されたという意味で、非常にタイムリーな、そしてよい素材を提供してくださっていると思います。

ところで、山川菊栄でございますが、山川菊栄は先ほど私たちの大先輩であります菅谷直子さんがおつしやいましたように、確かにマルクス主義女性論の唱導者、社会主義女性論の唱導者でございますが、そのことは間違いはございませんが、私は彼女の女性解放論は、たんに日本のマルクス主義女性論というイメージだけでは語られないものを持っていると思います。その一つは、かなり早い時期から彼女が、今の言葉でいう、セクシヤリティに注目していたということだと思います。セクシヤリティの問題を、問題化していくことだと思います。

その一番最初のあらわれは、先ほども菅谷さんが引かれしておりました一九一五年、一六年における雑誌『青鞆』誌上における、伊藤野枝との、いわゆる廃娼論争ですね。この廃娼論争については、比較的知られておりますが、私はやはりこの時の伊藤野枝の矯風会に焦点を当てました、廃娼運動批判は、非常に直観的なものですけれども、鋭さを持つていたと思います。その矯風会批判から、この廃娼論争が始まっています。そしてその婦人矯風会の一団に言えば、「醜業婦」というふうに、論難いたしました、いわゆる「売春婦」に対する差別意識の根強さ、これに対する、非

常に鋭い野枝の直観的批判が光っていたと思うんです。それに対しまして山川菊栄も野枝とともにその点での批判点を共有していたと思うのですが、野枝が同じ論文の中で、当時の言葉で言いますと売淫制度ですね、売淫制度というのは、男の本然の要求が生み出したということを言つてしまっているんですね。いわゆる男性の性欲自然主義というようなことがそこに述べられていて、それはやはり男社会のジェンダーバイオロギーに残念ながら野枝自身はまつていたわけです。もつとも当時の野枝は二〇歳ですから、若いわけですよ。私はそれよりも、野枝のその時の主張というのを、「売春婦」差別意識に対して、果敢なチャレンジをおこなったところに彼女の言説の意義があると思います。このことに関しては、山川菊栄も全く異議があるはずがありませんでした。しかし、今申し上げた買春ですね、春を買うと書きますが、買春は、男子本然の要求なんだというふうに、売淫制度なるものを擁護したことに、山川菊栄は厳しい批判の筆を執ったわけです。その論争からまもなく、一九一六年七月号の『新社会』は、「公私娼問題」という、それはのちに「現代生活と売春婦」というように名前を改めて、単行本に収録されますが、この「公私娼問題」において、売淫制度についての全面的展開をおこないました。そこで述べられていることを、若干紹介いたしますと、売淫制度の基礎を成しているものは、私有財産制の確立によ

る富の懸隔、貧富の差と婦人の屈従、女性の隸属とである。ゆえに、私有財産制のうえに立つ現在の社会組織が、根本的に革新されない限り、いかなる予防策、いかなる救済策も、売淫業の存在を根絶することができないと、非常に明確に分析しています。つまり、いわゆる買売春というものは、社会のしくみの変革を通してしか、根絶はありえないという、非常に明確に社会科学的な分析によつて剔抉されているわけです。公娼制度については、たとえていうならば、「逃亡」予防のために、一部資本家に盜賊会社を公設させ、その傭人に鑑札を与えて窃盗の特権を許すに等しい」と、そう言つてゐるのですね。こういうウイットと皮肉のきいた文章はなかなか私などは書けないのでですが、そういう形で、この公娼制度という国家による女性の性的搾取を問題にせよ、ということが提起されているわけあります。これについてはのちほど藤田さんの方から詳しいお話をあらわします。

私は今度の藤田さんの「性の歴史学」は、この山川菊栄の論をさらに発展させたものだと思います。そしてとりわけこの「性の歴史学」の貢献の一つといふのは、近代公娼制度がそもそもいわゆる軍隊保護にあるということ、軍隊の兵士の買春は容認し、性病の蔓延から兵士たちを保護すると称しまして、國家が、権力が、娼婦の登録制をおこない、検査制度を強制的に導入したシステムであること、こ

のことがきわめて実証的に論証されたことだと思います。私も実は、日本軍「慰安婦」問題に七八年前くらいから関わつてますが、この間、それとなくそういうふうにずつと思つていたのが、今回の藤田さんの英語力を駆使した幅広い研究によりまして、そのことが実証的に論証された、というふうに思います。これは、日本軍「慰安婦」問題に対する藤田さんの貢献の一つでもあります。日本軍「慰安婦」制度というのは、まさにこういうシステムから発想されたものであるというふうに蛇足的に申し上げたいと思います。

ます。そして、そういう彼女の考え方というのは、いうな

らば、藤田さんの本の最初の方に書かれておりましたかと記憶しておりますが、いわゆる性差別、階級差別、民族差別、これを統一的視点からとらえるという、そのことがとりわけ一九二〇年代の、さきほどの労働組合婦人部論争の当時、「一九二五、六年前後の時に展開されています。例えば、「婦人の特殊要求について」とか、「人種的偏見・性的偏見・階級的偏見」といったような文章がそれを示しています。「人種的偏見・性的偏見・階級的偏見」というのは、とても短い文なんですけれども、いわば、今申し上げたようだ、当時の言葉で言えば、性的隸属、階級的隸属、民族的隸属というものを三位一体的、ないしは統一的視点から把握されていて、そして自らの女性論、フェミニズム思想を形成してきた、というふうに私は思います。

しかし、現実の運動の中では山川菊栄のフェミニズム思想は、いろんな党派的な問題もあつたり、運動的なセクト主義の問題もあつたりいたしまして、運動の中では開花を見なかつたんです。これは非常に残念なことでありました。つまり、今でも実は私達は山川菊栄のフェミニズム思想が直面した問題状況に立っているんではなかろうかと思うんです。そして藤田さんのこの「性の歴史学」も、実は山川菊栄のフェミニズム思想が、格闘しなければならなかつたものと、これからは格闘することになるだろうと、私はそ

ういう気がいたします。

この御本をきっかけに、率直ないろいろな疑問、批判等が出される事によって、さらに実りある論争が生まれてくることをお願いして、簡単ですが私の推薦の言葉にかえさせていただきます。本当におめでとうございました。

〔付記〕ここに引用した山川菊栄の文章は、いずれも拙編「山川菊栄評論集」（岩波文庫）に収録しています。



# 公娼制度・廃娼運動の評価をめぐつて

藤目 ゆき

(はじめに)

公娼制度・廃娼運動の評価をめぐつてお話ししたいと思います。

従来の公娼制度・廃娼運動に対する評価を全面的に変えてゆかねばならない時期に来ているのではないでしようか。今日、個別的事象についての評価の個別的修正ではなく、全体を見る枠組み・パラダイムそのものの転換が求められているのではないか、と思います。

## 1 公娼制度・廃娼運動研究のパラダイム転換

従来の評価の基礎には公娼制度を前近代的なもの・近代文明にふさわしからぬものの残存・封建遺制とみなす、という見方がありました。「特殊に野蛮で、非常に文明に立ち後れたもの」としての公娼制度像です。「欧米先進国が



とつくりに脱却したような制度を日本は持ち続けていた。それは日本の後進性の現れである。近代国家たるものは人身売買・売春というような悪を国法をもつて禁止するべきである。醜業に身を落とした女性は救い出して善導しなくてはならない。売春を禁止し醜業者を処罰して、教化しなくてはならない」。おおむねそういう捉え方であると思います。そこでは悪いのは売春をしている女性たちや、彼女たちを売買する業者であり、国家はそれをきちんと取り締まるべき存在ということになります。そのような見方が明治以来の廃娼運動・戦後の売春禁止法制定運動の路線の基調であり、公娼制度廃止の内容として考えられてきたことであり、現実に日本国家が実行してきた内容でもあります。その結実として売春防止法が成立したということです。

一方廃娼運動に対する評価ですが、今日までの日本の女

性史研究、あるいは女性運動は、基本的に廢娼運動に高い評価を与え、今述べたような廢娼運動の路線を支持してきました。「公娼制度の廃絶・転落女性の救済に力を尽くした」、そして「明治以来、廢娼運動家たちによつてれんめんと女人の権を主張する努力が重ねられてきて、売春防止法を実現させた」と、非常に素晴らしいものであつたと認知されてきたわけです。売春防止法については、ザル法になつていてとか片罰主義だつたりというような問題点を欠陥だと指摘しつつ、それでもやはり廢娼運動や女性運動の獲得した歴史的成果、女性の団結で勝ち取られた成果として、ポジティブに評価してきたといえるでしょう。

公娼制度・廢娼運動をめぐつてこのような見方が常識としてあつたわけですが、現代の性暴力批判のフェミニズムはその常識を疑い、覆してゆく視点を提供していると思います。私自身も性暴力に反対する内外の女性解放運動やフェミニストたちの著作などにヒントを得ながら研究をしてきたのですが、そのなかで評価の部分的修正で解決する問題ではないと考へるようになつたのです。現代のフェミニズムが獲得してきた性暴力批判の視点ということで、「被害者の恥から加害者の罪へ」という表現があります。そういうふうに発想を転換しきつた場合、公娼制度についてはいつたい誰が被害者であり、誰が加害者なのか。廢娼運動は「最大の女人の権闘争だ」と絶賛され高い評価を与えら

れてきましたが、運動のなかで随所にうかがえる「醜業婦」観は何を意味しているのか。なぜ被害者が「醜業婦」とか「転落女性」と侮蔑されたり、排斥的な扱いを受けているのか。被害者なのであればなぜ处罚されねばならないのか。なぜ彼女たち自身の声というものがストレートに表てに出でないのだろうか。そういうことについてだんだんと考えてきました。

結論的に言えば、近代の公娼制度は封建遺制ではなくて、日本のものもふくめ、まさに近代国家の論理に即して造られた近代的制度であると考えます。「近代国家の論理」というのは資本主義の論理であり、軍国主義・帝国主義の論理であるということです。近代の権力者の利害、その権力者の利益を代表する近代国家の利害に即して、あのような制度が作られた。そして国家は従来そうみなされてきたような「正義の第三者」ではなく、まったくの当事者であった。「買売春から超えて悪者を裁き人々を善導する第三者」ではなくて、「女性を管理して売春させ、そこから上がる収益を自分の懷に入れる当事者」であった。売春に寄生する收奪者をピンプといいますが、近代国家とはまさにピンプであった。個々の女郎屋・売春宿の業者は憎まれたり蔑められたりしてきましたが、国家はそういう個々の業者とは比較にならないほど巨額な財政収入を女の売春から確保してきたのです。経済的利益だけでなく、政治的な利

益・軍隊保護というような軍事的な利益もふくめて、この制度から利益を引き出してきた最大のピンプであり、責任のある存在こそが国家である。

一方、廃娼運動はどうか。運動を総体としてみたならば、前近代的な人身売買への批判運動ではあっても、近代公娼制度に対して反対する運動ではなかつた。日本の廃娼運動は娼婦の国家統制に反対してはいなかつたのです。むしろ性病管理の強化、娼婦管理の徹底を唱える公娼制度の近代化運動であり、歐米並を指向する日本という近代国家の良き同伴者・補完者であった。廃娼運動の伝統的な路線基調とその結実である売春防止法の制定には公娼たちの声を封殺し、彼女たちを犠牲にして国の面目をたてるというネガティブな意味があります。「人権闘争」・「女性解放運動」だといわれてきたが、逆に、貧しい女性たちを売春においてこんだ戦争や失業や差別、階級支配・民族支配、国家の暴力に目を向けず、その国家が負うべき罪と恥を公娼の側におしつけるという女性抑圧的な性格がある。私は決して廃娼運動のなにからなにまで否定しているわけではありません。当時の廃娼運動家たちにはもちろん人道主義といったものがあつたでしょし、個々の救済事業に身命を賭した方々に敬意を表したいとも思います。別にそういうことの価値を否定しようとは思つていません。ただ運動を総体としてとらえた場合の路線を問題にしているのです。

廃娼運動の担い手は中・上流階級の女性たちですが、この制度のもとでの被害者は貧農や労働者階級の貧しい女たちであり、差別される部落の出身者であり他民族の女性でした。が、そのような女性の階級性といったことへの関心は七〇年代以降はじて希薄になつてきてているように思います。日本女性史の研究史上、井上清氏の女性史に対する村上信彦氏の批判は画期となり、七〇年代以降、階級に解消されない性支配ということが研究者に強く意識されるようになつていきました。私自身は七九年の大学入学で、女性史の勉強を始めたというのは八〇年前後だったわけですが、村上女性史的な女性史、「階級一元論批判」がもうむしろ常識になつていていた時代でした。それは女性史の発展でもあつたことでしょう。が、その七〇年代以降今日に至る一時代というものはどのような時代だったでしょうか。時代背景を考えると発展的・積極的な意味合いだけではなかつたであろうと思わざるを得ません。安保闘争の敗北、安保体制の定着、日本資本の海外進出、日本の「経済大国」化、中流意識の一般化。「階級意識」なんてことをいうのが流行らなくなる、階級意識がもちにくいような状況、もはや「右傾化」なんていう言葉が意味をなさなくなるほど総体が保守化してきたという状況。つまり七〇年代、八〇年代の時代の流れというのは日本の資本主義、帝国主義というものがそれだけ力を強くしていった、それに抗うとか

それを批判するとかいうことが空しいことであるかのようになつてゆく、そういう一時代だったのではないか、そういう時代背景が、女性史研究のあり方をも規定してきたのではないかと思います。女性史研究が資本主義批判、帝国主義批判を失つてゆく、そこからだんだん離れてゆくという、ネガティブな意味合いがあつたのではないかと思います。

自国の資本主義・帝国主義に対する省察・批判を欠いた大日本帝国のフェミニストたちの誤りは教訓化しなくてはならないと思います。女性史研究というのは、過去の女性がどうだったのかの検証を通じて、過去だけではなくて現在と未来の私たち自身のフェミニズムをどう構築してゆくのかという実践的な課題と結びついています。パラダイム転換はたんに知的ゲームとしておもしろいということではなく、私たちが日本の新旧植民地主の犠牲になつてきた女性たちと連帶してゆくために直接問題になつてくることで、フェミニズムの現在と未来に非常に深く結びついています。いままさに私たちが直面している問題を三つの領域でお話したいと思います。一つはセックスワークをめぐる問題、もう一つは「慰安婦」、戦後補償といった問題、三つ目は自衛隊海外派兵や新ガイドライン・日米安保体制の強化といった問題です。

## 2 セックスワークをめぐつて

まずセックスワークをめぐる問題についてお話ししたいと思います。

日本人男性の買春ツアーにもかかわりますが、八〇年代の後半頃から非常に顕著になつてきました、いわゆる「じゃぱゆきさん」の問題、アジアの女性たちが出稼ぎに来日して性産業で就労し、性的搾取・人権侵害を受けているという問題があります。このような問題に向き合うときに公娼制度・廢娼運動や売春防止法を高く評価する従来のパラダイムにはめこんでみれば、どのようなことになるか。彼女たちは、まずもつて「犯罪者」ということになります。現実に、売春防止法違反と入国管理法違反という二つの罪を犯している存在として彼女たちは日本で生活しています。摘発されるべき、非常に弱い立場に置かれているわけです。それは二重三重に彼女たちの立場を弱くしているといえると思います。売春を強制された、ひどい暴力をふるわれた、約束の報酬をもらえなかつた。そういう状況を彼女が訴え出ようにも、訴え出ようものなら自分が罪を問われ、国に送還されてしまう。つまり抗議しようにも、働いた報酬も得られぬまま、借金だけを背負つて国に帰ることにもなりかねない。だから、ひどい人権蹂躪を受けても抗議することすらできない。その力さえ奪われている。従来のパラダイム、それが作り出してきた売春防止法体制は、彼女たち

をそういう苦境におとしいれているといえるのではないか  
と思います。

確かに女性たちのなかにはまったく本人の意志に反しているケース、「無垢な被害者」のケースもあるでしょう。売春をしてお金を稼ごうなどと夢にも思わず売られ、監禁され、レイプされ、強制売春から逃れたいと救いの手を待っている、国に帰してもらえるのを待っている女性のケースもあることでしょう。だが実際には、性的サービスが仕事内容だと知つていて来日している女性も数多くいますし、実際風俗産業で働きながら、「さわらせるくらいなら」と思つていたのに売春もさせられて困ったとか、「売春をしたのに、約束通りの報酬が払われなかつた」ということもあります。私は彼女たちをセックスワーカーと呼んでさしつかえないと思想ですが、そんな彼女たちにどう向き合うかということが問題です。新旧のパラダイムは、彼女たちのリアルな状況を理解し、要求に耳を傾け、彼女たちの団結を支持し、彼女たちの闘いに連帯するのか、それとも彼女らを人権意識の低い、貧しい後進国の女性とあわれんで教化しようとするのか。売春をしてはいけないと説教し、売春防止法違反で摘発するという道、厳しく取り締まる道を選ぶのか。この二つの違いとして表れてくると思ひます。私は、前者の道をとるべきだと考えているわけ

です。

私自身がこういうことを考えるようになった一つの契機は、十年ほど前にフィリピンの米軍基地の周辺の買春街を訪ねたことです。売春をしている女性たち自身がつくった組織の事務所を訪ね、街を彼女たちに案内してもらい、彼女たちを支援するフェミニストたちと出会う機会を得ることができました。その時期は、その買春街でホスピタリティーガール（接客婦）とよばれている女性たちの労働争議があり、それを地域の労働組合が支援したり、その労組のリーダーが暗殺されたり、というような状況でした。そんなところに訪ねていつたわけですが、たいへん心を動かされました。彼女たちがどのように生きてきて、どのように考えて売春の場に身を置くようになり、これからどうしていこうとしているのか、どう闘おうとしているのか、いろいろな話を聞くことができました。誰も好きこのんで白紙の状態から売春をしているわけではないし、説教のされ方が足りないために売春を続けているわけでもない。ある社会的条件の中で、キヤサリン・バリーが使っているような広い意味での性的奴隸制の社会のもとで、生き延びてゆこうとするときに女性が売春の場に身をおくこともあります。たんに監禁されて売春を強制されてということではなくて、ある種の主体的な意志をもつて売春の場に身をおくこと、その場から闘つてゆくこともあります。とい

うことを私は理解できただように思いました。そういう女性たちと、女性運動や労働運動をしている人々が、自分たちが受けているのと同じ民族的抑圧、あるいは同じ階級的抑圧の被害者・同じ運命を共有しているものどうしだ、という連帯感をもつて、ともに彼女の置かれている現実から闘つてゆこうとする姿勢に感動しました。

日本近現代史をふりかえってみれば、日本でも接客婦の争議は存在しました。従来ほとんど省みられてきませんでしたが、娼妓がハンガーストライキをしたり、芸妓が要求を掲げ山籠もりをしたり、とたくさんあつたわけです。その最大の闘争はおそらく売春防止法制定過程にみられた赤線従業員組合の闘争だつただろうと思います。ところが、そういう接客婦たち自身の闘いというものがありながら、従来のパラダイムからはそれらが正当に評価されないのです。村上信彦氏などがいつていいたのは、「性を売るのは職業ではない」ということになるのです。その彼女たちは労働者・職業婦人ではないということになるのです。その彼女たちの労働争議ということはそもそも発想の外に置かれてしまうわけですね。

実際、赤線の女性たちが売春禁止法の制定過程で組合を組織して、血の滲むような抗議の運動をしていたときも、世間はまともに耳も貸しませんでした。「人権を侵害されている自覚もない、業者に操られている愚かな女性たちの

たわごと」としか扱わない。処罰にはそういう愚かな女性たちに対する教育的意味もある、とも言わっていました。

しかし当時の赤線従業員組合の機関誌などで彼女たちの書いていることを丹念にみてみると、知性の低い人々が騙されて「たわごと」を主張しているというようなものではなくて、戦争の傷跡や、女一人で子どもを育てなければならぬ苦労や、大失業時代を生き抜いてこなければならなかつた女たちの苦しみがリアルに伝わってきます。

赤線の女性たちの闘争を調べながら非常に重要だつたと思つたのは、彼女たちの要求のなかには国家補償の要求が含まれていたということです。彼女たちの主張はこうでした。「公娼制度は国の政策だつた。ある地区を売春地区と定めて、そこで売春をさせる。これは国策企業だつたではないか。そういうことで自分たちはそこで働いていた。国がその国策をやめ、そこで働かせてきた労働者を失業させるのであれば、国として責任をもつて労働者のその後の生活、新しい職業を保障するべきだ。更生資金を十分に支給せよ」と、国家的な補償の要求だつたわけです。これは非常に正当な要求だつた、と思います。ところが当時それが、「そもそも反社会的なことをやつてている女たちが業者に操られてそんなたわごとを言つていいだけだ、とんでもない」と一蹴されてしまつたわけです。

これは「慰安婦」問題にもかかわってくることです。仮

にあのときに公娼制度が彼女たちの立場に立つて廃棄されていたならば、つまり国家管理売春の被害女性たちが国家から補償を受けるということが当然のこととして当時実現していたら、公娼制度をとつてきた国家の側の罪が厳しく問われていたならば、「慰安婦」として名乗り出てきた女性たちに対する補償の問題も今のようなひどい状況にはなっていなかつたと思います。

さて、売春防止法制定過程で従来的なパラダイムの問題性が鮮明に表れたと思うのですが、現在、セックスワークをめぐつて問題は続いています。

八〇年代の終わり頃にあつた入国管理法をめぐる議論にもパラダイムの問題は出ていたと思います。滞日外国人労働者が不法就労者の立場にあることがあります彼らの労働条件を悪化させ、彼ら自身の団結権をも侵害する、日本人労働者との団結など前提から否定されている、ということが議論されていました。男性労働者の場合は彼らの就労の合法化ということが探るべき道として主張されていたと思ひます。「不法就労者という身分・弱い立場に置かれていることによつて法外な搾取を受ける。人権侵害的な状況におかれても抗議もできず、劣悪な労働条件に甘んじさせられる。合法化によつて彼らの基本的な権利の保障が可能になるし、彼らと日本人労働者の団結の前提にもなる」と。私は女性の場合も基本的に同じことが言えたと思うのです

が、ところがそういう議論にはなりませんでした。運動している女性たちのあいだの議論は、「男性は合法化でよいかもしれないが、女性は性的搾取の問題があるのでいつしょには論じられない」「彼女たちが日本で働くことを合法化すれば結局は売春を合法化することになる、それはよくない」というところに向かつていったように思います。もちろん男性労働者が経験しない性的搾取の被害・性暴力の特殊性ということが女性労働者にはあるわけですが、しかしだからといって、「売春をさせないようにな」と彼女たちを不法就労者の身分にとどめるということが彼女たちの売春からの解放ということにつながるだろうか、逆なのではないか、とたいへん疑問に思いました。彼女たちのように日本に来ているセックスワーカー、そして、日本人男性の観光買春の性的対象になつている低開発国のセックスワーカー。彼女たちと向き合い、連帯することは、従来のパラダイムで発想しているかぎり不可能なのではないかと思います。

セックスワーカーといった言葉が使われるようになつてきたのはかなり最近ですが、現在でも「セックスワーカーの権利」というような言葉には女性運動をやつてている人々のあいだからも反発があることを感じています。いつも話の喰み合わなさを感じていました。あたかもかつての公娼制度擁護論・存娼論かなにかのように受け止められる。反発

する方々は、いつも「売春を労働として認めるのはどうか」とおっしゃるのですが、それはまさに村上信彦氏が「売春は職業ではない・労働ではない」と接客婦を女性労働者の概念から排除したのと同じ発想をされているように思えます。彼女たちを排除したそういう従来のパラダイムを踏襲した見方ではないか、と思います。

売春というものは、国家とか知識人とかが労働として承認したりしなかつたりによって、あるいは合法化するか非合法化するかによって、行われたり行われなくなつたりするようなものではないと私は思っています。偉い人が認めようが認めまいが、それは現にそこにある。売春は現実の問題として今日にお行われている労働なのです。現実に貧しい、経済的に周辺化された女性たちはそういう労働をして生きてきたわけですし、現に今も生きているわけです。だから問題は「売春を労働として認めるべきか否か」ではなくて、その現実のなかで、そこに身をおき働いている人々の権利や闘いを守ろうとするのか、彼女たちとともに闘うのか、それとも反社会的行為をしている者には権利などないという態度をとるのか、そういう分岐となつてくる問題だと思います。

### 3 「慰安婦」問題をめぐって

二つ目の領域が軍隊「慰安婦」問題、戦後補償問題で

す。

一昨年頃からいわゆる「自由主義史観」の人々の反「慰安婦」キャンペーンが盛んに行われていますが、「自由主義史観」派の主張と、そんな主張が日本社会にけつこう共感を獲得しているということ事体が、まさに日本社会における公娼制度のうけとめられ方、売春をめぐる従来のパラダイムの女性抑圧性をいかんなく表現している、と思います。

「自由主義史観」の人々のキャンペーンは皆さんご承知のとおりです。非常に侮辱的な態度で彼女たちの証言を否定し、「あれは売春婦・公娼だ。かつて金欲しさで貞操を売り物にし、今は金欲しさで嘘をついている人たちだ。当時は公娼制度だったのだから非難されることなどない」といったかたちで、補償は無用だと主張しているわけです。

そういうふた主張への反論としてよく、「慰安婦は公娼ではない、公娼には法的に様々な制約があった。しかし戦場の慰安婦は一切の法的保護を受けられぬ、もつと残酷な扱いを受けた人々だ」、そういう反論が行われてきたと思います。私は、「自由主義史観」派の「慰安婦は公娼だ」という議論に対しても、「慰安婦は公娼ではない」というかたちの反論に対しても、ある種の共通性、同じ土俵に立つてゐるのではないかということを懸念しています。一口で

言えば、公娼制度そのものに対する批判の不徹底です。先ほどもお話ししたように従来、公娼制度は国家の側の罪としてではなく、女性の側の罪として問われ続けてきました。日本で公娼制度が最終的に解消するのが売春防止法によつてですが、あの法律というのは、繰り返しますが、国家の側の女性に対する罪を問題にしたのではないんですね。國家の罪が問われたとしたら唯一「醜業を禁止しない、醜業婦を処罰しない」のが悪かつた、ということだけです。それが従来のパラダイムですね。ですから日本社会では「あの女は公娼だ」ということがその女性たちを非常に侮辱することになつてしまふ。そこに従来のパラダイムを覆さなくてはならないということの意味があると思います。

本来なら、公娼制度というのは国家管理売春制度ですから、「国家に責任のない国家管理売春」などと言うのは言葉としても奇妙なわけです。公娼制度の存在をもちだすこととは、おのずから国家に責任があるということを自己暴露することのはずです。ところが日本社会では逆に、公娼制度の存在をもちだせば国家補償無用論になり、女の側がおとしめられることになる。転倒しているわけです。その転倒はいつたい何なのか。その転倒にこそまさに、従来の公娼制度・廢娼運動のパラダイムがあると思います。加害者の側である国家が無罪とされ、被害者の側の女が蔑まれるというパラダイムですね。

「慰安婦」は公娼ではないという反論はいわばその同じパラダイムに立つていてるわけで、反論は反論でも非常に危険をはらんだものだと私は考えています。こういう反論に終始している以上、同じ日本軍性奴隸制度の被害者であつても前歴が公娼だつた女性などは排除され続けるわけで、日本人「慰安婦」は永遠に黙つてているしかなくなつてしまふ。逆に、そういう被害者も含めて、日本軍性奴隸制度の被害を受けた「慰安婦」総体が尊厳を回復してゆく展望を拓くためには、フェミニズムの歴史的自己検証がどうしても必要であると考えます。フェミニスト自身が自分たちが公娼制度をどう見てきたのか、その被害者たちをどのように扱つてきたかということについての自己検証ですね。かつて公娼制度の被害女性たちが売春管理を国策にしてきた国家に補償を要求していた。そのとき日本社会は彼女たちの要求を拒絶し、反社会だと断罪してきたわけですね。そのようにしてきた、それにくみしてきた人々が、それを誤りだつたと自省することなしに主張をスライドさせて、あたかも自分たちはずっと女の立場を擁護してきたかのようにふるまうことは事実に反してもいるし、従来のパラダイムから脱却することができないままになると危惧をもちます。日本女性の闘う主体性の形成、フェミニズムの成長に望ましくない、と私は思います。「自由主義史観」派の「慰安婦＝公娼」論やそれへの反論としての「慰安婦・非

「公娼」論の問題については、「季刊戦争責任研究」（一九九七年冬季号）や「現代思想」（一九九七年一二月）に自分の考えを書く機会がありました。またそちらの方も見ていただけたと嬉しいです。

本日は国民基金のことにもふれたいと思います。「自由主義史観」の人々の主張は本当にひどい、とうてい許しがたいものですが、そもそもどうしてあのような反動キヤンペーンが盛んになってきたのかということを考えると、やはり、あくまでも国家補償はしないという態度をとりつづける日本政府の責任こそ最も問われねばならないと思いま

ああいう非常に極端なかたちの、むきだしに野蛮な巻き返しキヤンペーンというものが横行していると思います。「自由主義史観」の人々の主張は、本当に極端な暴論なわけで、まともな良識のある人々であれば支持を寄せるような議論ではないですね。でも、そういう「自由主義史観」派の果たしている役割というのは、二重なのではないかと思うわけです。

一つにはあのようなキヤンペーンで公娼への差別意識・女性差別意識とか民族差別意識というような日本人の醜く下劣な面に最大限に訴えてゆき、煽る役割。それによって日本人はますます醜く下劣にさせられていくと思いますが、そういう役割が一つ。

「国家補償はしない」と、「補償にかかる措置」ということで民間から募金を集めて被害者たちに渡すことでの問題を收拾しようとする政府の態度、アジア女性のための平和国民基金なる動き。そういう日本政府の無責任で不誠実な態度と、それにくみする知識人、マスメディア。日本としてはこういうところで手を打ちたい、これで「及第点」をくれるべきだ、「及第点」をくれないならくれない方が悪い、とそういう方向に日本が傾きつつある。そして、それまで「慰安婦」問題の解決に国家補償が必要だという主張に傾いてきた多くの国民の意識もそれに傾く、もうそれでいいじゃないか、という気分が高まっているのが今日の状況ですね。この状況を背景に、「自由主義史観」の人々のくらべれば、橋本龍太郎氏などもとつてもジエントルマン

に見えてくるわけですね（笑）。そういうところに「自由主義史観」の人々の果たしている大きな役割があるのでないか、と思います。

戦後補償運動が九二年、九三年、九四年と非常に盛り上がりってきた、ところが国民基金の発足以来、難しい局面にはいってきています。歴史はまた繰り返すのだろうか、という陰鬱な危惧を私は抱いています。念頭にあるのは、百年前の廃娼運動の変質や四〇年前の売春防止法制定のプロセスのことです。

百年前の話からしてみたいと思います。もともとジョセphin・バトラーらが始めた廃娼運動は、女を娼婦と淑女に分断するものに対する反対運動、国家権力が女の売春を管理することへの反対運動でした。ところが、それが世纪末には水と油のように異質なものに変質してしまった。ふだんな娼婦は追放し、純潔なレディーたちがレイプされたり売買されたりすることに反対する、「乙女の純潔保護運動」というようなものに変わつてしまつた。公娼制度実施国が音頭をとつて内外の警察権力を駆使する、問題の解決を国家権力にゆだねる運動に転向してしまつた。その変質のプロセスには確信犯的な性差別主義者の役割もありました。けれども、ある意味でもっと豪傑なのは、パトロールもふくめ、本来フェミニストだったはずの人々もういう運動の転向のなかで成すすべがなかつた、そこに呑みつきりした取り締まり志向をもつていたわけではないの

み込まれ、やがて沈黙していった、ということです。なぜか。差別的女性観や軍国主義という支配的な価値観に訴えかける事の方が、広範囲な人々の共感を集めやすく、権力者を動かすのに便利で、ひいては何らかの改良らしきものに結びつけることができる。それはよいことだという錯覚が彼女たちをも支配したからです。フェミニストのあいだの葛藤もありながら、結局は運動は変質を遂げてゆき、フェミニスト的な主張は後景に退いて、第一次大戦前夜になるとすっかり影をひそめてゆく。アメリカでもヨーロッパでものきなみ娼婦管理が厳しくなつて軍隊のために女人の人権が蹂躪されてゆくのに、フェミニスト的な言動は雲散霧消するというような状況になつてしまつた。

四〇年前はどうか。当時の売春禁止運動の中心にいた人々の一部には、信じがたいような、非常にはつきりした問題があつたといえます。占領軍に肩入れをして、日米の警察権力で女性を取り締まるように建言するという態度がとられていました。占領軍の相手をする女性たちを取り締まらねばならぬ、ブラックリストとかをつくつて管理を強化せねばならぬ、とかですね。これらの主張のどこにフェミニズムが見いだせるか、信じられないような内容です。だが、そういう運動の中心というより、その周辺において、売春禁止運動に支持を与えてきた人々の大部分は別にそうはつきりした取り締まり志向をもつていたわけではないの

です。気持ちとしては「売春というのは人権侵害だ、貧乏な娘たちがひどい目にあわされている、あんなことは法律でいい止めねば」と考える善意の人々であつたわけです。善意、非常な善意だったわけですね。その人々のなかには、赤線の女たちの抗議や嘆きに対し一定の理解や同情をいたく知識人・運動家もいたように思われます。が、実際には、当時の多くの女性団体、そして革新政党も、彼女たちの立場にたちきることはしなかつた。「気の毒だが仕方がない」というようなことです。大多数の支持者はもつと単純でしょう。問題を深く考えず、売春など悪いことを国が禁止する、それは結構なことだ、ということでしょう。その結果として、当時の日本社会が売春防止法をあのような内容のものに作り出した。公娼制度の被害者に罪を着せ、国家に責任を逃れさせるかたちで公娼制度がなくなり、売春防止法体制が成立したわけですね。

百年前、四〇年前の運動の過程で人々は葛藤しつつ良かれと思っていたり、「善意」に満ちていたりしました。今、国民基金というような問題が出てきているわけですが、私は歴史の教訓に学ぶべきだと思います。

国民基金を推進しようとする人々は「自分たちも国家補償の必要性を認めていないわけではない。これは第一歩なのだ」おっしゃっている。けれども日本政府が国家補償の回避措置として国民基金を位置づけ続けてきたことは首尾

一貫した事実です。それが現実であるにもかかわらず、どうしてそれが「第一歩」となりうるでしょうか。私にはまったく理解できないことです。国民基金に対して多くのハルモニたちやロラたちが抗議の声を上げましたが、抗議し拒絶を続けている人も受け取ることにした人も大きな苦渋を味わい、新たな傷を負わされてしまっているのが現実だと思います。

国民基金への反対を続けることについて、考えの狭い、一歩ずつの改良を否定する、誤れる急進主義にとらわれているかのように批判されている場面もあります。「東大新入会」の話を持ち出された方もありますが……しかし私は改良を否定するわけではありません。もし本当に改良なのであれば、それはけつこうなことでしょう。ところが国民基金は「改良」ではありません。「改良」しているのではなく問題の核心を歪めてしまっているわけです。国家補償ということに重い意味をこめた戦時性暴力被害者の尊厳回復運動を、核心的などころで歪めてしまうものだということです。

おそらくこれを推進したり支持したりする人々には、百年前にも四〇年前にもそうであったように、善意の人もあれば深く考えていない人もあるのでしょうか。が、共通していることがある。それは、主觀の善意はともかく客観的には被害女性を犠牲にして、国家の犯罪の隠蔽に手をかす役

割を果たしてしまっているということです。私は「性の歴史学」のなかで「帝国のフェミニズム」の批判的検証を重視しました。これは山川菊栄先生に学んだことでもあります。「慰安婦」問題をめぐり国民基金によつて収集がはかられようとしていること、そこに従来進歩的、あるいはフェミニスト的だと考えられてきたような方々までもが支持を与えてゆきつつあるという現状に、現在的な「帝国のフェミニズム」をみる思いがしております。

(終わりに)

実は、最後に第三の領域として、自衛隊の海外派兵や日米安保に関することをお話ししたいと思っておりました。が、「後五分」と言われましてからもう五分以上立つてしまっています。別の機会にまたお話しできれば、と思います。本日はどうもありがとうございました。



菅谷 直子さん

卒寿おめでとうございます

### 山下正子さんを悼む

六月一八日（1999）は、私たちの会の最長老で、長らく事務局長として会を支えて下さった菅谷さんのお誕生日です。一九〇九年のお生まれですから、満九〇歳。

懇話会のほかに、山川菊栄記念会の代表として、毎年山川菊栄研究奨励金贈呈者の選考にも加わり、また二〇〇〇年をめざして現在進められている連続勉強会へいま、山川菊栄を読むの第一回講師として五月一五日にお話を下さるなどのご活躍。ライフワークの山川菊栄研究はもちろん、本会報にご執筆下さったように、老人ホームの負担分値上げ反対運動の先頭に立たれるなど、ほんとうにお元気です。いつしょに会を立ち上げた山川菊栄さん、田中寿美子さん亡き後の会の大黒柱でいらっしゃいます。

数年前、郷里の高松の老人ホームに入られるまで、ずっと当会の会員でいらっしゃった山下正子さんが五月一六日ご逝去なさいました（享年八四歳）。

日教組のご出身で、もと日本婦人会議の議長、平和運動、女性運動に人生をかけてこられました。高松に帰られてからも、東京に集会や会合には度々上京され、背筋をぴんと伸ばして、にこやかに話されていた山下さんが、こんなに早く……と、信じられない気持ちです。

慎んでごめい福をお祈りいたします。

### 編集後記

昨年一二月、会報五七号を発送してこの号の編集にかかっていた頃、心臓発作で入院。やつと一月末に退院しました。そこで、またも会報が総会に間に合わないという連続の不手際でした、世話人のみなさんのご協力でやつとお届けできてほっとしています。

まだ全快とはいきませんが、前の五〇%位の動きはできるようになりました。焦らず、ゆっくり回復して、菅谷さんのようにいつまでも元気に活動をしたいと思っています。

（駒野陽子）

# 行動する女たちが拓いた道

行動する会記録集編集委員会〔編〕

「メキシコからニューヨークへ」「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」の運動はどのように展開し、何を創りだしたか。性差別社会の変革を目指して闘った女達の記録。

●2800円

## ハーレムの少女ファティマ

F・マルニーシー〔著〕 ラトクリフ川政祥子〔訳〕 ●2400円

【モロッコの古都フェズに生まれて】モロッコの社会学者で作家、さらにフェミニストとしても活躍する著者の少女時代。封建的な大家族の中で様々な問いを発し、成長する姿を活写。

未来社 東京都文京区小石川3-7-2  
(03)3814-5521 (価格は税別)

日本婦人問題懇話会会報 No.58

発行日 1999年7月31日

発行所 〒151-0053 渋谷区代々木1-49-6  
駒野陽子方

日本婦人問題懇話会  
(Japan Women's Forum)

電話 FAX 03-3370-3662

郵便振替 00100-3-21134

定 價 1,000円 (送料240円別途)



**有斐閣**

新刊案内

東京・神田・神保町2/Tel:03-3265-6811

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

(価格は税別) ご注文はTel:03-3817-0711へ

●図書目録送呈●

## ドメスティック・バイオレンス

新装版

「夫(恋人)からの暴力」調査研究会著

「有斐閣選書」一五〇〇円

◎夫・恋人からの暴力をなくすために  
夫・恋人から女性への  
暴力——ドメスティック・バイオレンス——がなぜ家庭の中で起きる  
のか。その根本原因を探り、安全な生活確保のための方策を提起する。

## 職場のセクシユアル・ハラスメント

奥山明良著

「有斐閣選書」一八〇〇円

セクシユアル・ハラスメントの社会的背景・法的意味・裁判例・  
外団の状況・企業における対応等を総合的に解説する。苦情処理・  
機関の設置の方法、就業規則への規定の仕方等、実践的にも有益。

## セクシユアル・ハラスメント

新装版 一七〇〇円  
「有斐閣選書」

福島瑞穂・金子雅臣・中下裕子・池田理知子・鈴木まり子著  
防止の取組みを紹介し、均等法の改訂による新たな規定を解説する。

## 女性関連法、データーダブック

三六〇〇円  
「有斐閣選書」

国際女性の地位協定(○条約・勧告・宣言から国内法まで) 女性問題解決のための条約・法規集。問題ごとに簡潔な解説を加える。

## ジエンダーで読む福祉社会

一八〇〇円  
「有斐閣選書」

杉本貴代栄著 福祉社会の成り立ちや制度、実態、背景にある価値や文化を、ジエンダー視点から読み説き、社会福祉を再検討する。

## 出生前診断

一八〇〇円  
「有斐閣選書」

佐藤李道著 ○いのちの品質管理への警鐘 出生前診断を受けることは何を意味するか。産科医療の前線に立つ医者からの問いかけ。

## 子育てに男を巻きこむ 想作戦

吉廣紀代子編著 定価1500円+税

仕事だけが人生じゃない! 男たち15人が、子どもを切り口に人生観を綴る手記と解説

## 女が子どもを産みたがらない理由

吉廣紀代子編著 定価1400円+税

なぜ、女は子どもを産まなくなつたのか? 18人の手記から現代社会の構造変化を解く

## 賛治の学校13

鳥山敏子責任編集 定価1300円+税

子どもの叫びが聞こえますか? 逃げるな、親たち! しつかりぶつかれ! 親と子――

## がらだが変わる授業が変わる

鳥山敏子著 定価1300円+税

毎日の授業の中で思い込んだ末、言葉にならないことの言葉が聞こえるまでの軌跡。

## 自然を生きる授業

鳥山敏子著 定価1600円+税

自然といのちの連鎖を軸にからだの表現を交えて深く学ぶ、鳥山教室の授業の記録。

晚成書房

〒101-0064 東京都千代田区猿楽町1-4-4

TEL:03-3293-8348, FAX:03-3293-8349, <http://www.bansei.co.jp>